

令和元年

第10回飯舘村議会定例会会議録

自 令和元年 12 月 13 日
至 令和元年 12 月 20 日

飯 舘 村 議 会

令和元年第10回飯館村議会定例会会期日程

(会期8日間)

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 13	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 14	土	休 日		
第3日	12. 15	日	休 日		
第4日	12. 16	月	休 会		議案調査
第5日	12. 17	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 18	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～8番） 3. 委員長報告
第7日	12. 19	木	休 会		議案調査
第8日	12. 20	金	本会議	午前10時15分	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

令和元年12月13日

令和元年第10回飯舘村議会定例会会議録（第1号）

令和元年第10回飯館村議会定例会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年12月13日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和元年12月13日 午前10時00分				
	閉議	令和元年12月13日 午前11時22分				
心（不心） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	4番 高橋孝雄		5番 高橋和幸		6番 渡邊計	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 高野琢子	
地方自治法 第121条の 規定によ り説明した 出席者の 氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	△
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年12月13日（金）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第10回飯舘村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから、本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本定例会に村長から送付ありました議案は予算案件5件、条例案件4件、計9件であります。

次に、本日までに受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。会議規則第92条第1項の規定により、所管の常任委員会へ付託されました。

次に、監査委員から令和元年度定期監査の結果について、お手元に配付のとおり議長に報告されております。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。産業厚生、総務文教、両常任委員会が11月28日に合同所管事務調査のため開催されております。

次に、議会運営委員会が12月10日に本定例会の会期・日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、今定例会の一般質問の通告は8名の議員からあり、質問要旨はお手元に配付のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって4番 高橋孝雄君、5番 高橋和幸君、6番 渡邊 計君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月20日までの8日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（菅野新一君） 日程第3、村長提出議案第112号から議案第120号を一括して、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、令和元年第10回の飯舘村議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

提出議案の説明に先立ちまして、9月定例議会以降の村の主な動きについてご報告をさせていただきますと思います。

まず、台風19号の被害状況であります。10月12日から13日にかけて我が村を襲った大型台風19号は、村内に甚大な被害をもたらしたところでございます。降雨量が346ミリということで、死者1名、床上浸水2件、床下浸水3件、宅地周辺昇口等の崩壊流出が111件、大倉簡易水道施設の決壊、村道・農林道の陥没、決壊が130カ所、うち通行どめが今5路線あります。普通河川2カ所、水田・畑・用排水路等が219カ所、農業用ハウス2棟など、被害総額は約15億円ぐらいになるかなと、このように見込んでいるところであります。現在、被災箇所の特定と国の補助災及び村単独災の振り分けを行いまして、また、農地については所有者と協議をしながら復旧に向けた取り組みを行っているところであります。なお、補助災害の査定が今月中に実施されることになっており、査定が終了次第、工事発注手続を行い、できるだけ早く復旧を目指してまいりたいというふうに思っております。特に、農地については来年春の作付などが予定されている箇所については、できるだけ作付に支障のないよう取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、帰還困難区域における復興再生拠点区域外に対する対策であります。いわゆる避難指示解除になっていない長泥地区の問題であります。現在、この長泥地区特定復興再生拠点地区内については、集会所、公園などの整備計画を初め、建物の解体、除染が進められております。また、農地については除去土壌を活用した環境再生事業の試験栽培なども実施されているところであります。一方、拠点地区外については今後の国の方針が具体的にいまだ示されておらず、地区内と地区外の住民に大きな格差が生じており、その格差解消が当面する重要な課題となっているところであります。村としては、地区内と地区外の格差をできるだけ少なくするため、同じ帰還困難区域を抱える6自治体、大熊町、双葉町、富岡町、浪江町、葛尾村と我が飯舘村であります。ここに呼びかけをいたしまして、昨年12月に「原発事故による帰還困難区域を抱える町村の協議会」を設置をさせていただきました。会長は葛尾村の篠木村長、私が副会長ということでございます。先日、11月7日ではありますが、復興庁、環境省、経済産業省、内閣府などに対し特定復興再生拠点区域エリアの拡大とあわせて拠点区域外の除染、家屋解体の実施など格差解消のために要望活動を行ってきたところでございます。なお、6自治体の現状や環境・復興の進みぐあいはそれぞれ異なることから、国として一律の整備方針を示すことは難しいのではないかなと、こう思っております。したがって、今後は各自治体の実情に合った弾力的な支援のあり方、つまりそれぞれの自治体の考え方をできるだけ尊重した要望活動というものを進めていくことが6自治体の要望実現に一步近づくのではないかと考えているところであります。

次に、行政区ヒアリングであります。原発事故による全村避難は一時休んでおりまし

たが、避難指示解除後2年目となる昨年から再開をしているところであります。行政区ヒアリングの目的は、村として行政区内の現状と課題についてよく把握をし、今後の村政に生かすことと、村の現状についても行政区の皆さんに説明をし、相互の情報の共有を図っていくというところに狙いがございます。今年は11月25日から12月5日までの5日間実施をいたしまして、いろいろな意見要望、課題などを聞いてきたところであります。

主な要望や課題等の内容としましては、1つは、当然、台風19号被害による道路とか河川、用排水路、農地などの早期復旧をしていただきたいというのが、どこの行政区でもありました。また、農業基盤整備これも早く発注してください。生鮮食料品を扱う店舗の設置もお願いしたい。地域内非常に少ない戸数になっていますから、そのコミュニティ維持をどうしていったらいいか。あるいは、イノシシ、サル対策。里山の再生。高齢者の足の確保もお願いしたい。また、郵便ポストの設置をお願いしたい。などなど、早期にできるものについては次年度の当初予算に反映できるように組んでいきたいというふうに思っています。

次に、第6次総合振興計画の策定についてでございます。去る9月13日に第1回6次総計画策定委員会を開催し、来年9月の村議会に計画書を提案できるように今後スケジュールなどを確認しているところでございます。現在、村民のアンケート調査を取りまとめており、まとめ次第村民にお知らせしたいと考えております。また、計画策定に当たっては、これまで策定委員会2回、4つの専門部会が3回から4回それぞれ部会で開いておりますし、また、先進地視察ということで会津の三島町などを実施をしており、それぞれ村の将来像に向けた課題の整理と具体的な事業内容について精力的に協議、検討をいただいているところでございます。なお、議会にも計画策定の経過等については、その都度報告をさせていただきたいと思っております。

次に、各課の報告に入らせていただきます。

まず、総務課関係でございますが、9月30日に今年度の飯舘村表彰式典を交流センターで行ったところであります。今年度、はえある表彰を受けたのは、選挙管理委員会委員として功績があった大倉の高野京子さんを特別功労者に、また、功労表彰は二枚橋の西尾ツネさん、関根松塚の菅野康夫さん、上飯樋の赤石澤 備さん、関沢の須和正則さん、長泥の鳴原美枝子さんにそれぞれ贈らせていただきました。今後も村政進展のためにさらなるご活躍をお願いしたところであります。

次に、10月3日に今年度の第3回行政区長会議を開催いたしました。定例議会の後に臨時会の議案の報告や各課の各種施策について説明をし、ご意見・ご要望を聞く形で行政区長会を開いております。

10月6日には、村消防団の秋季検閲式を行いました。80人ほどの団員に出席していただきましたが、だんだん村に住んでいらっしゃる団員の少ない中での課題があるわけですが、その解決策についても今後検討してまいらなければならないなと思っているところであります。

次に、11月21日に第6次村総合振興計画策定にかかわる方部懇談会の第1回目ということで、飯樋4区行政区を対象に開催したところであります。懇談会では、現在進めている

専門部会等の進捗状況、アンケートの集計内容、そして出席した40人ほどの方々から意見や質問を受けたところでもあります。今後、12月14日と21日に4方部の懇談会を開催し、村民の声を計画策定に反映してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、住民課関係であります。

税としては、新築家屋や増築家屋について11月1日現在92件の家屋調査を実施をしているところでもあります。この家屋の解体などに伴う宅地等の現況確認調査を実施しており、11月1日現在2,074件の調査を実施しているところでもあります。なお、いわゆる税のほうは現在調査をしながらということで、今、本人が払う分の2分の1は村が代替をしているということでございます。

次に、村民の帰還状況であります。11月1日現在ということで、帰っていらっしゃる世帯は587世帯、1,190人ということで、21.7%の帰還率であります。これに震災後転入者が132人というのと、ホームの入居者合わせて、村内居住者は683世帯になり1,361人ということになります。

次に、避難を継続している方の状況ですが、県外避難者は以前の五、六百人から少なくなりまして、237人。県内のほうは福島市に2,579人、南相馬市に349人、川俣町に308人、伊達市に295人、相馬市に151人、合わせて3,891人になります。仮設住宅及び借り上げ住宅等への入居状況ですが、仮設住宅は10月末日で全ての世帯が退去を完了し、借り上げ住宅等については帰還困難区域らの避難及び特定延長の34件、63人となっております。

次に、「おかえりなさい補助金」ですが、俗に引っ越し費用ということで村民に出しておりますが、帰村の届け出を出している方が587世帯で11月1日現在552件の申請を受けているということで、これの合計が村の単費でございますけれども1億1,000万円になっているということでございます。

健康福祉課関係であります。

帰られた皆様を対象に開設しているサポートセンター「つながっぺ」の利用登録者がどんどんふえまして128人となり、さまざまな健康介護予防メニューなどの参加者も多く、連日盛況にて運営しております。いいたてクリニックについても、利用者も徐々にふえて1日当たりの利用者は16人程度となっております。11月になりましてインフルエンザの予防接種もありまして、24人から30人ぐらいで推移しております。診療日などについても、引き続き利用者の状況を見ながら随時対応をしてみたいというふうに思っております。

9月8日は、敬老会を飯舘中学校体育館で開催しました。招待者の約3割、329名のご出席をいただきまして、久しぶりの再会と「母心」の漫才、までのりの里のこども園児のダンスなどに笑いとお喜びの会をさせていただいたところでございます。今年も準備から片づけまで、それぞれ行政区の皆さん方、婦人会、民生児童員、東京電力ホールディング株式会社など多くの方々にご協力をいただいて盛会裏に終了できたということでありまして、改めて関係者に感謝を申し上げたいと思います。

震災当時住んでいた住居を全て解体された方への被災者生活再建支援金、これについては現在664件の申請があり、うち631件が給付を受けているということでもあります。これは

国からの支援であります。約18億円を超えているところであります。

9月27日には、企業向け認知症サポーター養成講座をやりまして、認知症本人や介護する家族の現状と接し方を学び、村内企業各社から約34名の参加があったということでございます。

11月15日には、「ちょっとした頑張り健康寿命を延ばすコツ」、「おいしい料理で健康づくり」などの講座を、福島県立医科大学医学部公衆衛生学の公開講座を開きまして、42名の参加があつて、それぞれ勉強していただいたようでございます。

次に、復興対策課関係であります。

農政関係では、避難指示解除後3度目を迎えたこの秋に、水田が去年より大幅にふえまして約45ヘクタールで稲刈りが実施されました。うるち米では、里山のつぶ、天のつぶ、ひとめぼれ、あきたこまち、コシヒカリ。もち米では、こがねもち、ヒメノモチ、それから肥料米として、ふくひびきのほか、酒米、ホールクroppサイレージなどが収穫されたところでございます。これについては、11月中旬までに全量・全袋検査等の県が定めたモニタリング検査を完了し、その全てについて放射能物質濃度が検出限界値未満であったため、主食用米のほとんど及び飼料用米の全量がJAに出荷されているところでございます。また、主食用の米の一部については、昨年に引き続き道の駅までい館で販売をされているところであります。

また、村内で生産された野菜等のうち、11月中旬までに県の緊急時モニタリング検査を受検したものは、生産農家28件で延べ118検体70品目に上っており、このほか村の非破壊式測定機器で自主検査をした約1,000体の検体のうち450検体ほどの野菜類は、そのいずれについても食品放射能基準である1キログラム当たり100ベクレルを大きく下回っており、自家消費分を除く野菜類の一部が道の駅までい館で販売されているところでございます。

次に、村内で飼養を再開した和牛繁殖農家は、昨年の末から2件ふえて11月中旬までに10件となり、そのうち1件は肥育も含めた一貫経営を行っていただいているところでございます。

次に、農地を守るという取り組みであります。昨年度に続き村内19地区の農業復興組合に加え、村振興公社が営農再開支援事業で除染後の農用地の保全管理活動などを行っております。なお、保全活動に必要な機械は中山間地域等直接支払推進協議会による50%補助事業を活用し、2集落でトラクター等の大型機械2台と8集落でハンマーナイフモアなどのアタッチメント等22台を導入をしたところでございます。また、活動によって摩耗したロータリーの刃の交換や、刈り払い機の一括導入なども進められているところでございます。

次に、生きがい農業の取り組みであります。村独自でやった事業でありますが、昨年度までに290件の申請がありまして、今年度は10月末までに69件の申請があり、合わせて359件の方が管理機やパイプハウスなどの導入により村内で家庭菜園等を取り組んだり、いろいろなことをやっていただいています。これも単費の事業でありますけれども、補助額は約1億5,000万円になっているところでございます。

次に、なりわい農業の取り組みでは、昨年度までに70件の採択がありましたが、今年度

は11月中旬までに6件が事業採択を受けておりまして、実施に向けて進めているところがあります。さらに、被災地域農業復興総合支援事業については、松塚地区の牛舎等の整備が完了し、現在、約60頭の飼養を行っているところでもあります。また、約100ヘクタールの作付を予定している13区営農組合へ農業用機械の導入、ライスセンター及びラック式倉庫建設に当たっての造成工事なども現在進めているところでもあります。また、現在まで18地区で中間管理事業や人・農地プランにかかわる説明会を実施しておりまして、意欲ある担い手への農地の集積を図るため地域内の話し合いを鋭意進めているところがございます。

次に、森林関係であります。平成29年度から森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用いたしまして、健康づくりを兼ねた森林の景観形成活動を「ヤマヒト事業」と名づけまして、あいの沢周辺において清掃、枝打ち、下刈りなどを週3回の頻度で実施をしているところでもあります。

次に、鳥獣被害対策関係では、飯館村鳥獣害対策実施隊20人によりまして4月から11月中旬までにイノシシ392頭、サル9頭の駆除を実施したところでもあります。また、村内で農業にかかわる方の圃場については、ご希望に応じて順次、電気牧柵やサル対策用フェンスの導入を進めているところがございます。

次に、商工労関係であります。労政関係です。

まず、中小規模事業者への事業再建支援の原子力被災事業者事業再開等支援事業、いわゆる4分の3の補助事業であります。これが今年度は10月までに6件の申請がありまして、村では事業費確定後に陽はまた昇る基金を活用して5%上乗せ補助の支援を実施しているところでもあります。これも単費の事業であります。商工関係がこれまでに約3,300万円が、それから農業関係が5,800万円が5%上乗せということで、合わせて9,000万円を村の単費で補助をしているところでもあります。

次に、県の事業再開帰還促進事業の交付金を受け、7月1日から「いいたてプレミアム付商品券」を販売しているところがございます。10月末までに村民や村内事業所に勤務している方に9,282冊を購入していただきました。1万5,000冊という冊数を予定しておりますので、これからかなという気がしますので、まだ期間はありますのでぜひまだの方は購入をお願いしたいという話をしているところでもあります。この交付金を活用して10月27日に交流センターふれ愛館において、村商工会が主催となりまして「いいたて秋祭り」を開催をしたところでもあります。

次に、宿泊体験館きこりの利用状況ですが、今年4月から10月までの全体利用者数は5,507人、うち宿泊利用者が1,847人となっております。村内はもちろん、村外から多くの皆様にご利用いただいているところでもあります。今後も村内外にPRしながら、「きこり」を拠点とした交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、もりの駅まごころ外部修繕工事ですが、屋根、外壁塗装や駐車場、のり面等の修繕を行い、機能回復に向けて工事を進めているところでもあります。

次に、道の駅までい館の状況ですが、今年4月から10月までのレジ客数は、までい館が6万1,372人、セブンイレブンが15万458人となっております。また、10月27日には、「い

いたて秋祭り」とあわせて「収穫感謝祭」を実施しました。までい館の生産者会が中心となって豚汁の大鍋を振る舞いました。ふるさと特産品コーナーでは、村内の方がつくった加工品や工芸品や農作物もちろん、日本で最も美しい村連合に加盟している三島町と北塩原村からも出店をいただいたところでもあります。今後も、道の駅までい館を復興拠点施設として地域の活性化を図ってまいります。

次に、建設課関係であります。

工事委託関係の進捗状況ですが、発注件数が162件、契約金額が約43億4,300万円ということで、進捗率50%であります。また、他課から受けている事業ということで、これが発注件数15件、契約金額が約14億7400万円ということで、これの進みぐあいが約38%ということでございます。

次に、住宅の入居状況であります。入居可能な戸数は99戸あるわけですが、94戸146人が入居中であります。65歳以上というのは32%になっております。今、建設中の大師堂団地は、4月からの入居を目標に工事を今進めているところでありまして、入居募集についてはお知らせ版で周知をしているとおり、第1次募集を来年1月17日までの期間で実施をしているところでもあります。

次に、10月12日発生の台風19号被害に伴う災害復旧状況であります。農地災害については、去る12月3日から6日まで査定を受けておりまして、合わせて約9,400万円を申請し査定率98.7%の結果となっているところでもあります。その他軽微な災害というものは、いわゆる事業費上限40万円の村単独補助による申請受け付けを開始したところでございます。村道、農林道、普通河川等については現在早期復旧を目指して実施をしているところでもあります。

次に、教育関係であります。

10月23日に、第3回目となる義務教育学校準備委員会を開催いたしました。会議では、県に提出いたしました義務教育学校の設置協議書に対し県より10月7日付受理した旨の回答をいただいているところでもあります。なお、校歌作成などの開校に向けた準備の進みぐあいについては、報告、協議を行ったところでございます。進みぐあいは、おおむね予定どおりであります。今後も準備委員会や説明会を開催しながら開校までに必要な準備を進めてまいりたいと思っております。

10月26日には、こども園、小学校、中学校合同のいたてっ子発表会「赤蜻祭」が開催されました。村内で園、小中学校を再開してから合同行事として開催しているものですが、いずれの発表も少人数教育の特色を生かしたそれぞれの年齢の発達段階がわかるすばらしい内容であったということでございます。

生涯学習課関係であります。

市町村対抗軟式野球大会が9月15日に開催されまして、これまでは初戦が3年間勝っていたんですが、今回は残念ながら大玉村に惜敗をしたところでもあります。なお、ソフトボールのほうは災害の影響で中止ということでございます。

次に、10月26、27日に第36回飯館村文化祭を開催いたしました。今年の文化祭は、総合文化展をいたてっ子発表会「赤蜻祭」と同会場の中学校体育館で、一方、ステージ発表

は、いいたて秋祭りと同会場の交流センターで実施をしたところでありまして、780点を抱える作品展示と小学生、中学生を含む村内外から各種団体による舞台発表があり、1,000名を超える村民が来場をしていただいたところでもあります。その中で、「沖縄までの旅」や「未来への翼」などの報告会も行われ、研修の成果を発表していただきました。他の団体とのコラボレーションすることで、にぎわいを多くしていったよい企画だったという声があちこちから聞かれたところでございます。

次に、11月17日には第31回ふくしま駅伝が開催されまして、飯館チームは全区間を完走することができました。今年の駅伝チームも中学生、高校生中心の若いチームで熱心に練習に取り組んでいただいて、当日は全員が完走ということでありまして、それによって中学生、高校生は人間的に大きく成長した姿を見せてくれたところでもあります。

それでは、提出いたしました議案につきまして、その概要をご説明をさせていただきます。

まず、議案第112号であります。令和元年度飯館村一般会計補正予算（第8号）であります。

これまでの予算から7,329万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を178億5,628万8,000円としたところでございます。

主な内容としては、農林水産業費の農業費に1,559万1,000円、林業費に1,259万1,000円、土木費の道路橋梁費から2億645万1,000円の減額、消防費の消防費に3,237万7,000円、災害復旧費の公共土木施設災害復旧費に4,314万8,000円などを計上したところでありまして、歳入には地方交付税、国・県支出金、財産収入、繰入金、繰越金などを充てているところでもあります。

議案第113号令和元年度飯館村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。これまでの予算に64万5,000円を増額いたしまして、合計12億366万3,000円としたところでございます。

議案第114号は、令和元年度飯館村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）であります。既定予算の総額から30万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を4億1,592万1,000円としたところでございます。

議案第115号令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）であります。これまでの総額に81万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を5億792万3,000円としたところでございます。

議案第116号は、令和元年度飯館村介護保険特別会計補正予算（第5号）であります。既定予算の総額に1億96万9,000円を増額いたしまして、総額を12億8,218万5,000円といたしました。

議案第117号は、飯館村森林環境譲与税基金条例でございます。これは、国民から徴収いたしました森林環境税を森林環境譲与税として交付される財源を積み立てる基金を造成するものであります。

議案第118号は、飯館村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例でございます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により会計年度任用職員制度が創設され

たことにより、嘱託職員や臨時職員等の会計年度任用職員への移行に伴い、給与及び費用弁償に関し必要な事項を求めるものであります。

議案第119号は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。これは、地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員に関する諸条例について改正を行うものであります。

議案第120号飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例であります。これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人の人権が尊重され不当に差別されないよう措置を図るために所要の改正を行うものであります。

以上が、提出いたしました今回の議案の概要であります。よろしくご審議の上、本議決を賜われますようお願いを申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案についての説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前10時41分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時22分）

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午前11時22分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月13日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

同 会議録署名議員 渡 邊 計

令和元年12月17日

令和元年第10回飯舘村議会定例会会議録（第2号）

令和元年第10回飯舘村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	令和元年12月17日（火曜日）					
招集場所	飯舘村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年12月17日 午前10時00分				
	閉議	令和元年12月17日 午後 2時54分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不心招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	7番 佐藤八郎		9番 相良弘		1番 佐藤健太	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 庄司伸也	
地方自治法の 第121条のた めの出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 会長	伊東利	○
	選挙管理委員会 書記長	高橋正文	○			
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年12月17日(火) 午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順1～4番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（但野正行君） 報告します。

会期中の常任委員会の活動状況であります。12月13日、総務文教常任委員会が所管事務調査報告取りまとめ等のため、同日、産業厚生常任委員会が陳情第6号審査、所管事務調査取りまとめ等のため委員会が開かれております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君、1番 佐藤健太君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。6番 渡邊 計君。

6番（渡邊 計君） 皆さんおはようございます。議席番号6番 渡邊 計、令和元年12月定例会において一般質問をさせていただきます。

10月の台風19号の襲来の際は、12日午後1時に台風災害対策本部が設置され、13日の災害調査など、村長を先頭に各課長、そして職員の皆様には休日にもかかわらず対応していただき、本当にご苦労さまでした。そしてありがとうございました。

元号が平成から令和に変わり、令和元年もあと2週間ほどで年が変わるわけですが、平成になれた私たちにとってはまだ令和がしっくりこないという感じですが、また未曾有の東日本大震災、そして東京電力原発事故が平成23年ということから、そこからの10年、20年の復興計画、それを数えますとどうしても平成のほうがしっくりくるのかなと。

最近では、新聞などもどちらかというと西暦で書いてきていることが多くなってきているので、そのほうが世界的にも西暦でおっているということで、これからはそのほうが間違いないのかなと感じています。

ただ、私みたいに、皆さん大体昭和の生まれです。自分の年を数えたり、家族の年を数えようと、今度昭和で追いかけなければならないと。そうすると、今、昭和何年だったのかなと、再認識しないといけなくなった。たしか今は昭和94年だと思うんですけども、このように3つの時代、あるいは大正生まれの人だと4つの時代を生きてきますと、何かわけがわからなくなってくるというのは、そのように感じているのは私だけでしょうかと思

っているところでもあります。

今年を振り返ってみますと、地球温暖化の影響により異常気象の影響による大規模な森林火災や大洪水が世界各地で起こっております。日本でも各地で豪雨災害や突風、暴風災害が起き、福島県でも10月12日の台風19号の記録的豪雨により33人もの犠牲者が出ました。当村においても深谷地区で1人の犠牲者が出、各所で多大な被害が生じたことは記憶に新しいところでもあります。

12月に入りますと新聞では復興庁の設置期限を2030年度末まで10年間延長する基本方針案が示され、東京電力第一原発事故を受けた本県を復興する支援、福島再生加速化交付金は2021年度以降も存続される見込みであると。また、ふくしま森林再生事業も継続されることが報道されました。これは、地震、津波を含めた東日本大震災特措法にかわる東京電力福島第一原発事故特措法、あるいは福島特措法的なものが制定されたものと思っております。

我々飯舘村議会も今年2月に国のほうに要望に行った際に、地震・津波災害は10年で復興できるかもしれないが、我々のところには30年たつてようやく半減する放射性物質がまだ多く残存しているので、福島特措法的なものをつくっていただきたいと要望してきました。そして、長期的な支援をしていただきたいという要望をしてきたところ、これが少し理解していただき、認められたのかなと思っているところでもあります。

では、質問に入らせていただきます。

まず、大きな1番目として、台風災害についてお聞きいたします。

小さい1としまして、私はテレビの字幕ニュースを見ていて、当村にも避難所が開設されたということを知ったのでありますが、この避難所開設されて、そこに避難してきた人、そういう人たちは何人ぐらいたのか、どういう状況だったのか。また、避難所の備品等は当時どのようなものが備蓄されていたのかをお伺いします。

次に、私も13日、14日と小宮地区を中心に見て歩いたんですが、道路、河川、水田など、かなり多くの被害が見受けられました。そこで、台風の被害状況と今後の復旧計画について伺うものであります。これは激甚災害適用についてもお伺いいたします。

3つ目に、深谷地区や、あるいは交流センターから現在の菊池製作所にかけては、私が子供のころから大きい台風が来るとよく氾濫した場所です。そこで、今回の深谷地区の洪水の原因をどのように捉え、どのような改善をしようとしているのかをお伺いいたします。

次に、大きい2番としまして、令和2年度の予算についてお伺いいたします。

予算編成はもう始まっていると思いますが、令和2年度予算はどこに重点を置いた編成になるのかをお伺いいたします。

2番目としまして、6月定例会において私が質問・提案したことはどのように予算化され、実行されるのかをお伺いいたします。

大きい3つ目、選挙について。

来年度は村長選挙の年ですが、村民と会うたびに来年の村長選挙に現村長は出馬するのか、どうなっているんだとよく聞かれます。そこで、村長に来年の村長選の出馬の意思を

お伺いいたします。

2番目としまして、令和3年度は議員選挙の年であります。この選挙がこれまでのような避難した状況での選挙になるのか、それとも帰村して、その中での選挙になるのか、その辺どうなるのかをお伺いいたします。

次に、4番目ではありますが、少子高齢化についてお伺いいたします。

この問題は、日本全国の問題であり、当村も避けて通れない問題であります。少子高齢化は村の存続にも将来的にかかわってくる大事な問題でありますのでお聞きいたします。

それで、1番目としまして、現在と震災前の少子化率と今後の対策について。

そして、2つ目は、同様に高齢化について、高齢化率、それと今後の対応についてお伺いいたします。

以上4点、9項目についての答弁を要求します。

村長（菅野典雄君） 6番 渡邊 計議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、令和2年度の予算編成について、重点をどこに置いているのかとのご質問がありましたのでお答えをさせていただきたいと思えます。

この前、12月5日と6日、各課の重点ヒアリングを実施したところでございます。詳細については、来年1月に各課の予算ヒアリングを行うスケジュールで現在進める予定をしております。

11月22日に開催した当初予算編成方針の説明会では、各課長、係長の前でお話をさせていただいたものは5点でございます。

第1点は、第5次総合振興計画、これ実は6年目で震災により中断になったことではありますが、その基本理念、基本構想、基本計画というものを再認識をまずすることが第一であります。さらに第2として、それぞれ経営者としての視点を常に持ちながら予算編成をすること。3点目として、前例や慣例にとらわれることなく、新たな提案、提言を常に考えながら予算編成に当たること。4つ目、事業の質を高めるため、事業の効率化、あるいは統廃合なども含めた抜本的な見直しを考えて進めていただきたいということ。5点目として、無駄を徹底的に省き、効果のない事業に当たっては廃止するなど、財源捻出に努めること。このような基本事項をもとに、復興・創生期間の最終年度となるのが令和2年でありまして、職員一人一人コスト意識を持ち、精度の高い予算編成に努めるよう指示をしたところでございます。

また、引き続き健全財政を維持することはもちろん、村民の福祉向上につながる施策には予算を重点的に配分していくことが重要であると考えているところでございます。

令和2年度予算は、「コンパクトでも輝ける新しい村づくり、将来を見据えた行政経営」をキーワードに、10年、20年後にも簡素で効率的な行財政運営ができるよう進めてまいりたいと考えているところであります。

2点目で、渡邊 計議員が6月定例会で質問したものはどうなっているのかということでもあります。

まず、木質バイオマスであります。焼却灰の処分方法及び事業の採算性という課題があるという状況であります。この進みぐあいといいますか、内容などについては、今回

の定例会の会期中に全員協議会で説明をさせていただきたいと、このように考えております。

また、郷土芸能の継承をとか、運転免許証の自主返納者に対する支援は、あるいは、放射線のマップ作成もというようなことでありましたが、令和2年度当初予算に盛り込めるかどうか、ただいま担当課で事業内容などについて一生懸命検討している状況でございます。

なお、令和2年度当初予算については、村長査定などを経て、2月中旬ごろまでには最終調整をいたしまして、3月の議会の定例会に上程するスケジュールで今編成を進めているところでございます。

それから、選挙についての、来年どうなのだという話でございます。

村長選挙の年であろうと、なかろうと、4年の全任期を村民の生活向上や村の活性化のために全力投球で毎日仕事をするというのが私の政治スタンスでありますので、その結果が今に至っているということでございます。したがって、任期期間はまだまだたくさん残っておりますので、今後も任期中、今述べましたような考え方、政治スタンスでこれからもしっかりと首長としての役割を果たしていくことをお約束させていただいて、答弁とさせていただきます。

その他のことは、それぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私のほうからは2点についてご質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の豪雨災害について、避難の状況及び避難所の備品等の備蓄状況はどうだったのかというご質問にお答えさせていただきます。

さきの台風19号による豪雨の際は、従来避難場所としていた学校施設や集会所等では避難指示解除後2年半を経過した現時点で避難場所として適さない状況があったことから、役場庁舎及びビレッジハウス美団杜を臨時の避難所として開設し、また大倉集会所については行政区の判断により臨時の避難所として開設をしていただいたところでございます。避難所の開設については、10月12日の午後1時に開催した第1回災害対策本部会議において、役場庁舎等を臨時避難所として開設することを決定したところでございます。翌日の13日の午後5時15分までの間、飯舘村役場の休憩室に7名の避難者、ビレッジハウス美団杜に6名、また大倉集会所に5名の避難者を受け入れたところでございます。

非常用備蓄品については、草野小学校体育館及び白石小学校体育館に毛布100枚程度、また、反射式ストーブ20台程度を保有してございました。台風19号による豪雨の際は、避難者の皆さんに対し毛布を配布させていただいたところでございます。また、村では当時非常用の飲料水、食料については備蓄をしておりませんでしたので、翌13日の朝食については村内のコンビニエンスストアより購入し、避難者の皆さんへ提供をさせていただいたところでございます。

今後は非常時の飲料水等の備蓄について内部で協議するとともに、新しい防災計画の策定等もあわせて検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、選挙についての3-2、執行方法についてお答えをさせていただきます。

地方議会の議員選挙については、公職選挙法により「立候補する自治体に3か月以上住所があること」、これが要件となっているところでもあります。ここで言う住所とは、生活の本拠地であり、客観的に生活の本拠たる実態があるかどうかということになっているようでございます。

議員ご質問の避難継続中、あるいは帰村のいずれの形になるのかでございますが、避難指示解除後である平成29年の村議会議員選挙の際には、避難指示解除直後であったこともあり、村民それぞれの生活スタイルが定まらない中での届け出等の書類の審査となり、客観的な視点からしても問題として捉えられるものではなく、形式的な審査にとどまったところでございます。しかし、近年、他の自治体におきまして、住所要件を満たさずに立候補し、当選や得票が無効になるという問題が相次いでおり、早ければ来春の通常国会におきまして公職選挙法の改正案が提出される見込みと聞いているところでございます。

飯館村におきましても、今まで原発避難者特例法において公職選挙法における被選挙権についての緩和措置などは特例がなかったこと、また、令和3年に予定されている村議会議員選挙については、避難指示解除後4年以上経過している選挙であり、村民の生活拠点についても一定程度定まってきた状況などから、今後改正される公職選挙法を遵守すること、すなわち住所要件である居住実態の確認が必要になる可能性もあるのではと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、現段階では不透明な状況が多い状況でございますので、今後、国の動向を見守ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは豪雨災害について、台風の被害状況と復旧計画、もう一点、深谷地区の洪水の原因等についてのご質問についてお答えいたします。

まず初めに、台風の被害状況と復旧計画、激甚災害の適用についてのご質問についてお答えいたします。

10月11日から26日までの間の暴風及び豪雨による災害の被害状況については、11月末現在では農地災害が166カ所、農業用施設災害が104カ所、林道施設災害が13カ所、村道災害が140カ所、普通河川の災害が2カ所、水道施設の災害が3カ所、計430カ所、約14億2,000万円で、農作物の被害を含めると約15億円にも及ぶ甚大な被害となっております。

復旧状況及び計画については、国庫補助事業による災害を除いては、第8回の臨時議会において専決処分を経て、生活に直接関連する村道、水道施設等の仮復旧を先行してまいりました。農地等の被害額10万円以上40万円未満の小災害については、受益者みずから実施する村単事業により70%から90%の補助により対応していますが、10万円未満の災害については、多面的機能支払交付金や自力復旧で対応するよう進めているところであります。

国庫補助事業による災害については、国の査定を受検いたしまして、事業の決定通知を受けて早急に復旧したいと考えております。しかし、災害の発生時期が10月と遅かったことや、村の帰村率が約20%と低い状況にあったために、被災の確認がまだされていない箇所が多くありまして、今後も被害報告がふえる見込みとなっております。

また、これまでに実施してまいりました普通河川（村管理の河川）の堆積土砂排土工事

で実施しました河川の中で、たび重なる大雨により新たに土砂が堆積しまして、排水断面の阻害が深刻であります。現時点では村単独で実施することとなるため、多額の費用が必要な状況となっております。

次に、激甚災害の適用については、10月29日閣議決定されました。激甚災害の指定を受けたことにより、国庫補助事業による災害補助率のかさ上げが見込まれます。かさ上げ率については、災害の工種によって異なりますが、今までの農地等の災害の実績を見ますと、通常の補助率50%から65%の補助率が90%以上の補助率となっております。また、災害による起債の充当率や交付税措置の割合が大きくなり、村負担、受益者負担が軽減される制度を活用して、今後も復旧したいと考えております。

続きまして、1－3深谷地区の洪水の原因と改善についてのご質問についてお答えいたします。

議員お察しのとおり、台風19号の大雨によりまして、深谷地区が広く冠水被害を受け、死亡者が出るなど深刻な被害区域となりました。洪水の原因は複数あると考えられますが、まず短期間による大雨が大きな要素、原因となっていることは事実でございますけれども、1つ目に、二級河川新田川の通水能力が不足していること、2つ目には、営農再開のおくれにより農地の保水機能が低下していること、3つ目に、避難による用排水施設管理の事前対応ができなかったことなどが挙げられます。その中でも二級河川新田川の通水能力の不足が大きな要因となっております。深谷地区はこれまでも幾度となく洪水被害をこうむってまいりました。その都度管理者である福島県に河川改修等の要望をしてきたところですが、なかなか河川改修計画に位置づけされることはありませんでした。しかし、今年度の9月県議会において、重要水防区域の指定による河川改修計画に位置づけをするために、県では調査設計業務の予算が認められたところであります。今後、県との協議を進め、早急な河川改修工事が実施されるよう、県へ要望を進めてまいりたいと思っております。

私のほうからは以上です。

健康福祉設課長（細川 亨君） 私からは、4番少子高齢化について。4－1、現在と震災前の少子化率と今後の対策について伺う。並びに4－2、同様に高齢化について伺う、関連がありますので、あわせて答弁いたします。

初めに、4－1、現在と震災前の少子化率と今後の対策について伺うについてであります。少子化率については、ゼロ歳から14歳の人口を分子とし、総人口を分母として算出しております。村の少子化率は、震災前は13.2%でありましたが、震災後は10.9%となっております。村における少子化対策として、認定こども園の開園、学童保育の実施、妊婦健診の上乗せ助成、教育費などの無償化、スクールバスでの通園・通学助成などを実施しております。今後についても、子育て支援対策は村にとって重要な分野でありまして、これまで同様に現在の事業の継続、見直し等を念頭に置き、未来を担う子供たちの育成に力を入れていきたいと考えております。

次に、4－2、同様に高齢化について伺うについてであります。65歳以上の人口を分子とし、総人口を分母として算出しております。村の高齢化率は、震災前は28.8%でありましたが、震災後は36.9%となっております。高齢者への具体的施策として、サポートセ

ンター「つながっぺ」の運営、高齢者への巡回相談、老人クラブ活動への支援、郵便局での見守り、コミュニティバスの運行などの事業を実施しております。

今後の施策としては、従来の事業に加え、1つ目に趣味を生かした生きがづくり、2つ目に他団体との交流事業の推進、3つ目に高齢者の雇用の場の確保、4つ目に認定こども園児・義務教育学校児童生徒との交流、5つ目に健康づくり・介護予防対策などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

6番（渡邊 計君） まず、避難の状況ということでありませけれども、以前避難所にしていった場所がいまだに避難場所に適さない状況にあるという答弁でありますけど、この避難所として適さない状況ということは、どういうことで適さないのかお伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 以前は各学校、あとは公民館等を避難の指定場所にしてございましたが、ご承知のとおり各学校については8年ほど使用していないということで、備品がたくさん入っている状況もございます、体育館等もですね。あとはクリーニングもされていないということで、避難者の方を受け入れるには整備が整っていないということで、今回においては役場庁舎及び隣のビレッジハウスについて避難所として開設したというところでございます。公民館につきましては、避難所として使えないことはないんですが、河川が近くにあるということで、避難する際も避難するリスクも考えて、今回については役場庁舎とビレッジハウスを避難所として開設させていただいたということでございます。

6番（渡邊 計君） 今、集会所は河川の近くでもありということですが、この集会所というのは草野の集会所ということでしょうか。草野公民館、要は交流センターですね。わかりました。

そこで、今後、今学校とかはいろんなものが入っている、クリーニングされていないということで避難所が開設できなかったということですが、今後も今いろんな荷物が入っていたり、クリーニングもすぐにできるわけではないということになると、今後も学校とか交流センターは避難所としてはしばらく使えないということではよろしいのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今後の避難場所につきましては、現在、村では十数年前につくった防災計画しか持っていないということもありますので、今後の避難所の設定、あとはハザードマップ等の作成につきましては、令和2年度ぐらいに総合的な防災計画の策定も含めて避難所の設定についても定めていきたいと考えております。

6番（渡邊 計君） 今回は大倉の集会所も避難所になったということですが、飯舘村は物すごい広い地域であると。それで20行政区に分かれているということになりますと、役場だけということでも避難所は大変、集まってくるのが大変かなということになりますと、今回の大倉みたいに、要は、簡単に言いますと東西南北4つぐらいということになりますと、大体行政区3つ、4つで1つぐらいの避難所を今後決めていく必要があるのかなというふうに私は考えているわけでありませけれども、行政のほうはその辺のように、20行政区全ての集会所を避難所としてやっていくのか、4つぐらい、東西南北的な感じでやっていくのか、その辺はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 役場職員の人数も限られておりますので、各行政区に避難所を設置

すると対応がなかなか難しいということもございます。議員のおっしゃったとおり、行政区にお願いをして、臨時的に集会所を避難所として開設してもらおうという可能性はあると思います。ただ、先ほど申し上げましたとおり、全村的な防災計画というのを定めないと、その集会所が安全なところかというのも把握をしないとなかなか難しいものですから、その辺もあわせて今後検討させていただいて、避難所の開設の仕方も検討させていただきたいと思います。

6番（渡邊 計君） 余り避難所が数多いと、備蓄品、今後備蓄するにしても管理等も大変になってくるので、その辺は今後のお話し合いでよりよい方向にさせていただきたいなと思うところでありますが、今回避難所となりました役場及びビレッジハウス、この避難場所においては、横になって寝るような場所はあったのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今回の2カ所でございますが、役場は庁内の職員の休憩所というところを避難場所と設定いたしました。そこは畳敷きで、布団等も、毛布等も完備しておりましたので、横になることは可能だと。ビレッジハウスにつきましても、じゅうたん敷きのフロアを避難所として設定いたしまして、毛布等をお配りさせていただいたので、避難された方は横になって朝を迎えたというふうな状況でございました。

6番（渡邊 計君） 私の勘違いかどうか、役場の休憩室、和室、畳あるところ、あそこにも段ボールに入ったいろんなもの、資料があったような気がするんですけども、今回避難した7名全員が横になれるくらいあったのかどうかということに疑問を感じるわけですけども、まあ、その辺は今後いろいろ片づけていただいてということになるかと思いますが、今回その毛布を配ったということですが、この毛布は草野小学校及び白石小学校に100枚程度あったと。要はビレッジハウス及び役場には全然在庫がなかったという受けとめでよろしいのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 体育館にもございましたが、役場の後ろに日赤の備品が入っている倉庫がございまして、そこに30枚ほどの毛布がございましたので、当初はその毛布を使わせていただいたということでございます。

6番（渡邊 計君） それと非常用の飲料水及び食料については備蓄していなかったということで、13日の朝食については道の駅のコンビニエンスストアに買いにいったということでもありますけれども、これ停電になったり、あるいは冠水がひどくて買いにいけないということもあり得るわけで、停電になりますとああいうコンビニ、レジ動かせないということになりますと、提供するものが購入できない、手に入らないということになりますので、今後はそういうものを村として備蓄すべきだと。課長ともたびたび話させていただく中で、消費期限があるということで、ちょっといろいろ防災グッズ調べますと、防災グッズ、今は5年間の消費期限があるものがそろっていると。そして、その中には食料品として缶詰になったパン、あるいはレトルト食品も温めなくて食べられる、あるいはお湯じゃなくて水を入れて食べられるものがある、あとは乾パン、あるいはそういう菓子的なビスコなども5年間、そして水も5年間消費期限があるというものが載っているわけで、それらは10人で3日分で約4万円なんですよ。これが30人分とか50人分とか、そういう形で売っているわけなんですけれども、そういうことで消費期限が長い、そして消費期限の期限が来た

場合には、学校、あるいは「つながっぺ」とか、そういうところに提供して食べていただいたりすることも可能ではないかと。これ一気にそろえなくても、例えば最初に30人分そろえて、あと10人分ずつ毎年足しながらいくということになれば、大した金額にはならないんですね。ですので、その辺をぜひいろいろデータ取り寄せてやっていただきたいなと思うところでもあります。

そこで、この飲料水、非常食以外に救急箱、単に軽いけがをしたとか、あとはそういう避難してきますと精神的にまいるので、胃が痛くなったりする人もいるということで、簡単な薬、それから、停電の際の懐中電灯ですね、これ、懐中電灯だけだとちょっとスポット当たらないということになると、懐中電灯と、あとはランタン的な、真ん中に1つ置くとかなり明かりが広がる、そのような装備も今後すべきと思っているところではありますが、その辺はどうでしょう。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃったとおりだと思います。飲料水については、翌日配布したと答弁申し上げましたが、当時の夜ですね、役場に会議等に使う飲料水がございましたので、当日の夜に飲料水はお配りさせていただいたところでもあります。

今おっしゃられた非常用の飲料水、食べ物については、これは災害いつやってくるかわかりませんので、どのような装備をしたら一番いいのかということをやっと検討させていただいて、防災計画の策定を待たずして、最小限のそのような備蓄品は検討させていただきたいと思います。

副村長（門馬伸市君） ご指摘のように、まさしく有事の際の防災の体制というのが、食料品、飲料水も含めて村としての対応が万全ではなかったなというふうに思っています。それで、よその自治体では最近、防災センターそちこちでつくっています。村のほうとしても今回の件も含めて、やはりしっかりと防災センターを建設をして、そこに避難所であるとか、停電の際の対応とか、あるいは食料品、飲料水であるとか、そういう備蓄ですかね、そういうのはしなければならぬということで、今国のほうに飯樋小学校の改修とあわせて防災センターの整備の計画をしております。具体的に国のほうから内定があれば、また詳しく議員の皆様にもご説明申し上げますが、そんなことで対応することにしておりますので、確かにご指摘のように、いざ有事の際の対応が万全ではなかったということでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

6番（渡邊 計君） 今回、その避難所開設されたわけですけれども、これ役場7人、それからビレッジハウス6人と避難してきたわけですけれども、この避難所開設の周知は何かなさったんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 周知については、村から発信する防災メール、あとは報道等に投げ込みをして、テレビ等でごらんになった方もいると思いますが、そのような方法で周知をさせていただいたということでございます。

6番（渡邊 計君） ということになると、周知が100%行っていたのかどうかという疑問も出てくるわけですけれども、当村においては、私、伊達市に今いるんですが、伊達市だと防災の外部のスピーカーによって、防災無線とか避難所開設とかというのが流れてくるわけですけれども、飯館村は場所が広過ぎる、家も点在しているということで、それはちよっ

と難しいのかなと思っているわけですが、今回、12月6日に新聞に載っていたのが、防災無線の受信機、戸別に無線機を取りつけたらいかかと、これが1万台、消防庁のほうから日本全国で1万台ということが無償で貸し与えると。ただし、市町村側にも同じ台数を買っていただくということになるわけですが、これですとひとり住まいのお年寄りとか、そういうところまで連絡が十分に行くのではないかなと。これが予算的なことも出てきますので、すぐには無理かと思えますけれども、受信機未配備の市町村にはお試して10台ずつ提供するという事業も実施しているということが新聞で報道されていますので、その辺から入って行って、そういうことが有効であれば、村のほうでも台数をふやしていくべきかなと考えているところでありませうけれども、その辺はどのように考えますでしょうか。

村長（菅野典雄君） いざとなればいろいろな手があるんだろうとは思いますが。ただ、そういう無線機というものが、年配の方が多く中で、果たして有効になるのかどうかというのものを考えなければならないなと思えます。むしろいざとなったときには、そういうのを、それなりの村なりいろいろな組織が、やはりそれぞれの状況を把握をして、そのときにどうするかという、そういうきちんとした人対人という考え方のほうが、多分飯舘村には大切ではないかなと思っています。だから無線や何かが必要ないということでは全くありませんけれども、できるだけ安心をしていただけるような、そういう対策をこれから防災計画の中に盛り込んでいきたいと思っていますし、今、第6次総合振興計画の中にも防災関係の専門委員会が、今一生懸命検討していただいていますので、そういうのを一つの課題として、これから計画に盛り込んでいきたいと、このように思っております。

6番（渡邊 計君） 今、村長から人対人、これ確かに消防の人やそういう人が行って、声かけてくれるのが確実であると思えますけれども、確かにそのとおりですけれども、こういう避難しなければいけないような状況になったときに、要はそういう消防の人とか、連絡をしに行った人が二次災害に遭うという可能性も強いわけです。そしてこの今現在、消防の人数も大分少ないと、村外にいる人が多いということを考えますと、人対人、限度があるんじゃないかなと。それを補うため、こういう無線受信機、そしてこれも全戸配布が望ましいですけれども、とりあえず行政区の区長さん宅、あるいは村の住宅であるならば住宅に1つ、班長というかそういう人のところに1つぐらい備えて、そこで小さな範囲で歩くなら二次災害もなくなってくるのかなというふうに考えるんですが、その辺どうでしょう。

村長（菅野典雄君） 決してそれが要らないというわけでは全くありませんけれども、いざ大変なときには判断が非常に難しいなと思っています。今回も避難勧告なり何なりという話もあったんですが、何せ夕方になってからかなり強くなったということで、あちこちでそういう自治体やっつけるところがありますが、村としての判断は、飯舘村の場合には、それをすることによって二次的に大変なことになるのではないかと、そういうことでかなりの人たちが来るまで避難したことによって、亡くなっているという事例もあるわけでありませう。実は、死亡には至らなかったわけでありませうけれども、宮内地区で車で避難をした村内の方ではありませうけれども、車が完全に水に浸って動けなくなったという事

情があって、それは村のほうで役場職員が救出して、ビレッジハウスで一晩を過ごしてもらったということですから、確かに行政として、あるいは関係機関、必死にこれからの防災に当たって住民にどう対応するかというのを考えていかなければなりませんから、計画はやはりつくっていかなければなりませんけれども、その計画が全てだという形ではないので、往々にしてやはり臨機応変にするような、そういう考え方もあわせてやっていかなければならないなど、このように思っているところであります。

6番（渡邊 計君） この避難勧告というのはある程度早目に出せるんですね。勧告でありますから、その人が避難する、しないは、その人の判断であると。ただ、その後、どうしてもこれ避難しなければいけないということになれば、今度は避難指示というものが出てくるわけで、避難勧告というのはある程度早目に出せる、そのためのこういう防災無線をつけたりするのが必要なのかなと。もう避難指示になるといっぱいいっぱいの時間ですので、本当に難しいなど。ですので、ある程度予防することが難を逃れることになるのではないのかなと思うわけで、この辺は今後、ぜひ検討していただきたい。

それと、今、要は防災の、簡単に言えばマニュアル的なものは大分前のもので、今のものに対応できているかどうかということですので、この避難及び備蓄などに対するマニュアルをぜひつくっていただいて、この異常気象がたびたび起こる世の中になってきたので、その辺はきっちりと村民の安全のためにやっていただきたいなどということ、ぜひ前向きな検討をしていただきたいなと思います。

次に、被害状況ということでもありますけれども、かなりの被害が出ているわけですが、激甚災害指定された場所というのは、ほとんどが国の予算でできるのかなと。ただ、激甚災害指定されなかった場所は、もう今の話ですと村単の補助事業でやらなければいけないということですが、今回その激甚災害指定を受けた場所というのは何か所あるでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 激甚災害の指定は、自治体単位で指定されております。基本的にはいろんな指定の方法があるんですが、自治体の一部というふうな指定もありますけれども、今回については村全体が激甚災害の指定を受けたということで、その激甚災害の指定を受けられる事業が、できるものとできないものがあるというふうな内容でございます。

6番（渡邊 計君） そうしますと、宅地や農地等の崩落した場所を直すのは、もう村単でやるしかないということなのかもしれませんが、この被害額10万円以下は自分で出さないと。10万円から40万円の間は被害については、宅地等は90%補助、農地は70%補助ということになりますと、例えば70万円かかったとしますと、40万円と70万円の差額30万円プラス、農地であれば40万円の3割、宅地であれば40万円の1割をプラスして修繕すると、復旧するということがよろしいのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的には今の議員の内容となっておりますが、ただ、現実的には今後の村単補助に関しては、補助金ということでやっておりますので、全てが全て業者のほうに工事を発注をして、それだけの金額がかかるということではなくて、ある程度標準単価をもとに事業費を決定いたしまして、それらを今までは自分たち、地元の人たちでそれを賄って、自分たちの人夫代ぐらいでそれで賄いができるという制度の趣旨を持ってお

りました。ただ、現在避難されているという部分があって、それを業者のほうに頼めば今のような金額の負担が出てしまうということですので、そういうところを踏まえて、今、多面的機能の制度もありますので、そういうやつの活用を検討しながら、個々の単位ではなくて行政区単位でそういう対応をお願いしたいなというふうに今お話をしているところであります。

6番（渡邊 計君） 今の被害額、これ業者が入れば見積もりで10万円以下か、以上かというのわかってくるわけですがけれども、今みたいに業者じゃなく、多面的なものを使ってやっていくとなった場合に、この金額というのは役場が10万円以下、10万円以上ということを決定するというのでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） ちょっと今のご質問の前に、前のご質問の中で宅地関係についてはその補助は現在ありません。今言いました多面的機能支払交付金事業でやる場合については10万円以下、10万円以上というものではなくて、基本的には人夫賃、賃金で払う部分と、先ほど言った工事で払う部分があります。賃金で払う部分については出面ですね、実際にかかった費用、あと工事に出すときについては、基本的には村ではなくて、その多面的の組織の中で三者で見積書等をとって、それに対応いただくということになっております。

説明不足でありまして、先ほど言いました村単事業の10万円以上40万円未満ということですが、その部分については村の補助事業ということで、先ほど言いましたように現場のほうの確認をとって標準単価において村で積算をした金額で補助金の決定をしております。

6番（渡邊 計君） 多面的機能支払交付金でやるということ、今お話あったわけですがけれども、これお金はあるけど人が集まらないということになってきますと、じゃあ待ってられないから自分でやらなければいけないということになった場合に、例えばこの工事9万5,000円ぐらいで上がりますよと言われた場合には、じゃあ10万円にならないから全部自分の手出しだと。じゃああと1万円分ぐらい何か材料変えてちょっといい物を使ってくれと、10万5,000円にしてくれと、そうすれば3割で済むんじゃないかと、そういう形にもなってくるんじゃないかと思うので、その被害額についての質問をしたわけですが、その辺のところを本当に金額を決めるというのが、業者が見積もり出した場合、役場は黙ってその見積もりをのむということでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） ちょっと考え方を整理しますと、まず村でやる村単事業の場合と多面的の事業でやる場合ということで、先ほど言いました村で補助事業としてやる場合については村で積算をします。多面的については、実は10万円以上30万円未満という基準がありません。ある程度我々のほうで考えていますのは、村単事業で対応できなかった部分、そういうところを多面的で活用できますよというふうな説明をしております。ですから、10万円に満たない部分であっても多面的のほうを活用できるというふうな形になっていきますので、それは多面的の組織の中、あとは基準の中でうまく活用して復旧していただければと思っています。

6番（渡邊 計君） わかりました。ただ、この復旧に関して、今現在、農業から離れている人がかなり多いということで、水上の人が被害を受けていて、でも私は農業やらないから

直さなくてもいいやと。しかし、水下の人が農業をやるんだと。でも、水上を直してないから水が来ないとか、あとは上の崩れた場所、農業やらないけど今後の災害によってまた水に流されて、それが村道や県道を侵食して道路等に被害が及ぶなど考えられる場合には、この場合にはどのような形での修繕をされるんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 基本的に農地を守るというのが今までも農業者、地権者、地域の方をお願いしていたところであります。先ほど言いましたように、施設に関しては上流、下流のほうでの施設の管理が出てくるかもしれませんが、それこそ多面的のほうで共同活動というふうなところで地域一帯を災害を未然に防止する、復旧するというふうな考え方をもとに、やはりその地権者、そこだけの地権者ではなくて、そういう地域のつながりの中でやっていただきたいなと思っています。

村としてはその復旧する申請、やろうとする人がいなければ、補助金を出すことはできませんので、そういう対応になろうかなと思っています。

6番（渡邊 計君） 小宮でもこれまでも多面的な予算を使ってやっている事業もありますけれども、ただ、どうしても人手不足、これが否めないで、その辺のところを今後考えてやっていただきたい。

それと、河川の問題でありますけれども、新田川、それから飯樋川見ますと、真ん中に中島というのか、真ん中にもう土が盛り上がってきていると。ということになりますと、計算上でつくって大丈夫だろうとつくった川の高さが、中に中島がありますとその分水が入らないと。じゃあその水どこへ行くといったら、上に水位が上がるしかないということになってくるわけですので、そうするとどうしても氾濫の危険が高まってくるということでもありますけれども、村単費で実施することで多くの費用が必要になってくるということでしたけれども、今回、12月6日に今回の被害を受けて、国土強靱化ということが2018年から2020年度の3カ年計画出されていたわけでありまして、これに今回台風の影響ということで追加対策が盛り込まれ、この柱は河川の堤防強化やしゅんせつということで、今回出されてきたわけでありまして、これらの国からの補助などを使い、また、当村の河川には放射性物質も沈殿しているということでもありますので、その辺、両方使って今後この川のしゅんせつをしないと、真ん中に中島があることによって濁流も起きますし、そうすれば護岸の削れも強くなってくるわけなんですけれども、この辺の予算、新しく出てきたこと、そういうことや放射性物質の除去ということで、現在、村の予算でやっているということですが、この辺は今後、国と話し合って早急にやっていく必要があるのではないかなと思います、その辺、今後どうなりますでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどの答弁でもお話ししたとおり、河川の土砂が今回の大雨でも堆積したということで、村の中には普通河川、あと二級河川ということで、県管理と村管理の河川がございます。先ほど言った土砂の堆積の部分については、災害以前は村のほうではいろいろ交付金事業を活用しながら普通河川の堆積土砂を撤去してまいりました。まだ残っている部分もありますけれども、継続して撤去していくということになっております。

あと二級河川につきましては、去年、白石等を見ていただければわかるとおり、順次そ

の土砂撤去を進めていくという方向で今やっております。

それで、放射線という内容でございますが、基本的には今のところ放射線に関しては、河川の部分については線量は低いということで、その放射線対策ではなくて河川の通水断面を拡幅するための土砂撤去というふうな方法でやってございます。今後も、先ほど言ったように継続してやっていく部分と、その事業については大体1回で終わるというふうな事業でございまして、その後たまった部分の土砂をどうするかというふうなことが今後の課題になってくるかと思っています。

白石のほうも見てもらうと、やっぱり若干土がたまっているというところでありましてけれども、そういう部分の財源確保、その国土強靱化計画の中でどれほど財源が来るかというのちょっと確認してみなければわかりませんが、ほとんどそういう財源を活用することができなかったということが村の事情にありましたので、その辺は内容を検討しながら、そういう財源を確保できて、安全を保つことができるのであれば、そういう方向で進めていきたいと思っています。

6番（渡邊 計君） この川、新田川、あるいは飯樋川、小宮のほう、下のほうがまだ大分、全然堆砂がとれてないということですが、この河川のしゅんせつが一通り終わるのはいつごろという目安でしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 復興・創生期間内というのが一つの目安でありまして、最初には来年度までというふうな計画で進んでおります。ただ、現状を見ますとなかなか厳しいところもありますので、その復興・創生の期間も10年間延長されたということで、全てを早いうちに進めていきたいと思っております。

6番（渡邊 計君） 次に、深谷の今回の洪水ですけれども、現場を見てみますと、あそこの川、本流に流れるところが鍛冶内からの流れと長橋からの流れ、2つあるわけですね。現場を見てみますと、鍛冶内からの流れは河川に対して鋭角的に入っていると。もう一つ、長橋から下ってきたところは、カーブが曲がったちょうど頂点のところ、水圧かかってくるところに今出ていると。ですので、今のままでやっていけば、もう本流からのバックウオーター、要は逆流は防げないのではないかと。そこで対応するならばポンプアップ、あるいはもっと下流のほうにV字型に入れるという方法もあるかと思うんですが、その辺の計画というか、今後の対応、大きい台風が来るとまた必ず洪水になりますので、その辺はどのように考えていらっしゃるんでしょう。

建設課長（高橋祐一君） 深谷のエリアにつきましては、以前からいろいろ調査をしているところでありまして。先ほど言ったように、県のほうでも現在調査をして測量設計をやっていくという形ではありますが、基本的には先ほど言ったように、長橋のほうから入ってくる部分、鍛冶内から入ってくる部分、ポンプアップしたとしても河川の断面が小さいので、それを排水することができないと。根本的に河川を改修して、河川の断面、通水の断面を広くしなければいけないというふうな結果になっております。それを踏まえて県のほうには河川改修で、河川の通水能力をふやすというふうな方向で考えております。

データ上は、今対象のところに橋がかかっております。あそこについても暫定断面でありまして、実際的には38メートルの川幅が必要というふうな計算になっております。現在

は暫定で半分の約20メートル川幅でやっている。その上の深谷に関しましては、現在は13、14メートルないということで、排水能力を比較しますと、大体今の通水断面では82トンぐらいですね、1秒間に。その上が約40トンということで、2分の1ぐらいの水しか流れないというふうな結果が出ています。そういったところを踏まえて、河川改修で進められるよう、県のほうにこれからも協議していきたいと思っています。

6番（渡邊 計君） 次、令和2年度の予算についてであります。今回、12月14日に福島再生加速化交付金、これ第40回配分ということで、その中で帰還環境整備第27回ということで、飯館村のほうに6,400万円ほど補助がおりてくるわけですが、これは来年度予算に入るのか、また今年度に使うのか、この6,400万円の使う内訳がわかりましたらお願いいたします。

総務課長（高橋正文君） 6,000万円のちょっと詳しい内訳持っておりませんが、それは今年度に使う分でございます。多分それは先ほど副村長が申しあげました防災拠点関係の27回分だと考えております。

6番（渡邊 計君） 2番目で、私が6月定例会で提案したようなことについての、予算化されるのかということでもありますけれども、焼却炉、あるいはバイオマスに関しては、これは徐々にしか行かないと思うんですが、郷土芸能の継承・保存、そして運転免許証の自主返納、そして放射線線量マップ、これはすぐにもやらなければいけないのかなということをおっしゃっているんですが、今後、事業内容等を精査・検討している状況ということですが、これは前向きな検討をしているのでしょうか、いかがですか。

総務課長（高橋正文君） 議員おっしゃるとおり、運転免許証の自主返納等が非常に重要な施策と考えておりますので、前向きにやっているということでございます。

6番（渡邊 計君） 運転免許に関してだけは前向きということですか。

総務課長（高橋正文君） いえ、この3点とも重要な事項という認識はございますので、3点とも前向きに取り組んでいるということでございます。

6番（渡邊 計君） 次に、選挙についてであります。村長からは全力投球で毎日仕事をしていると。まだ任期がたくさん残っているので、首長としての役目を果たしていくというお答えですけれども、これ当たり前のことで、私が聞いているのは村長が次の選挙に出馬する意思を聞いているんです。村長がどういう仕事をしているということを聞いているのではないので、そこをお答えください。

村長（菅野典雄君） ですから、任期中一生懸命頑張るというだけであります。

6番（渡邊 計君） そんなの当たり前ですよ。私が聞いているのは、村長、来年の村長選出馬するかどうかということをお聞きのわけで、村長は6期24年もやっているんですから、もし新しい人が出てくるにしてもどんと受けて立つような構えで、早目に出馬するか、しないかを言っただけならば、その後立つ人、また村長が立っても別に立つ人も、これ村長選、結構選挙運動というのはかなり早くから、特に新人にとってはかなり早くからやらなければいけないのでね、6期24年の村長であるならば、もっとどんと受けて立つ、そして今の仕事じゃなくて、現村長がこの任期中にやり残したことがある、あるいはまたもっとやりたいことがある、そこが出馬をするか否かにかかってくるわけで、私は今村長が

どういう仕事をしているか、そんなことは聞いていないので、その辺もう一度、出馬するか否か、お答えください。

村長（菅野典雄君） いつのときにも次の課題は残っているというのが、やめようが、やめなかったろうが、常にこの行政は動いていますから、常に課題はずっと引き継いでいくと、こういうことになるだろうと思っています。

6番（渡邊 計君） 今ここで言っても答えは出ないみたいですので、ただ、来年の9月の村長選、出馬する、しないは村長いつごろ発表するつもりですか。

村長（菅野典雄君） あくまでもわかりません。何せ任期中一生懸命やれば、結論は出るだろうと思っています。

6番（渡邊 計君） 何か選挙を避けているみたいな、あるいは誰が出てくるのか様子伺っているような、24年もやったんです、村長。もっと堂々としっかりと、今この場で発表したって、別に早くも遅くもない、そう思うんですけども、幾ら言っても村長からはお答えが出てこないということでもあります。

次に、令和3年の議員選挙でありますけれども、確かに今年東京で住所はあるけれど、住居実態がないということで当選した人が剥奪されました。ただ、現在、飯舘村の場合は、避難解除はされましたけれども、戻ってきている人が1,300人、あとの4,200人近くはまだ村外にいるということでありまして、要はこの二地域居住的なものがいつまで認められるのか。そして一番住所をどこに置くかということは、今、減免、減税、医療費免除、そういう税制とかいろんなもので優遇されておりますけれども、これがなくなった瞬間に私は3,000人ほどぱっといなくなるんじゃないかなと。介護保険一つとっても、飯舘村と福島市では1回に納める金額が2,000円ほど違う。そうになるとやっぱりみんな便利で税金の安いほうに動こうとする。これは出てくるんじゃないかなと思っていますが、例えば村に戻った現在ですと1,300人、この中で選挙をやろうとしたときに、今日本全国的に議員のなり手不足ということが問題になっている中で、果たしてやっていけるんだろうかどうか。今、国の動向を見守るということでもありますけれども、福島特措法的なもので支援もあと10年延長されるということでもありますので、2年前の選挙のような形でやっていくしかないのかなと思っているわけでもありますけれども、この辺は村からの要望とかで選挙の体制を特例的に認められるようなことはあるんでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 選挙の住所要件といいますが、立候補者の住所要件ですか、になると思いますが、これは一番大切だとされているのが今議員おっしゃった原発避難者特例法の動向が一番重要になってくるのかなと考えております。それに伴って公職選挙法の被選挙権を持っている方の住所要件というのが定まってくるというふうになっております。今、二地域居住とか、二重住民票の基本となっているのがこの原発避難者特例法でありますので、これがなくなればおのずと生活の本拠地がなければ立候補ができないという考え方に国のほうもなってくるのかなと考えているところであります。

ただ、いずれにしましても、この動向、村としては見ていくということになると思います。そして、公職選挙法等への要望等については、村としてはしておりません。これは法律でありますので、要望等はしていないし、今後も余り考えていないというところであり

ます。

6番（渡邊 計君） 今回、12月10日に復興について基本方針案が出てきたわけでありましてけれども、その中で復興を支える仕組みには復興財源の確保、それから復興特別会計と震災復興特別交付税制度は継続するというので、その2番目には、今度法制度に関して出てきているわけですが、これは特区税制ということで、この税制にしか関連しないんですが、この法制度も別に、こういう選挙、避難している中での選挙とか、そういうものもかかわってくるのではないかなと思うわけでありまして、果たして1,300人で選挙をやって、議員になる人が出てくるのか、その辺が今後心配な部分でありますので、今後ぜひ検討していただいて、少なくとも来年の9月、選挙の1年前あたりまでには決定しなければいけないかなと思うので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、少子高齢化問題でありますけれども、少子化率が震災前は13.2%であったのが、震災後は10.9%となっているということでありまして、出生率など、震災前、震災後、どのような動きになっているのかわかりますでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 出生率でありますけれども、こちらは分母が全人口で出生率はその年に生まれた人数でございます。計算しますと震災前が0.61で、震災後、今平成30年度で出ておりますが0.55、こちらが出生率になります。

6番（渡邊 計君） 出生率が下がっているのは日本全体下がっているということで、政府の関係機関のアンケートでは、望ましい出生率が2.5幾つか、でも実際は、福島県の場合は1.6ぐらいで、それでも東北・北海道地域では福島県の出生率は高いということでありましてけれども、今後、子供が少ない、多いが、今後の村の存続にもかかわってくるわけでありまして、高齢化のほうはお年寄り、これ徐々に年とっていくのは仕方ない、年をとるのは防ぎようがないので、子供をいかにふやしていくかということで、これまでのような支援策に加えて、ほかの自治体にはないような独特な支援制度をつくらないと、子供ふえていかないのではないかなと思うわけで、じゃあどうするのかということでありまして、安心して出産できると、これに関しては今、産婦人科とか大分少なくなってきている中で、いい医者を紹介するとか、村が提携して、そこでその医者を紹介してもらって、あるいは育児、そして教育のできる、安心して育児・教育のできる環境づくりというものも必要になってきますし、今出産一時金がたしか40万円ぐらいかなと思うわけですが、これを1子目40万円、2子目50万円、3子目60万円とか、ちょっとかさ上げしていくというようなことでやるとか、あるいは奨学金制度、今ありますけれども、高校、大学、この奨学金の金額をふやして、そして返還に関しては卒業後、村内に10年間居住、就職した人には返還を免除するとか、あるいは高校、今、村内の中学校に通っていますと、村内に高校がないので村外の高校に通うということになりますと、通学できませんので結局はアパートや寮に入るようになると、ということはその辺にも補助を出すとか、そういうことをしていかないと、どんどん、どんどん子供離れが生まれてくるのかなと思うんですが、その辺はいかがでしょう。

村長（菅野典雄君） こういう状況ですから全てができるわけではありませんけれども、いろいろな形でほかの自治体よりは違うような施策はかなりやっていると、こんなふうと思っ

ております。

一つだけお話しさせていただくと、かなりの自治体が1子のときには何万円、何十万円という話なんです、人によりけりですが、産めばお金がもらえるというのが、果たして今の時代それでいいのかどうかということで、飯舘村では以前、までいな子育てクーポン券を子供1人5万円ということで、いわゆる村内で消費ができる券をお配りをしたということがあって、それが避難によってできなくなったので、図書券とコンビニで使えるクオカードをお配りするということもやらせていただいたということでもあります。いずれにしても、今渡邊議員がおっしゃるように、やっぱりほかと違うようなところをどういうふうにするかということが重要だろうと思いますが、ただ一方で、何でもありよという形がいいのかどうかということでもありますので、それはまたそれぞれ保護者の皆さん方、あるいは議会と相談させていただいて、その辺の区分けをうまくしながら、飯舘村の特徴ある教育、あるいは支援策をやっていききたいと、このように思っております。

6番（渡邊 計君） 時間がないので、高齢化に関しては健康づくりと介護予防、これにぜひ力を入れていただいて、場所も手狭になってきていますので、その辺を今後検討していただきたい。

それで最後になりますが、一つ答弁書の中、教育費などの無償化、これゼロ歳児から中学卒業するまで、今無償化なんです、これはいつごろまで続けられるか、続けることができるのか、そこをお聞きします。

村長（菅野典雄君） 全て無償化というのはやっていかなければならないというところもありますが、やはり親として、あるいはそれぞれやっぱり負担をしていただくということも、整理をしていかなければならないと、このように思っております。

6番（渡邊 計君） 村の予算もありますので難しい問題かとなりますが、今後いろんなことでぜひ前向きな検討をしていただいて、子供が多く帰ってくるというような形をつくって行っていただきたいなど。

これで私の質問終わります。

議長（菅野新一君） これで渡邊 計君の一般質問を終わります。

続いて、4番 高橋孝雄君の発言を許します。高橋孝雄君。

4番（高橋孝雄君） 4番 高橋でございます。令和元年12月の定例会において質問をさせていただきます。

光陰矢のごとしと申しますが、あの未曾有の大災害から8年と9カ月たちました。本村飯舘村の公共施設、また道路などは震災前以上にしっかりと整備をされています。しかしながら、村の面積の75%を超える山林がいまだ手つかずの状態です。そして、その手前があるのが牧野でございます。その牧草地についての質問をいたします。

まず1点目は、村内の牧草地について。現在、牧草地については除染が進み、牧草の種をまいていただきました。しかし、肝心の牛がいないため、牧草は不用となり、今では雑木などが生えて荒れ放題のところが多く見受けられるわけです。このままでは復興の大きな妨げとなります。そこで、村内の牧草地に菜種とかソバをまいて、牧草地全体を美しくすれば、復興が加速します。そのような作業を行った組合に対しては、できる限り

の助成をすべきと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

次に2点目、牧道を兼ねる5級村道の舗装についてでございます。現在、村道の整備状況は、1、2、3級はほとんど舗装されております。そして、4級村道の舗装率が63%、さらに5級村道の舗装率が23%と聞いております。しかしながら今後利用度の上がる道路であれば、5級村道についても率先して舗装をすべきと考えますが、村長の考えをお伺いいたします。

以上2点お願いいたします。

村長（菅野典雄君） 4番 高橋孝雄議員のご質問にお答えをさせていただきます。

第1点は、村内には牧草地がいっぱいあるわけでありましてけれども、それをもうちょっといろいろな形で有効にできないのかと、こういうご質問であります。

村では平成29年3月末の避難解除前から復興計画に基づきまして村内での畜産業の再開、和牛経営体の育成を進めてきたところでございます。現在、和牛繁殖農家は9件、肥育農家1件、ほかに乳牛の育成と繁殖に取り組む経営体が1件、合計11件が約450頭の牛を村内で今飼っているということでございます。

ご質問にありましたように、畜産農家が少なくなったので、採草地を他の栽培で活用したらいいのではと、こういうことであります。まず一つは、やはり飯舘村は畜産の村でありますから、この畜産経営体、さらに数件もこれからふえる見込みでありますし、それがふえれば当然飼料として牧草とか敷きわらとか、ある意味では採草地の利用が見込めるのではないかと、このように思っていますが、ただそれだけというわけにもやっぱりいかなないので、この飯舘村の広い土地利用型の作物としてご提案のあったソバとか菜種の栽培というものを考えていかなければならないのではないかなと、このように思っております。幸いに大規模に取り組む集落も出てきておりまして、経営所得安定対策の一例を挙げれば、ソバ・菜種については認定農業者、集落営農という要件はございますが、畑作の菜種は10アール当たり2万円の面積払い、畑作のソバは10アール当たり1万3,000円の面積払いのほか、ともに収穫量に応じた数量払いを受けることができるということになっています。また、水田作であれば、ソバ・菜種ともにさらに10アール当たり2万5,000円の産地交付金の上乗せ交付を受けることができると、こういうことでありますので、経営所得安定対策の助成金は営農再開の次のステップであるなりわい農業に移行してのものであり、助成金の体制は既に確立されていますので、これらをうまく利用していただければと、このように思っているところであります。

そのほか、ソバ・菜種などの土地利用型作物を作付、収穫するために農業機械というものが必要になってきますが、県の原子力被災12市町村農業者支援事業、いわゆる4分の3の補助事業とこう言っているものでありまして、それが利用できると。また、地力回復用の堆肥や放射性物質の吸収抑制対策用のカリ資材、あるいは獣害防止をする牧柵などなど、福島県営農再開支援事業により原則無償で供給をしているところでございます。

なお、ご質問の牧草地にソバ・菜種を播種して景観を保つための村の補助についてですが、現在の補助要綱は村では持っておりませんが、種代ぐらいについて今後検討してみたいと、こんなふうに考えております。これから内部で検討してみたいと、この

ように思っているところであります。

それから、道路の舗装ということでありまして、ご存じのように村は1級から5級までのランクで村道が約200キロあるわけでありまして、これまでも道路を直してくれ、直してくれということ、ここ30年、40年、道路はよくなっているなという評価はあちこちの方から受けているところであります。ただ、今申しましたように、200キロということありますから、当然4級、5級の村道もかなり多いということでありまして、今まで少しでも4級、5級のほうもということ、いろいろ戸数の多いところなどから少しずつは舗装をしてきたところでありますが、特に今回、この災害をうまく活用しようということ、昇口舗装をしたところは今までは昇口も砂利であり、前の村道も砂利ということに何らの疑問も持たなかったわけでありまして、あるいは要望として出てこなかったわけですが、自分のうちの昇口が舗装になりますと、何とかできないのかと、こういうお話があちこちから出てきているということでありまして、できるだけ牧道を兼ねるような5級村道の舗装など、あるいは復興庁事業の農道整備による舗装など、そんなことを進めて、少しでも4級、5級を舗装しようということ、今村は取り組んでいるところでありますが、いかんせんかなりの量がございまして、そう簡単に全てというわけにはいきませんので、利用頻度が高い路線については村道管理基準に基づきまして舗装を実施というふうにしていきたいと思っています。

なお、ご質問の5級村道であります。飯館村は震災前よりはかなり前ではありますが、村単独の補助事業、つまり道普請事業というのがあります。現物は出しますので自分のところで舗装していただければというような、そういう事業もまだ震災後も生きておりますので、そういう事業での農道整備や現道舗装というようなことで、これからは少しでも広く、長く舗装をしていきたいと、このように思っているわけでありまして、何とぞご理解をいただければと、このように思っているところであります。

以上で答弁にさせていただきます。

4番（高橋孝雄君） それでは、1－1の件について再質問させていただきます。

ただいま答弁いただきましたように、畜産農家はかなり出てきたということですが、しかしながらまだまだ震災前に追いつくにはほど遠い話であります。その農家がこれから牛を飼うまでに農地が荒れたのでは、牧野が荒れたのではだめです。したがって、そのつなぎの期間としてもやはり荒らさないできちんと管理をしていくのが一番いい方法ではないかと、このように考えております。そういう中においては、やはりこの菜種・ソバについての2万円とか1万3,000円ではとても管理ができかねますので、村に金ないのはわかります、しかしながら、いま少し上乗せをするような、そういうお考えはないのでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 牧野にソバ、それから菜種ですね、そういったことで栽培してということでもありますけれども、現在のところ助成金というのは、今村長から答弁いただきました金額ということになってございまして、これを超えるものの上乗せというのは現在ないという状況にございまして、ただ、趣旨的には理解いたしますので、こちらについて検討の中に入れてさせていただきたいと思っております。

ただ管理の、具体的に実際の管理というふうにしていきますと、菜種、それからソバにつきましては、毎年刈り取りをして、収穫をしなればいけないということがあります。労力的な部分を考えますと、牧野の方々の負担というのものもあるのかなと思っております。現在のところは荒らさないために、あるいは将来的に飯舘牛を再開する方々のために牧野を荒らさないように継続していただくというのが一番重要でありますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。

4番（高橋孝雄君） 今、答弁でもわかりますが、実はこの前、原子力災害対策本部長高木陽介さんに役場においでいただきました。そのときこの話を申し上げたところ、持ち帰って検討するというようなお話でしたが、まだ回答が届いておりません。今、課長が答弁されたように、予算がないからそれ以上出せないというようなことでありますが、最低でもこれだけの作業をするには、4万円/10aかかります。ですから、せめてそれだけを何とか都合をつけて出していただくようにできないでしょうか。面積が面積だからかなりの金になります。2億円ぐらいになると思いますが、それでも村復興のためにはぜひともこの予算を出してほしいのですが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今、人口が減って交付税が減る中で、何億円という金をずっと出し続けていくのはなかなか大変かなという気がします。ただ、農地を守っていかなければならないというのが当然村としても大切な事業でありますので、この趣旨を考えまして、これからどういう形でその農地を守っていく形がいいのかということ、この第6次総合振興計画の中では多分行政と住民とどういうコラボをしていくかということが大切だと思いますので、そういう中で少しでも農地を守る対策をやっていききたいと、このように思っていますので、またいろいろお話をいただければと思っております。

以上です。

4番（高橋孝雄君） 確かに人口は減る、交付税も減る、村の運営も容易でないのはわかります。そこでですが、予算獲得にはかなり村長も力を入れて村に予算を持ってきているわけですが、議会でもやはり議長を先頭にその予算獲得については活動をしてまわっているわけでありまして。今年の2月にも各省庁を回って、そして国会会期中にもかかわらず副大臣、政務官、事務次官の人たちが丁寧に迎えてくれて、我々の話を、そして議長からの親書も丁寧に受け取っていただきました。そういう中で要望すれば、何とかこの復興・創生期間も延びたことだし、何とかなるんじゃないかなと、このような考えをして質問をさせていただきました。その点については村長の考えはどうですか。

村長（菅野典雄君） 本来ならば皆さん方がやはり避難がなければしっかりとずっとつないでいっていただいたというふうに思います。それがこの7年、8年の空白と、こういうことがあって、そこをどうするかということになるわけでありまして、また畜産の村もなかなか牛がまたスタートからということでもありますから、そういう趣旨はこれからも国のほうにしっかりと要望を出していきたいと、このように思っているところであります。

4番（高橋孝雄君） それでは、そのようにしかるべくお願いをいたします。

次に、5級村道の舗装の件についてでございますが、先ほど申し上げたように、3級までは全部舗装になっておると。4級が64%、5級が23%ということではありますが、震災前

3級であっても、今イノシシとサルとタヌキぐらいしか歩かない3級村道もあります。しかし、5級であっても頻繁に利用している5級村道があります。特に私のところの5級村道は、今、菜種をまいて、そして総理じゃないが菜の花を見る会にしようということで計画をしております。桜を見る会じゃございません。そういうことで、そこに牧野の組合の方々に、組合長の方々に来ていただいて見ていただく。また、村の方々もご案内するつもりでおりますが、そういう道路についてはやはり利用度が上がっているわけですから、何とか舗装をお願いしたいなど、このように考えて質問をさせていただきました。

建設課長（高橋祐一君） 5級村道等の舗装の要件としては、管理基準のとおりではありますけれども、やはりその現在の交通量とこれからの計画での交通量というふうな形になりますので、今議員が言われた事業の中で、どれだけの交通量があるかというものを把握して、今後検討していかなければいけないかなと思っております。ですから、5級村道、かなりの路線があります、今のところ65路線ございます。そういうところの前に、やはり4級、3級路線もございます、そういうところを総合的に勘察しながら検討してまいりたいと思います。

4番（高橋孝雄君） それで、確かに検討していただいているように思いますが、実際に5級村道でも、4級でも荒れて通れないようなところもございます。特に今回の災害においては、本当にひどいところもあります。私のところは5級村道であってもきちんと手入れをして、今車がどんどん走っておりますので、そういう部分についてはやはり率先して舗装していただきたいと、このように考えますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今までの基準は、今課長が言ったような形でやっていたというところであります。今、まず村道も1級、2級、3級も随分今回の震災で傷んでいますので、そちらのほうに全精力をかけてやっているとあります。かなりの村民から次々と村道が新しくなるけれども、県道と国道はさっぱりよくならないなど、こういう話もあって、村の職員たちの努力があるところでは評価をされているところであります。4級、5級でありますけれども、当然、今までの基準は基準として、随分避難によって、今おっしゃられたような、いわゆる利用頻度の違いというものも出てくるのかなと、こんなふうに思っていますので、その辺をもう一度内部で検討させていただいて、今までの基準は基準としながら、頻度、あるいはこれからの活用計画などを鑑みて、そういう基準に加味させていただくということも考えていかなければならないなど、こんなふうに思っていますので、じっくりその辺の検討を内部でさせていただきたいと思っているところであります。

4番（高橋孝雄君） 大変前向きな回答をいただきまして、本当にありがとうございました。時間は短いんですけれども、私の質問は2点ですから、この辺で終わりにしたいと思えます。いずれにしろ村の予算がないのはわかりますので、とにかくみんなで頑張って予算の獲得、それからまた村の復興に全力で取り組むことをここで議員としてお誓い申し上げまして、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（菅野新一君） これで高橋孝雄君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時5分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時10分）

議長（菅野新一君） 続いて、1番 佐藤健太君の発言を許します。佐藤健太君。

1番（佐藤健太君） それでは、午前中に引き続き一般質問をさせていただきます。議席番号1番 佐藤健太でございます。

本定例会でも一般質問の機会をいただきましたこと、心より感謝を申し上げます。

さて、今年度は平成から令和へと時代が変わり、日本にとっても大きな節目の年となりました。そんな令和元年も早くも半月を残すばかりとなり、公私ともに慌ただしい時期になってまいりました。行政執行においても年度末に向け、各事業の詰め時期に入ってきていると同時に実績や効果をしっかりと見極め、来年度のより精度の高い予算組みに向けいま一度見直しをかけて今後小さくなっていくであろう予算を見越し、決してこなすだけにならない中身のある事業計画が望まれます。

また、避難指示が解除されて以降、村内の貴重な歴史的な建物等が解体により姿を消し、気がつけば大切な心のよりどころとなるものまで失ってしまっているのではないかと危惧しています。村民にとって大切なものとは何か、もう一度思いをめぐらせて、じっくりと見直し、語り合う時期にきているのではないかと考えています。

それでは、令和元年12月定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

午前の渡邊 計議員と重複する質問も含まれておりますが、私からは6項目6点の質問をさせていただきます。

まず1項目め、来年度の当初予算編成方針について。令和2年度の当初予算編成方針及び基本的事項と重点事項について伺います。

2項目め、道の駅「までい館」について。飯館村の道の駅「までい館」の上半期の経営状況と下半期の見込みと取り組みについて伺います。

3項目め、災害復旧についてでございます。台風19号による村内の被害状況と通行どめ箇所への復旧時期を伺います。

4項目め、いいたてホームについてでございます。特別養護老人ホーム「いいたてホーム」の入所状況と経営状況を伺います。

5項目め、義務教育学校についてでございます。義務教育学校「いいたて希望の里学園」がスタートする予定ですが、現在の無料措置や送迎は続けていくのかを伺います。

6項目め、携帯電話の不通話地域についてでございます。村内の携帯電話の不通話地域の状況と今後の対応について伺います。

村長（菅野典雄君） 1番 佐藤健太議員のご質問にお答えをさせていただきます。

来年度当初予算の編成についてということでございます。11月22日に令和2年度予算編成方針の説明会で、先ほどもお話ししましたが、課長、係長出席のもと指示をしたところですが、内容については第5次総合振興計画を捉え、経営者としての視点を持ちながら前例

や慣習にこだわることなく事業の質を高め、無駄を徹底的に省き、場合によっては事業を廃止することともいうことでやってきたところでもあります。特にそういう基本事項の中でも、3点について留意し編成するよう指示したところでもあります。

一つは、将来を見据えた村づくりと柔軟でスピード感のある行政運営をするように。

もう一つは、多様な見直しの実施と事務事業改善を進めること。

そして3つ目は、精度の高い歳入歳出予算の見積もり。できるだけ国、県、その他民間のいわゆる補助などを入れながらというようなことも考えて、将来的に財源の捻出をちゃんと考えながらやるようにと、そんなようなことで指示をしたところでもあります。

重点項目についてですが、令和2年度予算は、避難指示解除後3年を経過したわけでもあります。そして、来年度で復興・創生期間が最終年度となることでもありますので、例年よりもできるだけ時間をとって、しっかり予算の組み立てをするように、こういうことで早目にこの予算編成の説明をし、精度の高い予算、経営意識、コスト意識を持って、さらに将来を見据えてと、このようなところに重きを置いて要求するよう各課に通知をしたところでもあります。

東日本大震災の発生以来、震災からの復旧・復興を最優先課題に取り組んできたわけですが、新年度予算においても全ての事業について前例や慣例にとらわれず、より一層経費の抑制を基本として、これまで歴代村はずっと先輩たちがしっかりと健全財政というのを守ってきたわけでもありますから、さらに我々もその「健全財政を維持できるような予算づくり」をしていって、次の世代にバトンタッチするようにと、このような話をしたところでございます。

老人ホームについて、「いいたてホーム」について答弁させていただきます。

いいたてホームはもともとは130床だったわけでもあります。ショートステイも入れて。ですが、震災に遭ってからいろいろな事情で県のほうに登録しているのは、入所可能数は70床で登録をしております、現在70ということなんです、介護職員の不足から、今入所している方は42名ということでもあります。待機をいただいている方も30名そこそこいるものですから、満床にするには法的に介護職員があと10名以上不足していると、こういう状況であります。

ご質問の経営状況であります、介護職員不足によって、入所者も減っている、当然介護保険から来るお金は入ってこないわけでもありますから、非常に厳しい状況でございます。現在の経営状況であります、大体1年間に1億8,000万円から2億円の赤字ということでありまして、それを損害賠償金、あるいは県から運営費補助金が去年から来ましたので、そういうもので何とか補っているわけではなくて、それで足しながら、しかもやはりそういう赤字を出している、こういうことでございます。令和8年には、このまいますと事業継続に必要なお金がなくなって、経営が行き詰まることも予測されるというようなことがコンサルタントのほうからも出ているところでもあります。極めて憂慮される事態となっております、早期の抜本的な改革、改善が必要だと認識しております。現在経営コンサルタントに課題の分析、洗い出しをしていただいて、その結果を受けてできるものから、改革・改善に取り組みを今進めているところでもあります。

なお、原発事故による介護スタッフ不足が経営悪化の大きな要因でありますので、いいたてホームによる早期のスタッフ確保なども、今職員内で検討をしております、やはり今までとはまた違った発想でそれをやっていかなければならないなど、こんなふうに思っているところであります。

ただ、この施設、決してなくすわけにはいかない施設でございますので、これから村としても経営健全化に向けた支援といいますか、将来に向けて一つは介護職で自前でできるだけ最大の努力はしてもらおうと同時に、将来に向けて若干村としても基金などの積み立てというものも検討してまいらなないと、やはりこれから高齢化が進む中での施設の維持をしていかなければならないのではないかと、このように考えているところでありますので、また改めていろいろ議会にもご相談をさせていただければと、このように思っているところであります。

義務教育学校について、私のほうからお答えをさせていただきます。

初めに、無料措置であります。現在、村ではこども園、小学校、中学校に通う子供たちへは、制服、運動着などの被服、指定鞆、シューズなど学用品、給食費、教材費、修学旅行代、卒業アルバム代、PTA会費、あるいはおやつ代など、ありとあらゆるところで全額無償としているところでございます。これらにかかわる費用の財源は、当然村の一般財源のほか、現在、国の被災児童生徒就学支援等事業や被災者支援総合交付金などを財源としているわけですが、特に今、国においてこの補助金の令和2年度事業の見直しが検討されております。見直しがされた場合、補助金の対象となる児童生徒の数が大きく減り、補助金額の減により村の負担増が多く見込まれるということになりますから、村としては来年度にも一部負担を求めていかなければならないと考えております。ただ、無料措置を一度に全て中止なんていうことはあり得ない話でありますから、負担を求める費用の対象者を絞り、なるほどそれは払っていただくのはいたし方がないなど、多くの人たちに思っただけのところからということだろうと、こう思っています。引き続き村の学校に通うメリットを示していけないといけませんので、その辺を慎重にしていきたいと、このように思っていますので、その件に関しては今後、議会、保護者などに対して説明をいたしまして、納得をしていただいた中で進めていく予定でございます。

特に送迎についてであります。スクールバスの運営につきましては、現在、国の被災者支援総合交付金を財源として実施しております。これは、いろいろな会合で四、五年前から必ず遠くから通う子供たちが出てくるはずですから、そういう被災者支援に入れてくださいと、こういうお話をしていたことによって、現在もその交付金を約3,000万円ぐらいいたいて、遠くの子供たちが村のほうの学校に通っていただいていると、こういうことであります。当然これからまだまだ送迎は必要であると考えていますので、来年度も今年度と同様に送迎を継続する予定でございます。

無料措置や送迎、どちらも村としてはできるだけ長く継続していけるように、それが村の学校に通うメリットと考えておりますので、ただ、児童生徒の動向や村の財政状況によって、無償化の継続が大きく左右されることは否定できないわけでありまして、今後も国の動きを見ながら対応してまいります。状況によっては応分の負担をお願いしなければ

ばならない状況もありますので、ぜひご理解をいただければと、このように思っているところでもあります。

他の答弁は副村長以下、担当課長にお答えをさせていただきます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、2点目の道の駅「までい館」の上半期の経営状況と下半期の見込みと取り組みのご質問にお答えをいたします。

今年4月から10月までの道の駅「までい館」の上半期の収入額は、売上額と村からの指定管理料前期分、2,300万円ほどなのですが、含めて1億6,210万円となっております。一方、仕入れ、人件費、施設の維持管理経費などの支出額は1億6,189万円で、上半期の純利益は21万円となっております。

次に、11月以降の下半期の見通しであります。昨年度の実績なども参考にしながら推計をいたしますと、売上額と村からの指定管理料後期分、990万円ほどになりますが、含めた収入額を1億398万円と見込んでおります。これに対して仕入れや人件費、施設の維持管理経費などの支出額は1億796万円と見込んでおり、収支の差引額は398万円のマイナスの見込みであります。

なお、までい館は今年度から消費税の納税業者になりましたので、この金額は年度末に納める消費税課税分としては435万円になります。この額も含んでいるということになります。

次に、今までの取り組みと今後の対応についてであります。

村では本年度も道の駅「までい館」への誘客を図るために、夏祭りや秋の収穫感謝祭など、村を挙げてさまざまなイベントを実施をしてきたところであります。また、までい館独自の取り組みとしましても、2周年記念のイベントを初め、毎月イベントをやっているんですね。ブースを設けてのイベントをやっています。そんなこととか、あるいはよそに出かけてイベントに参加しての販売などもいろいろやってきているところであります。今年も昨年度に引き続いて、国から委託を受けた外部コンサルティングに入ってもらって、経営の改善策に継続して取り組んでおります。また、売り上げ向上対策として、商品構成の見直し、売れるもの、売れないもの、これの振り分けですね、そういうのの商品構成の見直し、あるいはイベントの出店、販売促進の強化を進めるとともに、昨年は非常に在庫を抱えて苦しい年度になりましたので、余分な在庫は抱えないということで、在庫の整理を含めた棚卸し、適切な管理に今努めているところでございます。また、経費削減対策として、仕入れなどのコスト削減、同じものを高い値段で仕入れていたということもありましたので、とにかく同一の同じ質であれば、そういうのは安いほうからというコスト意識を持ってコストの削減に取り組んでおりますし、このように経営改善に向けた日々の努力の積み重ねを今やっていると、こういうことであります。このほか、農産物の出品量なんかもふえてきましたし、品目もふえてきております。さらに食料品や生活用品の展示ということの販売の要望もふえておりますから、直売所コーナーの今のスペースがちょっと足りないということもあって、直売所コーナーの増床、あるいはセブンイレブンの売り場がもう少し品ぞろえをよくしてもらいたいという要望もあって、今の売り場の拡大、ごらんになったかと思いますが、今拡大をしているところであります。

引き続き、施設の健全経営に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは、3項目めの災害復旧について、台風19号による村内の被害状況と通行どめ箇所への復旧時期を伺うのご質問についてお答えいたします。

村内の被害状況につきましては、渡邊 計議員の質問にお答えしたとおり、430カ所、被害額として41億2,000万円、農作物を含めた被害を含めると15億円ということで、これからも被害の報告が出てくるというふうな状況にあります。

村内の通行どめの箇所は、現在、佐須大倉線、村道ですね、小滝大倉線、渡戸前田線、北ノ坂湯舟線の4路線となっています。そのほか生活道路として林道の堤入線が通行どめとなっているというふうな、村の管理の路線ではその5路線となっております。

県管理の国県道につきましては、草野大倉鹿島線、浪江国見線の2路線となっております。

主に通行どめの原因としましては、路肩の崩壊、のり面洗堀ということで通行どめとなっております。

ご質問の復旧時期でありますけれども、今年度災害復旧の査定を受けまして、災害復旧事業で工事を進めることになっております。しかし、災害の規模によっては、今年度完了する路線と、来年度中に完了する路線、令和3年度にまたがる路線があると思われまます。いずれも重要な生活路線であるために、早期完了、供用開始に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

総務課長（高橋正文君） 私からは、6点目の携帯電話の不通話地域の関係についてお答えさせていただきますと思います。

村内の携帯電話不通話地域につきましては、平成30年度に各行政区長にお願いをし、調査を実施したところでございます。20行政区のうち、不通話世帯のある行政区は10行政区290世帯で、帰還困難区域の長泥行政区を除くと9行政区215世帯という調査結果になってございます。

次に、不通話地域解消に向けた対応といたしましては、今年4月に福島県に対しまして行政区での調査結果を報告し、5月末には東北総合通信局、福島復興局に対し、不通話地域解消に向けた財政支援と携帯電話事業者への働きかけを要望したところでございます。

携帯電話事業者に対しても、同時期の5月に行政区での調査結果を提出し、改善に向けた要望を行ってきたところでございます。

その結果、今年度にはKDD I が小宮行政区夏井地区内に基地局を1基設置することとしており、これは既に着工発注済みということでございます。令和2年度には同じくKDD I が大倉木戸木地区及び八木沢・芦原行政区、下八木沢地内にも基地局をそれぞれ1基ずつ設置する計画と伺っているところであります。

さきに実施しました行政区ヒアリングでも多くの要望がございましたので、今後とも継続して不通話地域解消に国や福島県、また事業者と連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

1 番（佐藤健太君） 私から数点、再質問させていただきます。

まず、初年度の予算編成方針についてですけれども、来年度に多目的交流広場やパークゴルフ場等々が完成して、下半期になると思いますけれども、完成をするということで動いているわけですけれども、そのハード面に対する予算がふえるという見込みがあるなどというふうに感じているんですけれども、これらの財源はどのあたりから予算組みをする考えかお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（高橋正文君） 事業の財源ということでございますが、議員ご承知のとおり、復興・創生期間にさまざまなハード事業等行ってまいりましたが、これはほぼ国庫財源が入った補助事業を活用しているということで、再生加速事業であったり、営農再開支援事業であったり、ほぼ100%の国庫財源を入れた事業を使っていると。来年度においても同様の方針を持ってございます。

村長（菅野典雄君） パークゴルフ場は補助財源について随分探したんですが、なかなかないということで、何千万円かは入ってくる予定なんですけど、約3億円ぐらいかかっておりますので、そういう意味からしますと困ったなというところに、ちょうど振興公社の賠償が入ってございまして、それをできるだけ早く使うようにと、こう言われていたこともございまして、理事会にかけさせていただきまして、そこから2億円を拠出をしていただいた。あと補助金と、あと村の一般財源、何千万円ぐらいか、もうちょっとかなと思いますけど、それでやっていると、こういうことでございます。

以上です。

1 番（佐藤健太君） それは、今後先々の管理というか、維持管理も含めてその予算を使っていくということになるわけでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 事業の建設費につきましては、先ほど申し上げたような国庫財源を活用して整備してまいりますけど、そのランニングコスト、管理費につきましては、自前でやっていくということになりますので、極力経費のかからないような運営の仕方を工夫して、今後やっていかなければならないと考えているところでございます。

1 番（佐藤健太君） どの課においても事業費を削っていく中で、やはりその管理運営費を捻出していくというのは非常に大変だろうなというふうには思うわけですけれども、今現在、このあたりは削っていくべきじゃないかというところは何か見えているところはあるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） どういうふうこれから運営していくかという中で、一つはやはりいろいろな国の事業がありますので、そういうのでイベントをやったり、あるいは地域おこし協力隊、いわゆる国から来るお金でありますけれども、そういう方にある程度の一翼を担ってもらおうとかという話。それから、今、第6次振興計画の中で、いろいろ私のほうからお話をさせていただいたり、皆さん方に考えてもらうということで、やはり1人1役というか、場合によっては1年に1回、2回、このボランティアとか、あるいはまたそれぞれの場所のかかわる団体、あるいはかかわっていただいている、つくっていただいている行政区、そういうところにてできるだけ管理なり運営なりを委ねられる範囲では委ねていき

たい。ただ、いずれにしても村としてはある程度のお金は出していかなければならないと、こんなふうに思っていますが、そこをどれだけ少なくしながら住民の皆さん方の自前のものに対する責任というか、愛着といいますか、そういうものを持てるようにうまくつくらせていただくということが、これから重要になってくるのではないかと、その辺が第6次の大きなポイントになるのではないかと、このように思っているいろいろな今お話し合いをしているところでございます。

1 番（佐藤健太君） 多くの方にそこにかかわっていただいて、自分たちがつくっていくというその思いをそこに込めていくというの、非常にいいことかなと思いますけれども、何せその、例えばどこにお願いする、村民にお願いするにしても、ただでやってもらえる方もいれば、そうじゃない方もいらっしゃると思いますけれども、そういった中でやはり維持経費という部分はなるべくはっきり見えるようにしておかなければならないんじゃないかなと思いますので、この辺に関してもなるべく早い段階で精度の高い予算組みという部分で見ていくべきじゃないかなと思いますので、この辺も早急に数字として出るようお願いをしたいと思います。

続いて、道の駅「までい館」についてでございますけれども、今後、村でもイベント費が少なくなってきたとき、恐らくこれ以上イベント費という部分ではなかなか獲得しづらい部分が出てくるのかなと思いますので、そういった場合に今までやっていた誘客に向けたイベントというのは、どんどんやっぱり自前で行っていかねばならなくなってくるであろうと思います。その中で、今の売り上げと人員の中ではなかなかこのイベントを継続していくというのは難しいんじゃないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 私個人としては、イベントを、これはやらないよりやったほうがいいんですが、イベント頼りというのも決してよくないので、実質利益につながるような、そういう独自の対策を立てていかないと、予算補助がもらえるんですけどやっても、今までの例を見ますとそう売り上げにつながってないですね、多少はありますが、そういった意味ではイベントに頼るよりも、もっと地に足をつけて、地道なそういう営業努力をしていくことかなと思います。ないよりは確かにあったほうがいいんですが、それがなくなったらあと何もできないということでは困りますので、そんなことを今考えております。

1 番（佐藤健太君） 私もそのように思って、道の駅のほうへ行くと、いろいろ改善をして、少しずつよくなってきているのかなと思っているので、そういった形でより協力体制をとっていただきながら進めていければと思っていますし、道の駅の本来の役割の一つでもあります情報発信という部分、村の情報という部分でも限られている部分もあるんですけども、先日、米沢市の道の駅のほうに寄ってきたときに、非常に情報量の多い道の駅だなというふうに感じてきました。そこにはその地域の歴史なんか非常に細かく展示がされていたり、そういった部分で飯舘村の歴史というか、生い立ちであったり、今どういった思いでこの飯舘村の道の駅がここで営業しているのかというところなんかも見えるような展示があるとさらにいいのではないかなと思いますので、その辺はいかがでしょう。

副村長（門馬伸市君） 全くそのとおりだと思います。やはり道の駅に来たときに、道の駅だけではなくて、村全体のそういう歴史とか、文化とか、あるいは食べ歩きみたいなのか、

そういうのがその中に、道の駅があれば、また点が線になって、より効率的なそういう村のPR、あるいは収入につながるような、そういうことがありまして、それは来る方からも私も何回もそういうことを提案していただいているものですから、今度、ホームページはホームページとしても、それ以外にあの施設の中に見てわかるような、そういう仕掛けをこれから早い機会に検討してまいりたいと思います。

1 番（佐藤健太君） ぜひよろしくをお願いします。

そして、この道の駅に村から指定管理料を出しているわけですが、この指定管理料は何か規定があって金額を決めているのでしょうか。

副村長（門馬伸市君） スタートするときは、施設の維持管理経費と多少の人件費かな、その辺を見込んで三千数百万円というふうに見ていたんですが、1年やってみて、維持管理経費だけでも3,000万円足りないぐらいの金額になってますから、人件費に充てるなんていうわけには全くいかない状況です。そうかといってかかる経費を指定管理料として全て上乗せしていくということも、これもできません。ですので、今はやっぱり3,300万円を上限にしながら、それ以上のかかる経費については、自助努力の中で賄っていただくしかないという話は会社のほうにもしていますし、村民の感覚からいっても、増資をこの前お願いして、村から4,000万円の出資をしていますし、それ以上今のメンテナンス、維持管理経費を上乗せして、また予算にというわけにはまいりませんので、できるだけその中でかかったそれ以上の経費については、会社の中で働き出していただくと、こういうことだと思います。

1 番（佐藤健太君） 指定管理料、ほかの道の駅なんかの指定管理はどのように設定しているのかなというふうなところを、今少しずつ調べながらいるわけですが、同じ規模の箱で指定管理料が今上げるわけになかなか難しいということもおっしゃられましたけれども、運営している職員とかそういったところの気持ちを考えると、いつまでも努力、努力しても赤字、赤字という、どうしてもモチベーションが下がってしまうという部分もあって、例えば役員の人件費なんかもそこに含めるってことは、やっぱりなかなか難しいというふうな、今、人件費入れるのは難しいということをおっしゃられましたけれども、そういった形まで含めての指定管理という部分にはなかなかならないのかなというふうなところですが、いかがでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 第三セクター的に道の駅をやっているところをずっと調査してみますと、ほとんど赤字ですね。指定管理料だけでは到底やっていけない赤字のところが多いですし、国見町のあつかしの郷もあれだけお客さんが入っても、ここ経営収支を分析すると、大変な状況になっているというのも、皆さんもご承知だと思います。ですので、あそこのまでい館は、これがなければ村民のそういう買い物以外のものも含めて、大切な施設なので、今後、今の3,300万円の指定管理料を私としてはなかなかふやすことは厳しいのかなというふうに思いますが、なお今、佐藤議員のほうからもご指摘ありましたので、これからの経営実態の収支も含めて、上乗せしていただける状況なのかどうかというのも、これあると思いますので、毎回議会の定例会ごとに議員の皆さんに収支報告、経営状況を報告していますので、またあしたの一般質問終わってから、その辺の内容のところもしっかり

とお話をさせていただいて、何かまた脱却策というのが見出せればいいんですが、今のところは私個人ではその金額を上げるというのは難しいのかなというふうには思っています。

1 番（佐藤健太君） その村からの負担という部分は、もちろん少なければ少ないほどいいんでしょうけれども、やっぱり道の駅で働く職員にとって、赤字の箱物だと言われて働くというその気持ちはやっぱり苦しいだろうなという部分と、そういった部分でやっぱり村としても必要な部分は必要なだけかけていくということの割り切りというか、そういったところも必要になってくるのかなというふうにも感じていますので、この辺なんかはよく話し合っただけで決めていきたいなというふうに思います。

続いて、3つ目、災害復旧についてでございます。

今回の災害でかなり村があちこち傷んだということですがけれども、私の家の前なんかもそうですけれども、通行どめになっていて、1日10台、20台近く、目の前で転回をしていく姿を見るんですけれども、村民でなくてもあそこを通る方たちは結構多くて、崩落してしまったりとか、いろいろそういった部分で仮復旧が難しい場所が多いと思いますし、国の査定という部分もあるので、すぐということでは難しいんでしょうけれども、家の前なんかもそうですけれども、崩落ではなくて舗装が剥がされたとか、そういったところは仮復旧だけでも早急にすべきかなというふうに思っているわけです。というのは、家なんかもそうですけれども、大型トラックなんかもやってきますし、県外から来たトラックがかなり遠回りをしてこなければいけないという姿もありまして、運送屋さんに迷惑をかけてしまっているという部分もありますので、そういったところで国の査定が入って、すぐに復旧をしていく計画も含めてのさっきの答弁だったのかということをもう一度お聞かせください。

建設課長（高橋祐一君） 通行どめの箇所については、国の災害復旧事業ということで、今月査定を受ける状況になっています。仮工事、仮復旧的な部分での考え方ではありますが、やはりその前のいろいろ審査等もありまして、交通量もありまして、やはりその災害査定を受けてからというふうな方向になったわけです。これからの予定としましては、まず査定が終わりますと国のほうから決定通知というものが来ます。決定通知が来て、その国庫補助金の指令が来て、そこから着工というふうなことになりますので、通常であれば2週間ぐらいで来るような状況になっていますが、いろいろ話を聞いてみますと、今年度は大規模災害が結構あったという、県内各地で、もあって、決定については2月ごろになってしまうのではないかなというふうになっております。ただ、その辺をもっと県と協議をしまして、決定前の着工を含めて、先ほど言われました路面の洗堀、特に堤入線ですね、林道の堤入線に関しては路面の洗堀という部分ありますので、そこは早目に仮復旧をして、通行どめの解消をしたいというふうには考えております。また、路線ごとに協議をしながら進めていきたいと思っています。

1 番（佐藤健太君） 砂利道でも通れるか、通れないかという部分では非常に大きな違いがありますので、ぜひ早急に対応していただければというふうに思います。

続いて、「いいたてホーム」について伺います。

答弁にもありましたように、損害賠償等々を充てて運営をしているということで、相当逼迫した状況が続いているということで、さらに抜本的な改革、改善が早急に必要だというふうな認識を受けました。中でもこの介護スタッフの不足という部分は、全国的においても非常に大きな課題だというふうに捉えています。このいいたてホームに関しても、先ほどメリットということもお話がありましたけれども、具体的に来年度以降、どのようなメリットをこのいいたてホームは設けて人材の確保に向かっているという、まだ決まっていなくてもいいかもしれませんが、その辺がもしあれば伺います。

村長（菅野典雄君） 実は、何て言いますか、私が責任者であるわけではありますが、ちょっと村のほうにかかり切りだったもんですから、非常に申しわけなかったんですが、かなり払わなくてもいいようなお金を払っていたり、ちょっとやっばりずっとこれまでのいきさつをそのまま来てしまったというのも大きな原因で、そこに職員の人たちのやはり固定給的な考え方にもなっているの、そう一気ににはできないんですが、今一生懸命意識を改めていただいて、重要性を認識していただいたり、あるいは、場合によってはやる気をやはり起こしてもらおうということ。一生懸命職員はやっているんです、やっているんですが、なかなかそれが目に見えない形で、こういう経緯になってしまったということですので、その辺で今新しい施設長を中心にやっていただいています。あした理事会を開きまして、新しい職員からの提案で、いろいろな案が出てきています。それを出させていただいて、きっと今度は今まで以上に介護職員の補充ができてくるのではないかなという気がしていますし、また、3軒の職員住宅には、みんな遠くから来ていただいています。今回、また1軒、遠くから来ていただいた方には、住居は安心して近くにありますが、こういうようなこともやろうということで、大体確保はできたところですので、これまで以上にしっかり努力をしなければならぬということなんです、ただそれだけでやはり福祉関係ができて、維持していけるのかということになると、なかなか難しいところもあるだろうなど。そうしますと、やはり先ほどもちょっと話させていただいた、村でもちょっとずつであれ、将来に向けて、やっぱり福祉施設の重要性というものを村民にも、議会の皆さんにも、我々も考えていくことが大切なのかなと。これは全てやはり震災になったことによって起きたことでありますから、その辺も含めてやはりしっかり国のほうにもどういうふうにするのかと。幸いに、県のほうがやっぱりそういう非常に困っているところにある程度のお金、いいたて福祉会ですと6,500万円ぐらいお金が来る形になって、ただこれも限度がありますから、やはりそういうときにしっかりと足腰を強くしていかなければならないと、このように思っているところであります。

1番（佐藤健太君） 先ほど話にもありました基金という部分も含めて、村の貴重な、重要な施設でありますし、まさに復興にとってもなくてはならない、飯舘村という村にとっても非常に大事だし、まさに村づくりをしてくださっていた先輩たちがそういったところに入っているという、敬わなければならない大切な場所だというふうな認識でもあります。その場所の人員のみならず、建物の整備だったり、中の設備とか、そういった部分も老朽化に伴えば交渉していかなければいけないという部分で、非常に今後もお金がかかってくるという面では基金という部分の積み立てというのは非常に大事なのかなと私自身も思っ

ています。この基金も新しく財源をとると、なかなか難しくなってくるのかなと思います。このあたり、例えば復興拠点という位置づけでないかもしれないけれども、恐らくその財源としては、例えば北風と太陽基金の一部をここに入れるとか、何かそういう形で、復興拠点にしか使えないという縛りに今なっていますけれども、そういった部分で財源のもとを少し分けるということは可能なかどうか。

村長（菅野典雄君） 北風と太陽基金は、ご存じのように今回震災になったことによって自然エネルギーをできるだけ利用していこうと、こういうことで村が2カ所、いわゆる出資をして、そこから入ってきているお金を、あるいはその他から来るお金ということでやっているわけでありまして。これをどう使うかというのは当然議会の皆さん方との相談の上でございますので、これから皆さん方と相談をさせていただいて、こういうのにも少しずつ積むというのでも可能なかなというふうに思いますので、またご相談をしっかりとさせていただきたいと、このように思っております。

1番（佐藤健太君） この北風と太陽基金って、非常に今まではなかった予算がそこに入ってきているわけですが、この基金も赤字補填にだけ使ってしまうというのは非常にもったいないなというふうに思っています。道の駅もそうですけれども、やはりプラスになることに関して、そういった基金はどんどん利用していくべきだなというふうに思っていますので、この30年、40年という時代が一気に抜け落ちてしまったような状況になったときに、全てにおいて日本で最も最先端というか、未来に一番近い状況に直面している村と言ってもいいと思いますので、そういった部分での新しいチャレンジというか、抜本的なチャレンジというところに関して予算もぜひ投じていくべきじゃないかなと私も思っていますので、この辺なんかもしっかりと話し合っ、使い道を決めていければなというふうに思っています。

続いて、義務教育学校についてでございます。

2019年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化を受けて、村外のほかのところの無償化になった今も、飯舘村の認定こども園を選んで通っていただくというそのメリットを、今後どこにつけていくのかという部分をお聞きします。

村長（菅野典雄君） 今、こども園が50人、それから、小学校が35人ぐらいかな、中学校が30人、ちょっと逆だったかもしれないけれども、そういう意味からいたしますと、今のところは非常にいい状況なんです。何年後かに小学生がいわゆる1クラス3人、4人、5人、これが中学生になると、まさに中学校が10人そこそこと、こういう形になる可能性もあるということです。決して安閑とはしてられないなという気はします。ですから、そこをどうやって乗り切るかというところでは、今のこども園のほうが大勢入ってきていただいていますから、そこがずっと上がっていく形になれば、またかなり違ってくるんじゃないかっていうのと、もう一つは、今、結構村外から来ていただいて、学校に入らせていただいている、あるいは、場合によっては、転校したんだけどやっぱりなれないので村の中でという、こういう方がおられます。そう考えますと、いかに一人一人の子供にきちんと向き合うかというのと、もう一つ、村としてどれだけ支援をしたり、特徴を出していくかということになるんじゃないかなと思っています。

今、教育委員会中心に学校の先生方も必死になって義務教育学校をどういうふうの特徴を出すかというのを真剣に考えていただいているようですから、多分おいおいその辺のところをまた皆さん方に教育委員会のほうから提示できていくのではないかと思いますし、また、現場も皆さん方に見ていただいて、いいところと、こんなふうにしたらいいんだらうと、こういうところも意見をいただくことだと思います。ですから、まさにみんなで学校を見守っていこうという、あるいは一緒になってやっっていこうというところが保護者の皆さん方も、村民の皆さん方も、議会も、我々も、行政もという、そこら辺がきつといい形になっていくのではないかなと。何度も私言いますが、学校のない自治体に未来はないというふうに思っていますので、ぜひその辺、またいろいろな形で応援をいただければというふうに思っています。

教育長（遠藤 哲君） まず経済的なことに関しては、先ほど村長からありましたとおり、今後とも可能な限り負担軽減を図っていくと。これは他の市町村の保育園あるいは幼稚園から比べるともう、現在無償ですが、はるかに負担は軽いものというふうに思っております。中身については、今の村長からあったものに尽きるわけですが、そのほかにも現在でも小学校と園の連携が非常に図られておまして、抵抗なく園から小学校に次年度も入学するというふうになっております。それから、その先の話ですが、当然義務教育学校になりますから、今度は小から中のギャップも薄れてきますので、9年間プラス6年間で、もう15年間、ゼロ歳から15歳までスムーズな連携が図られるというのが大きなメリットではないかなと思っております。

以上です。

1番（佐藤健太君） メリットをこれから打ち出していくという、まさにそのときなのかなと思いますけれども、このこども園においても、小中学校においても、木造の非常にきれいな施設で、どこに行っても誇るべき素晴らしい施設だなと、僕も何回か学校の中を拝見させていただいて思っています。そういったところも本当に大きなメリットですし、どんどん発信していかなければならないんじゃないかなという部分で、その姿、なかなか見えないという部分もありますし、そういった部分でメリットという部分を、ほか横並びに今後になっていくわけですから、その辺をいかに打ち出せるかというところが一つの勝負になってくるのかなというふうに思っています。

私たちも何か学校にとって特色にならないかなと思っていまして、来月、韓国にオーガニックの給食を見てくる研修にちょっと行ってこようかなと思っておりますけれども、そういった給食という部分においても、今後も予算も検討したりとかしながらも、学校の一つの大きなメリット、給食は毎日出るわけですから、その食事、例えば野菜、無農薬の野菜、無化学肥料の野菜とか、そういった形で自然派の給食が売りなんだよというところもまた一つの大きなメリットになるのかなとも思いますし、そういったさまざまなメリットをそこに持たせていくということも大事なんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひさまざまな検討を、私たちも含めて協力しながら、この議論を進めていければなと思っておりますので、何とかいい学校づくりにしていきたいと思っています。

続いて、6番、携帯電話の不通話地域についてですけれども、これも飯舘村の場合は大

分よくなつてはきたとは思っていますけれども、やっぱり時代にとってはまだまだおくれるなというふうにも感じています。今や携帯電話の普及率、PHSも含めると日本の総人口に対して181.7%、もう1人が2台持つというくらいになっています。一方、固定電話の保有率というのは71%、20代の世帯、20代が世帯主という部分に関しては、わずか5.2%、非常に固定電話を持つというところは少なくなってきました。ここからわかるように、今の若い世代は携帯電話をメインに使っているということが明らかです。本村においても多分に漏れず、避難によって世帯分離をした際には、大多数は携帯電話で連絡を取り合ったというふうに感じています。

この携帯電話ですけれども、今仕事のシーンでも非常に多く利用しています。会社の固定電話に人を張りつけておくという人件費がなかなかとれないという部分も現実的にはあるんでしょうけれども、携帯でやりとりをすることが非常に多くなってきていて、さらにはSNSだったり、さまざまなそういった通信アプリなんかも使って、効率的に画像や動画のやりとりをしながら仕事が進んでいる。私自身も携帯を使って仕事をメーカーさんとやりとりをしていますけれども、そういった形に時代が少しずつ変化をしてくれています。

そんな中で、先日、村のある企業さんからやっぱり事業所を村に戻したいんだと。戻したいんだけど電波が悪くて仕事が滞ってしまうことがあって、非常にふぐあいを感じているという部分で、この形態の電波という部分は非常に仕事と密接にもうつながっていますし、いまや5Gという時代になってきています。ただ、本村においては、4Gもままならないという非常に今後の加速していく情報化社会の中で、本来の飯舘村の産業もこの電波とともに取り残されてしまうという可能性も非常に危惧しているながら、何とかならないものかというふうに思っています。

この携帯電波の問題ですけれども、若い世代を各企業、この間企業を回ってまいりましたけど、やはり課題としては、若い世代の獲得という部分が非常に大きな課題だというふうにおっしゃってました。そういったところは急務ということで、この携帯電話の不通話問題という部分は若い世代の流入にも妨げになっているのではないかなというふうにも感じます。私の事業所も、先ほどお話申しましたように、県外からメーカーさんであったり、大型トラック等々が多々出入りします。ただ、初めて来る方はほぼほぼ迷います。うちの近くで「どこなんですか」ということで連絡をくださるんですけれども、そんなときお互いに電波が入らないとか、先方さんの持っている携帯電話が繋がらないとかという部分で、非常にお客さんに余計な時間と負担をかけてしまうことがたびたびありました。こうしたところが飯舘村は電波が入らない村という、何かちょっとマイナスなイメージにとられがちになってしまうというのは、非常にもったいないと思いますので、こういったいろんな今の時代にとってさまざまなふぐあいがあるということを踏まえて、今年いろんな要望を挙げていただいたようですけれども、これをずっと継続をしながら、来年度もこの要望を強めていくということは、今後もされるのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 携帯電話の要望ということでございますが、健太議員おっしゃるとおり、携帯、事業にも非常に大切なもの、また一方では防災的にも村民の安心・安全確保について携帯は重要だと村でも考えておりますので、今年度、来年度も要望はしております

す。来年度は、先ほど答弁したように2カ所で基地局ができる予定と聞いておりますので、来年度以降についても、今年以上に強く要望させていただきたいと思っております。

1番（佐藤健太君） ぜひこの問題についても、これだけではないですけどもね、こういった若い世代を安心して迎え入れるという部分、さまざまなことをやらなければならないんですけども、こういった一つのことという部分も非常に大事なかなと思っておりますので、今後ともここに関しても強く、強く要望をかけていただきたいと思います。

このあたりで私からの質問は終わりにしたいなと思っておりますので、今後ともより一層の健全な行政執行を望んで今回の一般質問を終わりたいと思っております。

以上です。

議長（菅野新一君） これで佐藤健太君の一般質問を終わります。

9番 相良 弘君の発言を許します。相良 弘君。

9番（相良 弘君） 9番 相良です。今日のトリになってしまいましたが、皆さんお疲れでしょうから、私のほうから簡単に3点だけ質問いたします。

台風19号並びに大雨の被害は、日本国中に及び大きな爪跡を残しました。福島県においても全域で農業に限らず全業種に被害が及び、河川の氾濫、土砂崩れ、橋の崩落と物的被害にとどまらず、行方不明者や亡くなられた方がおります。亡くなられた方には謹んでお悔やみ申し上げます。また、住宅等に被害があった方には心からお見舞い申し上げます。それでは、質問に入ります。

まず1番、台風19号並びに大雨被害について。

台風19号並びに大雨では、飯舘村は今までにない被害を受けました。幸いにも村民に死亡者、行方不明者は出ませんでした。道路、田畑、住宅等、相当な被害を受けております。村の被害状況についてお伺いいたします。

2番目は、道の駅「までい館」の経営状況についてお伺いします。

台風19号及び大雨により、年間売り上げ計画の変更、売り上げ減が生じていると思われまます。その対応策をお伺いいたします。

3番目は、来年4月に開校する「いいたて希望の里学園」についてお伺いいたします。

令和2年度開校予定の義務教育学校「いいたて希望の里学園」の目指す教育理念、教育目標をお伺いいたします。

以上、3点についてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 9番 相良 弘議員のご質問にお答えをさせていただきます。

3点ありますが、道の駅「までい館」の経営状況ということで、先ほど副村長のほうからお話をさせていただきましたが、この台風によってどうなのかというご質問でありました。大変ありがたい質問をいただきました。台風19号、まさにいまだかつてない大雨によりまして、県道12号線は10月25日の午後7時から11月2日の朝まで通行どめになったということでございまして、道の駅とセブンイレブンの来客数と売り上げに大きく影響をしたところであります。10月26日から11月1日までの1週間で前年と比較したところ、レジを通過する人数は529人の減、それから、売上金額は42万円そこそこがマイナスということになります。セブンイレブンでは救援物資の水や弁当を初めとする非常食の売り上げは増

加をしたということで、そういう意味からするとセブンイレブンのところで若干売上金額の差を埋めていただいたということもあるということですが、いずれにしても客数が少なかつたものですから、大変なマイナスになっていたということでもあります。

この間、10月27日は道の駅「までい館」を会場に、収穫感謝祭を実施をしたわけですが、県道12号線が通行どめと、この影響で村外からの来場者は非常に少なかったということで、これもまた大きな打撃を受けたということでもあります。

台風19号及び大雨の影響により、通行どめの期間の売上金額は減少したところではありますが、商品の在庫管理の徹底や材料仕入れなどのチェックを徹底した結果、全体の売り上げについてはセブンイレブンの売上実績が全体を押し上げて、計画比、前年同月比ともに上回ることができたところでございます。

実は、までい館には通行どめの期間、迂回路に関する問い合わせとか数多くあったわけでありまして、これからも道の駅「までい館」は道路利用上の地域の人々のために情報発信機能の役割を担ってまいりたいと考えているところであります。

までい館に行ったら職員に丁寧に行き先を教えてもらった、こういうようなことで、感謝のお手紙もいただいたりしていることであります。その辺が先ほど他の方から質問がありましたように、これから道の駅の生きる道といいますか、飯舘村らしい特徴ということにもなるのではないかなと思っていますので、職員のその思いも一方で赤字だよというところでマイナスにならない、気持ちの中でプラスにさせていくという、その辺が非常に重要なこと、このように思ったところでございます。

その他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

教育長（遠藤 哲君） 私からは、質問の3番目、義務教育学校「いいたて希望の里学園」の目指す教育理念、教育目標についての質問にお答えさせていただきます。

村教育委員会では、現在、令和2年度学校教育指導の重点について策定中であり、先日の11月26日に開催しました定例教育委員会、そして12月2日開催の総合教育会議においてそれぞれ協議・検討をしたところです。現在まとめの作業に入っておりますが、その中の学校教育グランドデザインにおける村教育委員会としての教育目標に、「竹のようにしなやかに、すくすくと」を掲げております。これは東日本大震災以降の厳しい環境の中にあつては、子供たちに「大木の力強さ」よりも「竹のようにしなやかに今の状況を受けとめ、やがて跳ね返し、自分の夢や希望を実現させる力強さを持ってほしい」という願いからであります。これは、令和2年度から小学校で全面实施となります新しい学習指導要領、そして県教育庁相双教育事務所の「相双教育アピール」にあります「変化の激しい社会やさまざまな課題に柔軟に対応できる子供を育む」との内容にも沿っており、これからも変わらないものであると考えております。

また、この教育目標実現のために3つの重点目標を掲げております。1つ目は「しなやかな心、しなやかな思考と行動力の育成」、2つ目は「すくすくと伸びる学力、すくすくと成長する健全な心身の育成」、そして3つ目に「しっかりと根を張る自立心、まっすぐな心で仲間や地域との共生」というものを挙げております。

具体的な教育活動につきましては、新しい学習指導要領で改めて重点事項に示されています「生きる力」を育むために、「知・徳・体」の3つの柱を基本に取り組みでまいります。特に義務教育学校のメリットである9年間を通しての一貫性を持たせた体系的な教育活動や教職員の小中学校、次年度からは前期課程、後期課程というふうと呼ぶと思いますが、教職員の相互乗り入れ事業、また、新しい教科、これは仮称であります、いいたて学というものを新設して、ふるさと学習などを行いながら子供たちの確かな学力の向上と豊かな心の育成、そして健やかな体の育成を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞ議員の皆様方のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

以上です。

建設課長（高橋祐一君） 私からは、1点目の台風19号の被害状況、特に道路、田畑、住宅等の被害状況ということまでのご質問についてお答えいたします。

村内の被害状況につきましては、これまでの質問の中でお答えいたしておりますが、内訳としまして、農地の田、水田の被害は130カ所、畑が36カ所、農業用の施設、水路等が67カ所、農道が34カ所、ため池・揚水機が3カ所というふうな状況になっております。宅地被害につきましては、昇口等の被害が65件、住宅裏山崩落等が46件、床上浸水が2件、床下浸水が3件の被害状況になっております。昇口等の被害につきましては、復旧金額や2戸以上の農道を利用している路線は村単補助事業の活用が可能となります。宅地裏山崩落等の被害につきましては、現地確認の結果、補助の該当になる箇所はありませんでした。被害に遭った床上浸水及び床下浸水は、該当する補助事業はありませんでしたが、衛生管理のため薬剤散布に必要な薬品、噴霧器を申し出のあった4件について無償提供をしているところであります。

以上であります。

9番（相良 弘君） 個人の方の世帯のほうにも大分被害があったことはわかりました。それでちょっとお聞きしたいのは、飯舘村に戻っている世帯は約2割から3割ぐらいです。あとはみんな村外にまだ避難中であります。この避難中の村民の被害については把握しているのかどうか、お伺いします。

総務課長（高橋正文君） 現在も避難を継続されている方の被害状況ということでございますが、避難している方でも飯舘村に戻ってきている方についてはご自分で把握している方もいます。余りこちら、遠く、県外でしたり来ない人については、一応見守り隊にご協力をいただいて、全戸、宅地周りについては確認をさせていただいて、被害状況は把握しております。ただ、山林等には入っておりませんので、個人のまだ見ていない方の判明していない被害というのは、まだある可能性はあるということでございます。

9番（相良 弘君） 今の説明ですと、大体おおよそは見守り隊等を利用しながら把握しているということはわかりました。

それで、個人住宅、あるいは農業のハウスなり、いろいろ被害あったと思うんですけども、その方に対して村では見舞金等は考えていないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 程度の問題がありますので、そこでどこで線引きするかというのは非常に難しい問題です。ですから、できるだけ私らとしては補助事業を使ったり、村単事業を

できるだけ柔軟に使わせていただくと、こういうことでいければと、こんなふうにも思っているところでもあります。その基準は先ほどから担当課のほうでお話ししましたような中で、できるだけ柔軟に考えて、こちらで手を差し伸べられる範囲で一生懸命差し伸べるということで、見舞金という形では今のところ考えていませんので、ご理解いただければと思っております。

9番（相良 弘君） そういうのもちょっとテレビで見たんですけれども、いわき市のほうで県の見舞金というか助成金に該当しなかった方については、いわき市独自で見舞金なり助成をしているという話を聞いたもんですから、飯舘村はどうかということでも伺ってみたいわけですか。

村長（菅野典雄君） あちこちの自治体でやっておられるのは私もわかっています。多分それはほとんどいわゆる床上・床下浸水が何百件も出ているということで、それに対して県なり、国なりがあるんですが、やっぱりそれに該当しないとか、そういうところは市町村でということでもあります。そういう意味からいたしますと、確かにそれはただただちょっと壊れたというところではない大変さはあると思っています。私も相馬市の何件か見ましたけれども、全部床を外して、そしてそれからやってらっしゃるということでもありますので、飯舘村も実は避難をした方で、床上というのも何件か聞いているところでもあります。そういう方をどうするかということも含めてのご質問かなと思っていますが、今のところちょっとそこら辺までは考えていなかったものですから、村の中の状況だけを考えたものですから、また状況を見まして、なかなか見舞金というのは大変かもしれませんけれども、何か考えられればと思うんですが、ただ見舞金としてもどれだけ出せるかということ、多分その見舞金には気持ち的にはありがたいと思うんでしょうけれども、その復旧のためなのになりますと、もう全くなかなか及ばないという形になるのかなと、こんなことで、今のところ考えていませんでしたけれども、今のような状況でもう一度内部で検討はしますが、なかなか難しいんじゃないかと、このように思っているところでもあります。

9番（相良 弘君） 私も、何か復旧のために役立つような見舞いなんて考えていませんでした。ただ、こういう災害に遭ったときは、村からの心として幾らなりとも出たよということの印象が大分違うんじゃないかなと、私はそう思って質問したわけでございます。ぜひあとご検討よろしくをお願いします。

それで、被害にも小規模被害、あるいは大規模被害があると思いますが、小規模な被害については緊急事態ということで修復済みとは思いますが、大規模な被害について相当な期間が必要と、まあいろいろあるでしょうが、考えられます。どれくらいの期間が必要なのか、また、その必要な財源は何を予定しているのかお伺いします。

建設課長（高橋祐一君） 先ほど、前の質問でもお答えしておりますけれども、大規模な被害ということで、国の補助を使った事業で今査定を受けている状況でございます。例を挙げますと、小滝大倉線はかなりのり面から崩落した状態になっておりまして、原形復旧はなかなか厳しい。大規模な橋をかけて復旧せざるを得ないのではないかとということで、多額の金額で、今7億円程度の金額を見て申請をするということになりますので、そうなりますと、やはりその工事期間としては令和3年までかかってしまうのかなと思っております。

ます。そのほかにつきましては、ある程度、先ほど言ったように県からの補助金の決定が来れば、随時着工して早急に復旧していきたいというふうなことがありますけれども、やはりその決定時期が2月とかという形になりますので、やっぱり今年度中の完了というのはごくわずかなのかなと思っております。

財源につきましては、今回、激甚災害ということもありますが、基本的には国の国庫補助事業ということでやっております。通常でありますと、先ほど言いました50%から65%ですけれども、激甚災害やることによって90%以上の国庫の補助金が出るというふうな形になっております。土木関係の河川、道路関係につきましても、通常は60%ぐらいの補助率ですけれども、それが80%から90%近くになるというふうな金額になっています。ただ、その金額については、ある程度全体の災害が終わったりとか、その増嵩の申請が終わった段階で補助金は決定するということですので、大体2月ごろの見込みになるかと思っております。

9番（相良 弘君） では、次の質問に移ります。

今月はもう年末であります、販売促進のための年末年始の販促計画があるのかどうか伺います。

復興対策課長（村山宏行君） 年末年始の販促計画ということでございますが、特段、特売とかそういったことは予定はしておりません。ただ、今年度、プレミアム付商品券、これを扱っております、1月末までが消費期限ということになってございます。そちらの取り扱い、道の駅「までい館」でも取り扱っておりますので、その中で年末の用品であるとか贈答など購入いただければと考えているところでございます。

9番（相良 弘君） 特別、販促計画は考えてないということなんですが、商品券についてちょっとお伺いいたします。

商品券は、買う人と使う人は一致するとは限らないですね。確かに商品券買う人はいろんなメリットはあります。使う人は何もありません。私はこれは村内でしか使えないということになると、小売店というまでい館ぐらいなんですよね。そうすると客単価見ますと、までい館というか、コンビニの場合は、1人当たり1,000円か2,000円ですよ。ところが、自動車屋でも農機具屋でも使えるということになりますと、あそこは何十万円単位です。そうすると、どっちを使ったら得かということ、なかなかそっちのほうに回ってしまっ、売り上げ増加にはつながらないと思うんですけれども、今答えあったんですけれども、そういう商品券を使って売り上げを伸ばすということについては。ただ、私が考えるのには、例えば1,000円の商品券で1,050円の買い物ができるなんていうようなことは制度的に難しいのかどうか。例えば、今のところ小売店というか、商品券を使ってもらえる店は何の負担もしていないわけですよ。だから、販促計画だということで、その商品券を上乗せして、例えば1,050円分として使っていていいですよみたいな、そんなこと、商品券は政府で発行しているんでしょから、そんなことはできないのかどうか、それをお伺いします。

復興対策課長（村山宏行君） 販売促進につなげてはということではありますが、今回扱っておりますプレミアム付商品券は、1万円の金券が1万5,000円分で使えるという、そういう

ものでございます。いわゆる利用される方が負担が少なく大きな買い物ができるということでありまして、大きなものと農機具とか、それからタイヤとかということであるんですけども、中には贈答用の、例えば中合さんでやっていますギフトセット、そちらを取り扱っている業者なんかもございまして、歳末のお歳暮、それからお年賀ということで、それに利用されたという方もいます。そういったところで利用されていきますと、通常の金額よりも50%増しで使える。逆に言いますと、贈るほうからすれば3割引きでできるということで、非常にその辺が有利かなと思っております。

ご指摘のように取り扱いのお店のほうで有利に付加をつけてはということであったんですが、ちょっとそれは今回の商品券の性質上できませんので、お店のほうで値引きをして、そちらの分を還元されるとか、そういった企業努力のほうを求めたいなと思っております。

9番(相良 弘君) いや、小売店の客引きにはそんなふうな使い方でもできるよと、例えば1,000円のもの1,050円で使えるよといったほうが売り上げ増加にはつながるのかなと思っ質問したわけでございます。

それと、今コンビニ業界では、元旦休業という動きがあります。元旦を迎える、までい館含めてコンビニでは元旦休業についてはどう対応するのかお聞きします。

復興対策課長(村山宏行君) コンビニエンスストアの元旦休業についてなんですが、までい館につきましては、年末年始のお休みということで報告が上がっているわけですが、コンビニエンスストア、セブンイレブンのほうにつきましては、基本的には年中無休というふうになっておりますので、こちらについては休業の計画は聞いておりません。

9番(相良 弘君) そうすると、コンビニでは元旦も営業するというのでいいですね。

それで、今年ももう12月で、までい館の決算時期も3月ということで、もう残りわずかとなったわけですけども、損益分岐点の売り上げを達成するために、これからどんな努力をするのかお伺いしたいんですけども、参考までに損益分岐点売り上げについては説明しますと、大きな利益を目標とした売り上げ目標ではございません。経費と売り上げが一致、プラマイゼロになる目標です。それを立てないと、うんともうける利益だけ立てるんじゃなくて、少なくともプラマイゼロぐらいの売り上げ目標は年度当初に立てるべきだと思うんです。ということで、それを達成するためにこれからあと3カ月ぐらいしかないんですけども、どんな努力をするものかお伺いいたします。

復興対策課長(村山宏行君) 損益分岐点の売り上げをということではありますが、先ほど別の方へのご質問に村長がお答えいただいたということもありますけれども、単年度、本来ですと黒字ということで目標に掲げて今年度運営をしましてまいりましたが、前期で21万円ほどの利益はあったものの、どうしても冬季間ですね、これから真冬にかけてどうしても客足が落ちるということで、こちらについてはマイナスになるという見込みが立っております。当然、単年度で黒字を目指すべきということではございますが、なかなかまでい館の今の状況ですとそれが難しいのかなと思っております。当然、ご指摘のように売り上げを上げるばかりではなくて、いわゆる収入と支出の差でございますので、いわゆる繁閑、それから経費をかけないやり方、そういったところも重要でございます。特に中身ですね、どうしても直売のほうでやっていきますと、いわゆる売り上げの手数料については、その

農産物を扱ったパーセンテージしか入ってまいりません。一番大きな部分については、やはり飲食ですね。飲食につきましては、原価率から考えると利益が非常に大きいという部分ですので、やはりそちらの部分は何らかの形で上げていくしかなんだろうと思っております。

例えば、現在、厨房のメニュー、そういったところでやはりこれぞまでい館の料理というもの、そういったものはまだ開発できていないというところがございますので、そちらについてこれから開発をしながら、特産というもの、までい館の特色を出せるような、そういった売り物をふやしていかなければならないと考えているところでございます。

9番（相良 弘君） 次の質問に移ります。

今、教育目標なりをお聞きいたしました。今までの教育目標もあったと思うんですが、大きな違いはどの辺にあるかを説明願いたいと。

教育長（遠藤 哲君） 大きな違いといいますか、大きく違うわけなんですけど、先ほど少し話はしましたが、実は、令和2年度から小学校のほうの学習指導要領というものが全面実施されまして大きく変わります。さらに、もちろんご存じのとおり、義務教育学校という新しい学校になるわけですので、それを機に大きく見直して、先ほどのような教育目標にしたということになっております。当然、変わるべきものであろうと思いましたが、変えるべきものだと思って検討を進めております。

以上です。

9番（相良 弘君） 検討を進めるということでしたので、新しい学校の校歌については、作詞、黛まどか先生、作曲は南こうせつ先生で、これは近々発表されるんだろうと思います。校章についても先日発表がありました。ただ、その校章の発表がありましたけど、どういう意味、意義といいますか、あとはその経緯についてちょっと伺います。

教育長（遠藤 哲君） まず、経緯についてですが、小中学校の教職員、子供たちから、その思いとかアイデアを募集しまして、その中から8点を絞ってプロのデザイナーの方をお願いして、最終的に4点を選んで開校準備委員会で検討しまして、ほぼ満場一致ということを決まると私は認識しております。

意味ということなんですが、お手元がないところで申しわけないんですが、まず、村の義務教育学校であるということで、村の形が背景になっております。それから、それぞれ色なり、デザインなりと、もちろん意味があるわけですが、特に旧字体の「學」という、学ぶという字なんですが、これ上の部分、両手、つまり「までい」を意味しております。その両手で子供たちを抱え上げる、すくい上げるという意味もありますし、両脇にあるこの小中学校を意味する「I」なんですが、これは飯舘村のIでもあるという、そういったさまざまな意味があります。さらに上に星が幾つかあるわけですが、これが統合する小中学校を意味していると、そういった意味もあります。できる限り早くなじむように願っています。あとまた、これをもとに現在、校旗を作成中であります。

以上です。

9番（相良 弘君） あともう一つお伺いしたいのは、そのほかの制服とか、運動着とか、そういうものに変更はありますかどうかお願いします。

教育課長（三瓶 真君） 来年度開校時の制服及びそのほか変更があるのかどうかということ
であります。現時点では今のものをそのまま継続して使うという計画であります。

以上です。

9番（相良 弘君） 最後に確認なんですけれども、今、社会問題になっているいじめについ
てちょっと確認しておきます。飯舘村の学級人数というのは少ないから、そんなことはあ
り得ないと思うんです。ただ、今までに学校の歴史もあるわけですから、そういう報告
はあったのかどうか、お伺いします。

教育長（遠藤 哲君） 私が4月に来たわけですが、そこからはございません。学期に1回だ
と思ったんですが、子供たちに調査を実施しまして、もし小さいことでもあれば、私たち
のほうにも上がってくるようになってはいますが、現在のところ、幸い報告はされてお
りません。

9番（相良 弘君） 今までなかったということで、安心いたしました。

それで、ないということで安心はしましたが、もし、いつ出てくるともわからないんで
すけれども、いじめというのは言うなれば闇の中を静かに進行して行って、出てきたとき
には相当問題になっているということがありますので、例えば出てこないことを願って
はおるんですけれども、万が一のためにマニュアル的な何かを作成しておくべきではないか
と。例えば、こういう問題が出てきて、耳に挟んだら教育長の耳に入れるとか、どんなこ
ととはわからないんですけれども、そういうマニュアル的なものは必要ではないかと思
うんですが、いかがですか。

教育長（遠藤 哲君） お話しいただいたとおり、それぞれにいじめ対応マニュアルというの
は現在作成しております。そのとおり対処していると思っています。

9番（相良 弘君） そういうマニュアルはできているということですね。わかりました。

これで私の質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後2時54分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月17日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎

同 会議録署名議員 相 良 弘

同 会議録署名議員 佐 藤 健 太

令和元年12月18日

令和元年第10回飯舘村議会定例会会議録（第3号）

令和元年第10回飯館村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	令和元年12月18日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年12月18日 午前10時00分				
	閉議	令和元年12月18日 午後 4時 7分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 欠席	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	2番 長正利一		3番 佐藤一郎		4番 高橋孝雄	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 原田朋	
地方自治法 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東利	○
	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○			
事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年12月18日(水)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順5～8番)
- 日程第 3 令和元年陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、報告事項がありますので、事務局に報告をいたさせます。事務局長。事務局長（但野正行君） 報告します。

本日、産業厚生常任委員長から令和元年陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情の審査結果についてお手元に配付のとおり議長に報告されております。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（菅野新一君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。7番 佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） おはようございます。

第10回の定例会に当たり、村民の立場、村民が主人公となる村づくりのために、議会議員の役割と責任において、村政執行について6項目16点について、村民からの声や願いを申し上げ、村民が安心・安全に暮らせること、放射性物質によってこれ以上被ばくしないよう、発言提案をいたします。

私たちをめぐる情勢は、農業においては去る12月4日に日米貿易協定の承認案が参議院本会議で自、公、維新の賛成多数で資料提出を求めたのに対して拒否をしながら審議不良の中可決され、家族農業を守り自給率向上を、無視し続けています。

生活する中では、多くの国民に負担を押しつける消費税10%の増税は、私たちの暮らしに不安や不満を生み出し、貧富の格差を広げています。さらに政府は全世代型社会保障検討会議で70歳までの就業機会確保を挙げ、75歳以上の医療費負担を経済力に応じた負担と、さらには紹介状なしでの大病院の受診の追加負担をさせようとしています。原爆投下でのノーモア広島、長崎、原発NO、火力発電NO、そして憲法改正しての戦争への道の沖縄基地の運動も全国的に起きています。核兵器問題での戦後の交渉の場は長い間米ソを中心とする核保有国大国が独占し、核兵器廃絶ではなく核軍備競争のルールづくりでありました。一方で被ばく者を先頭とする市民の存在と役割が広がり、各国政府との協働が発展し、国内の選挙での市民連合や野党共闘が進むような動きが生まれております。

6項目16点についてる質問をいたします。

1 項目めは、災害への対応についてであります。避難した中で、村全体が不十分な管理となっている中で今度の災害は、想定外の実態となっています。被害を受けた村民への対応と支援策を示していただきたい。

2 点目は、復旧、復元、再発防止、予防など、今後における防災対応としてどのような対策、計画をしているのか示していただきたい。

3 点目は、放射性物質、いわゆる毒物が、村全体の無除染地85%から流失、移動したのが実態であります。このことは、帰村した村民、村内で働く方々の被ばくが多量となるのが実態であります。土壌を含め放射線両調査を実施し、真実と実態を村民にきちんと示すべきであります。

4 点目は、年間1ミリシーベルト未満、時間当たり0.19マイクロシーベルト以上のところは、計測に基づいて完全除染すべきであります。

2 項目めは、行政執行のあり方について。

1 点目は窓口での申請、助成金申請などが一度の来庁で済むような具体的な施策を示していただきたい。

2 点目は、自主的に行動が不十分な村民への対応として、訪問、郵送など簡素化した行政手続とすべきであると思います。

3 点目は、健康と命を守る上から、救急体制、医療体制、予防、健診など、放射能被ばくを含め、村民の安心・安全な施策を示すべきであります。

4 点目は、原発事故前のように、自家用の暖房、まき、炭などの費用を支援すべきであります。東京での裁判では、東電が費用を賠償することはあり得ないという裁判を聞いておりますけれども、原発事故前は私どもは野山をきちんと活用しながら自分たちで自然エネルギーの炭やまきを使って暖をとって暮らしておりました。そういうことからしても自家用の暖房については、きちんと対応すべきだと、村で対応できないのであれば、東電にきちんと村民代表の村長が言うべきであります。さらにはその燃やした灰処理は国任せではなく、きちんと村としても処理を考え、こういった全体を通した冬期の暖房のあり方をきちんと示すべきであります。

3 項目めは、村民からの公開質問書についてでありますけれども、村長が発言、答弁した内容についてなので、傍聴された、ネットで聞かれた方々に村民にきちんと答えるべきではないでしょうか。なぜ対応しないのか伺うものであります。

4 項目めは、公営施設の維持管理について。原発事故後に建設された全ての建物の調査や設計、建設の全費用をきちんと村民に示し、今後の維持管理運営費も村民がわかるようにすべきであります。例えばセンター地区全体でグラウンドは、学校ほどのぐらいかけてどう予算の中で仕上がったのか。そしてそのつくったものが、箱物が今後の村の財産管理や維持経費、運営費にはどれだけかかるのかということの一つ一つの施設が村民は知りたいということでありまして。そのことをたびたび私も聞かれますけれども、請差があつたり提案がばらばらだったり、いろいろして全体的な総額がなかなかつかめないというのが実態であります。そういう意味では執行されている村がきちんとその辺は精査をされ、示すべきではないでしょうか。原発、さらには原発事故前までの村にあった施設の維持管理運

営費との比較もしたいというのが村の財政を心配する村民の強い要望であります。このことも示していただきたい。

5項目めは、教育環境と健康について伺います。

1点目、村民である子供の人数と帰村人数。村が準備した園や学校、施設利用の子供の人数。村外からの通園、通学の人数を示して、父母負担の差額を園、小、中と分けてきちんとわかるように示していただきたい。なぜこのことを聞くかといいますと、父母から福島市や二本松市や伊達市で会うたびに、何で村に住所がありながら私どもの子供は何の扱いも受けないんだと、村の施設に通わせないと、通園させないと、村の子供としては扱ってくれないのかという声をずっと聞いております。そのことについてなぜそのような不公平なことを平然と、言葉では丁寧に村民に寄り添ってと言いながら、子供の教育の場ひとつとってもこのような不公平なことを続けているではありませんか。このこともきちんと示していただきたい。

さらに2点目は、村内施設に入園、入学、通園、通学している子供たちの年間放射線被ばく量は幾らか。園や学校周辺の放射能測定値と内訳、計測方法についても明確に示していただきたい。

6項目めは、人々の生活と生存権について伺います。

1点目は、多くの村民、帰村されても住居があって食事ができればそれでよしとする人生、一体何だろうなどこの人生は。9年間近く避難や移動や移住や、家族ばらばらにされ、いろいろなこの9年間の反省の上に立って、一体私どもは何をしたんだと。何もしないのに何でこんな人生なんだという声が多くあり、私が回るたびに5分10分で済むところが1時間半も2時間も本当に自分のことを切実に語る村民が多いのに私自身も飯舘に来る機会が多く、大変な状況になっています。そういう意味では、本来の衣食住の保障を初め、人間らしい生活というものをきちんと行政の中で、いつごろ、どういうふうになっていくかという見通しを示しながら安心・安全な村での生活になるんだなという思いを示すべきであります。この9年間、医療費は来年は無料なんだろうか、来年は家賃は出るんだろうか、毎年毎年県や国の予算をにらみながらの生活を村民はしてきたのであります。村長が国家予算を決めるわけではありませんけれども、しかしながら放射性物質初めこの自然環境を見る限り、そういうふうにして生活するのは当然のことであり、その当然の住民の思い、村民の思いを代表である村長が謙虚に東電にきちんと話すべきであります。憲法は、飯舘村民に対してそのような生活をしてくださいという憲法はありません。きちんと同じく、全国民と同じく生存権を保障しているのであります。

2点目は、帰村している方々の声の中に、「私の家も私の代で終わりだ」という声が多々あります。そして「若者、子供には戻ってほしくない」というじいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さんもおられます。真剣で切実な悲しい声があるが、このような声や考え方と生活を村は理解しているのか。理解しているならばもっと違った政策をきちんと示すべきであると思います。理解していないから箱物を建て、どんどんどんどん国、県に言われるがままこんなことが進んで、あとは村長が作りたいたいのは美術館か何かかなん

て村民がうわさするぐらい、そして行政執行はアドバイザーとコンサルタントで運営しているんだと、村民が欲しくもないものをどんどん建てまくって、復興拠点なるものをつくって赤字にして村から金を突っ込んで、特老にも今度だんだん金を突っ込んでいかないとやっていけない。村の村民は財政やこの情勢を見つめている方は大概そういうふうに言っていますよ。そうした声に応える行政執行をしなくて何で村民に寄り添った村政、村民が主人公の村づくり、佐藤八郎議員と同じですなんて村長、何十回か答弁していますけれども、言っていることとやっていることが違うんじゃないですか。そういう意味ではきちんと見通しのある暮らし方、見通しのある行政の村民に寄り添った施策を示すべきであります。

3点目は、帰村してやる気がある方々に多額の補助金を出しているが、後継者問題、なりわいとしての経済活動に村はどのように責任をとるのか。役割と責任のとり方を示していただきたい。後継者は必ず健康で暮らせる保証はありませんし、病気やまして飯舘村での農業、土ぼこりを吸い、空気を吸い、85%の山に原発事故のままの放射性物質を置いた中で環境ですから、そういうのは自然となるわけであります。そういう意味では60代、70代からばかりの方が亡くなることもここ数年の間多くなっております。そういうときにこの助成を受けた、多額の補助金を出していただいた施設運営に村がどう責任をとってどのようにされるのか伺うものであります。

4点目は、自主独立の生活をするにも、村全面積の先ほど言いましたけれども、約85%に今も原発事故の時の放射性物質、毒物があるのが、これは誰が何を言おうと除染していない実態からして真実であります。まして山林75%の我が村には自然豊かな食生活があり、お互い様で自然を活用し、なりわい、生活に生かしてきた。村長は毒物ある飯舘村を実証地、そこで暮らす村民を人間モルモットとしないために、完全なる除染を求めるべきであります。

以上が村民から聞いた声や願い、要望、提案でありますけれども、この村民の民意を無視することなく透明性のあるしっかりした村民に寄り添った答弁を強く求め、発言といたします。

村長（菅野典雄君） 7番 佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、災害の対応についてというのがありますので、2つほどお答えをさせていただきますと思います。

台風19号の豪雨により、村は甚大な被害を受けたわけであります。中でも家屋や宅地周りの被害、水田、畑など、それぞれの家庭において負担を強いられる被害も数多く発生したところであります。ご質問の被害を受けた村民への対応と支援策ということですが、前にも話していますように、農地などの被害で40万円以上の大規模なものについては国の補助事業です。それから10万円以上40万円未満の災害については村単独の補助事業により支援を行うということになっております。そして10万円未満の災害については多面的機能支払交付金または自力で復旧をしていただくことをお願いしているところであります。

次に、農業施設等の被害については、現在国の強い農業・担い手づくり総合支援交付金、

いわゆる被災農業者支援型、これに該当をさせることができないかどうか、今県と協議中であり、事業採択されますと園芸施設の復旧で70%、機械の復旧で90%の補助を受けることができるようになります。また、農作物の被害については、農業共済に加入していた方へのみ共済金が払われるということでもあります。

次に、家屋や家屋周りの被害についてであります。残念ながらこれらの被害については補助制度等が設けられておりませんので、各個人において対応していただく以外にないものと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

それから復旧、復元、再発防止、予防など、今後の対策計画を示せと、こういうことであります。防災計画については災害対策基本法第42条により、全ての市町村で地域防災計画というものをつくって、その内容の確認、検討、さらには必要に応じて修正することが義務づけられているということでございます。本村においても平成13年3月に飯舘村地域防災計画の見直しを行ってきたところであります。しかし、その後においては見直しがされないまま東日本大震災に伴う原発事故による避難となってしまうと、避難指示解除後においても村民の帰村状況の実態に合わない計画のままとなっているというのが現実かなと、このように思っております。議員のご質問のとおり今後の対策、計画についてであります。帰村が思うように進まない状況や、また避難先との往復を強いられている村民の生活の現状を踏まえた上で、地域防災計画の策定が必要であるということ、十二分に承知しているところでありますので、さきの台風19号のような村内での死亡事故等が発生しないよう、村民、あるいは村内を往来する村にかかわる全ての方々の命を守ることができる防災計画を策定する必要があると認識をしているところでございます。地域防災計画の見直しについては、できるだけ早く取りかかる必要があると考えておりますので、年度内には計画見直しのスケジュールを検討し、次年度において新たな地域防災計画をつくっていくよう検討してまいりたいと、このように思っているところであります。

6項目めの3点目、帰村をしたやる気ある方々への多額の補助金、こういうことの責任のとり方と、こういうことであります。村では平成29年度より飯舘村営農再開ビジョンに基づいて、村内での農の再生のためにお示しした4つのステップということでの農業支援を実施してきたところであります。ステップの1番目は、農地を守るということで約860件、ステップ2の生きがい農業というのでは約350件、それから次のなりわい農業というところと新たな農業というのを合わせまして約90件となっているところであります。なお、なりわい農業のために県の事業を活用されている方に対しては、事業要件ではありますが、経営規模、収益目標等のヒアリングを実施した上で、事業申請をすることとしているほか、新たな農業については国の被災地域農業復興総合支援事業を活用する場合には、導入する農業用施設、機械の耐用年数中の収支計画を提出していただいて、国の承認を得ることが要件となっているため、村としては十分な経済性のある計画のみ採用してきているところでございます。

また、後継者については、まず営農に従事する農家の方ご自身にご家族の方への継承をご検討いただくのが第一と考えておりますが、場合によっては新規に就農するご家族以外の方とのマッチングなども視野に入れて営農再開後も随時ヒアリングを実施して

いるというところでございます。加えて村が事業主体となって取り組む施設等の維持管理や補助年限後の施設解体、撤去などについては、受益者の負担であることを明示した誓約書を取り交わしており、従事される農業者の方々の責任を確認した上で進めているということでございます。なお、現在、村での営農に従事する農家の方は、原発事故前の収入額を目標とするよりは、十分な技術、経験を有する品目または販路があり経済性が見込める品目に絞って経営計画を立てる方が多く、村としても農家の方がより早く自立できるよう今後とも助言なりあるいは支援を進めていきたいと、このように考えているところでございます。

他の質問はそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

以上であります。

復興対策課長（村山宏行君） 私からは7番 佐藤八郎議員の質問の1-3、1-4、2-4、6-4の4点についてお答えさせていただきます。

まずご質問1、災害への対応についての3点目、災害における放射性物質の流出についてお答えさせていただきます。今年10月6日に発生しました台風19号は、12日に本州に上陸し、記録的な大雨となり甚大な被害をもたらしました。村におきましても死者1名を初め、村道や河川、簡易水道施設、農業関係施設などに甚大な被害を及ぼし、被害総額は約15億円に上るものと思われております。

ご質問の放射性物質の流出であります。村では村内の土砂災害に遭った代表地点3カ所、草野字鋤柄地内、前田字古今明地内、須萱字水上地内、これはいずれも地目が田でございまして、これにおいて放射性の線量の計測をしております。その結果であります。3地点の地上1センチメートルの空間放射線量の平均は1時間当たり0.31マイクロシーベルトでありました。この比較のために土砂が流出した周辺農地の空間線量も計測をしましたが、同じく地上1センチメートルの空間放射線量の平均は1時間当たり0.28マイクロシーベルトであり、若干の上昇はあるものの除染が必要と思われるような有意な差は見られませんでした。また、月2回村内20カ所の宅地と農地の放射線量を計測、測定しておりますが、台風の被害があった12日前後の放射線量を比べても急に高くなったなどの有意な変動は見られず、村内147カ所あるモニタリングポストにおいても同様の状況でございました。

ご質問にあります今回の台風災害に伴い、土壌を含めた放射線調査をすべきとのご意見でございます。村としましては現在のところ台風に伴う放射線量の影響は少ないものと考えており、調査の計画は持っておりませんのでご理解願います。ただし耕作地に土砂の流入や濁り水が浸入した状況というものは把握しておりますので、営農再開により耕作する農地についてはカリ剤の施用による放射性物質吸収抑制対策等の指導を徹底してまいりたいと考えております。

次に、ご質問1の4点目、完全除染をすべきとのご質問についてお答えいたします。

村は除染の目標値として、当面、年間追加被ばく放射線量5ミリシーベルト以下、時間当たり1マイクロシーベルト以下になることを村の除染目標と定め、国に対しましてはその除染目標値になるよう本格除染を求めてまいりました。国の長期目標であります追加被

ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指すことについては、村も同じ考えでございます。既に年間1ミリシーベルト、これは毎時0.23マイクロシーベルト以下ということでございますが、この以下の場所においては追加除染を求める考えは持っておりませんが、ホットスポットと呼ばれる一部高線量箇所については、環境省に対しフォローアップ除染を要望しているところでございます。なお、放射線に不安がある方に対しましては、日常の行動の中で実際どの程度放射線量を受けたかがわかる個人積算線量計の貸し出しを行っております。これは積算線量計を日常的に体に携帯していただいて、1時間単位で積算をするというものでございまして、1日単位、あるいは月単位、そして1年間の放射線量を受けた量がわかるというものであります。積算データにつきましては、専門員が戸別訪問等を行い、その期間の生活の中で身体に受けた放射線量の数値をお知らせしております。その際に時間当たりで突発的に高線量となっている場合、そのときどのような行動やどの場所に行ったかなどを聞き取りし、行動との相関について情報をお知らせし、今後は必要以上に放射線量を受けないような生活をしていただくようお知らせするなど、放射能に対する相談などをしております。なお、令和元年度に利用いただいている121人の方々の9月に測定しました平均値は1時間当たり0.13マイクロシーベルトという結果になってございます。

続きまして、質問2、行政執行のあり方についての4点目でございますが、冬期の暖房のあり方と考え方についてお答えいたします。

原発事故前は山林から木を伐採をし、まきや炭にして冬期間にストーブや掘りごたつで暖をとっていた家庭も多くあったと記憶しております。

ご質問の冬期の暖房のあり方と考え方でございますが、村内の山林から産出したまき等につきましては、レベルの差こそあれ放射性セシウムを含んでおりますので、焼却により出た灰が高線量になるということで、その処理について村内ではできかねますので、村内産のまき等は使わないようお願いをしております。また、村としましては冬期の暖房はまきではなく、他の暖房方法により賄っていただきますようお願いしているところであります。なお、震災前もまき等に対する購入補助はありませんし、今後についてもその考えは持っておりません。

続きまして、質問6、人々の生活と生存権についての4点目、村内の完全除染実施についてお答えいたします。

国の除染ガイドラインにより、除染は人の健康保護の観点から、生活圏を優先して宅地、建物、農地、道路とそこに隣接する林縁部、これは山林の林縁部ですね、20メートル範囲の森林を対象に面的除染を進めてまいりました。

ご質問の村内の完全除染を求めるべきであるということですが、森林につきましては、林縁部から20メートル以遠の対応として、現在里山再生モデル事業として安心・安全に向けた環境づくりのため、森林全体の放射線量の低減の効果検証を復興庁、環境省、林野庁、福島県の連携で実証事業として村民の森あいの沢において実施をしております。今年度が最終年度となっておりますが、里山再生を図るための知見、手法が整理され、里山再生の取り組みにつながることで里山内の放射線量低減を期待しているところでござ

います。このほかふくしま森林再生事業を活用して、佐須前乗地区73.3ヘクタール、二枚橋地区30ヘクタールの森林施業計画を作成しており、放射線量の測定に基づく年度別施業計画を立てて間伐や作業道の整備を進めております。間伐材のうち線量が低いものは林産材として出荷することができましたので、今後の森林活用につながるものと考えております。これは佐須前乗地区の例でございます。また、ため池についても国の交付金を財源として昨年度からため池放射性物質対策調査を実施しており、順次放射線拡散防止対策工事を実施しています。

ご質問にあります村で暮らす方々を実験台にしているような表現は、村民に対し失礼で甚だ遺憾でございますし、そのような考えは毛頭持っておりませんので、そういった発言は控えていただきたいものでございます。村としましては森林除染は行わないとする国の方針の中、少しでも放射線量を低減すべく、先に述べましたような取り組みを進めておりますので、何とぞご理解を願いたいと思います。

以上でございます。

住民課長（石井秀徳君） 私からは2項目め、行政のあり方についての1点目と2点目についてお答えをさせていただきます。

まず1点目の、窓口での申請が一度の来庁で済むような具体的な施策についてお答えをさせていただきます。

役場に来庁されます村民の方々は、さまざまな目的で来られていると思っております。住民課の窓口ですと、戸籍や住民票、それから各種証明書の申請が考えられますが、その際についても本人の確認のために免許証やあるいは代理の場合につきましては委任状と、その申請に必要な書類の提示や提出をお願いしているところであります。

ご質問にあります補助金や助成金の申請につきましては、補助金の交付要綱、こちらに定める添付資料が必要になってくると考えておりますので、あらかじめ担当課への確認をしていただければと考えているところであります。村としましても事業の内容や申請に必要な書類などについてはわかりやすくあらかじめお知らせするとともに、来庁された際には丁寧な対応をし、また説明をして何度も足を運んでいただかなくても済むような対応を心がけているつもりでございますが、なお庁内にも周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の、行政手続の簡素化についてお答えさせていただきます。

村としましても極力手続の簡素化に努めているところではございますが、法律や要綱で決められているものなどにつきましては、簡素化ができないものもありますし、申請者等の確実な情報を得るために身分証明書の提示や通帳の写しなど添付を求める場合もございます。必要な書類につきましては、あらかじめ電話等で確認いただければよりスムーズな対応ができるのかなと思われまます。また、さまざまな理由によって役場に来庁できない方々についての対応でございますが、保健師などの職員が保健指導等で家庭訪問する際に申請書等を持っていくということについては可能と思われまますが、それ以外につきましては、なかなか困難だと考えられます。そういった場合は郵便で請求することも可能でございますので、保険証の再交付申請手続、あるいは郵便でのやりとりが可能なものにつつま

しては、実施しているところがございますので、そういったものをご利用いただければと思います。

なお、電話などで連絡をいただければ、申請書を送ることも可能でございますので、ご相談いただければと思っております。なお、時間外の交付という部分も窓口で対応しているところでもあります。あらかじめご連絡いただければ対応してまいりますので、ご相談いただければと考えております。

以上です。

健康福祉課長（細川 亨君） 私からは2-3、6-1、6-2、3点の質問について答弁いたします。

まず、2の行政執行のあり方についての3点目、健康と命を守る上から救急体制、医療体制、予防、健診など放射能被ばくを含め村民の安心・安全な施策を示せとのご質問にお答えさせていただきます。

まずは救急医療体制についてであります。初期救急医療として、複数の医師が在宅当番医より休日及び夜間において比較的軽症の救急患者を受け入れる在宅当番医制度というのがあります。第二次救急医療として、複数の病院が当番制により休日及び夜間において入院治療を必要とする重症の救急患者を受け入れる病院群輪番制病院というものがございます。第三次救急医療といたしまして、重症及び複数の診療科領域にわたる全ての重篤な救急患者を24時間体制で受け入れる救命救急センターがあります。それぞれの状況により、救急車やドクターヘリが出動いたします。

次に、予防、健診についてであります。村民の健康と命を守るため、各種がん検診を初め、予防接種、健康診査、健康相談、妊婦健診、乳幼児健康診査、こころの健康相談、運動教室、口腔・栄養教室、ゲートキーパー養成講座、糖尿病重症化予防訪問指導、育児相談会、認知症サポーター養成講座など、それぞれの事業後のフォローも行っているところでもあります。さらに、総合健診の受診体制整備と受診勧奨により疾病の早期発見、早期治療につなげることや、受診後の結果が要指導などの判定者に対しては、適切な指導や受診勧奨の徹底に努めてまいります。

最後に、放射能被ばくについてであります。放射線の影響を見るためには、長期間経過を見守る必要があるとしていることなどから、今後につきましても今までどおり内部被ばく検査や甲状腺検査の体制を整え、切れ目なく毎年実施し、村民の健康管理に努めてまいります。なお、あづま脳神経外科病院に検査を委託している、村所有の内部被ばく検査の機器につきましては、耐用年数が経過しメンテナンス費用がかさむことから、今後機器を処分し、福島県などが所有する車載式の内部被ばく検査機器で検査できるよう体制を整えてまいります。また無用な被ばくを防ぐため、除染のされていない山林への立ち入りや山菜などを食べないよう周知徹底を引き続き図ってまいります。

続きまして、人々の生活と生存権についての2点についての質問でございますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず、住居があり食事ができればそれで良とするのか。衣食住の保障については、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困

窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的に生活保護法が規定されております。おただしの衣食住の保障については、生活保護法で規定されており、生活困窮の相談があれば適宜生活保護の案内と必要に応じて手続を促しております。ご存じのとおり、生活保護の申請は住民票のあるところではなく住んでいるところでの申請となるため、避難先において生活困窮になった場合は、避難先市町村へ生活保護の申請を促すよう、支援を行っているところであります。

次に、帰村している方々の声の中に、「私の代で我が家も終わりだ」と「若者、子供には戻ってほしくない」との真剣で切実な悲しい声があるが、このような考え方と生活を理解しているのかについては、おただしのとおり若者や子供には戻ってほしくないという声もありますが、一方で、若者や子供に戻ってもらえるように村の環境をよくし、息子や孫にバトンタッチできるよう頑張らなければという声も多く聞いております。それぞれの家庭の事情もありますが、戻る・戻らないの苦悩の選択をした村民の意思を尊重し、村民に寄り添った支援に努めてまいりたいと考えております。なお、戻る・戻らないの選択は個人の判断ですが、村としては戻ることができる環境づくりには引き続き取り組んでまいります。

私からは以上であります。

総務課長（高橋正文君） 私からは3-1と4-1のご質問にお答えさせていただきます。

まず3-1、村民からの公開質問書への対応についてお答えいたします。

ご質問の件は、今年6月14日付にて、お一人の村民の方から提出をされました教育環境についての公開質問状及び公開質問状2018年12月議会での答弁についてであると思っております。

まず、教育環境についての公開質問状につきましては、ご質問いただきました5項目について村が知り得る情報をもとに具体的丁寧なわかりやすい言葉に心がけ、質問者の方に回答をさせていただいたところがございます。なお、本件は質問者に対して回答したものでございますので、質問の内容と回答を村民に広く公開することは個人情報の観点から公開しかねますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

また、公開質問状の2018年12月議会での答弁についてでございますが、この件は東京電力の賠償額について村として現在知り得る情報を議会の答弁の席上で答弁させていただいたものでございますので、その答弁以上の内容につきましては、村では把握してございませんので、ご理解をお願いするところでございます。

次に、4-1の公営施設の維持管理についてのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

避難指示解除後の平成29年度から平成30年度の普通建設事業費には、これはハード事業等の事業費には、約100億円を充てているところでございます。いろいろな事業でトータルで100億円ほどを充当しているというところでございます。これらの公共施設については、道の駅までい館を除き、建設から30年から50年を経過し、老朽化した施設を大規模改修したもの、または建てかえ更新を行ったものでございます。ご存じのとおりこの財源については、ほぼ10分の10の国庫財源を活用し、整備や更新をしてきたところでございます。

次に、主な公共施設の年間維持管理経費でございますが、さきの議会でもご説明したとおり、原発事故前までの公共施設の維持管理経費につきましては、約1億8,000万円を要しておりました。利活用予定のない公共施設約80カ所を避難解除後、解体を進めてきた結果もございますが、現段階での年間維持費については約2億円を見込んでいるところでございます。今後も工夫ある維持管理に努め、さらなる経費削減を図ってまいりたいと考えております。また、広報誌等を活用し、村の財政状況、主要な施策の成果、これは年度内につくった事業の成果ですね、あとは決算の状況などをわかりやすく村民の皆様にお知らせし、規律ある財政運営を継続している状況を村民の皆様にご理解いただくよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育課長（三瓶 真君） 私からは質問の5項目め、教育環境と健康についてのご質問にお答えいたします。

初めに、質問5-1についてであります。

まず人数についてでございますが、今年12月1日現在、村に住民票がある子供の人数はゼロ歳から15歳までで558人です。このうち帰村した旨村に届け出済みの人数は31人です。次に、12月1日現在で村内のこども園、小中学校に通園、通学している人数はこども園50人、小学校30人、中学校35人です。このうち村内から通っている子供はこども園15人、小学校12人、中学校4人で、先ほどの帰村した子供31人ですが、反対に村外から通っている、村に住民票のある子供の数は小学校12人、中学校27人です。さらに村に住民票がない子供、いわゆる区域外就学により村の学校に通学している子供の数は、小学校6人、中学校4人です。認定こども園につきましては、学区の決まりはありませんが、村に住民票がある子供と住民票がない子供の内訳は、ある子供が37人、ない子供が13人です。

次に、父母負担の差額、これは村内と村外の比較であります。現在村はこども園、村小中学校ともに村単独あるいは国の補助金を財源としながら、かかる費用を無料としておりますので、村の施設に通園、通学している子供の保護者については、村内外を問わず園、学校に関する実質負担がありません。一方、村に住民票がある子供のうち、村外に通園、通学している子供の保護者負担につきましては、入園、入学先の市町村、施設、それぞれに制度、料金が違うこと、また市町村独自の負担軽減制度があるかないか、一世帯当たりの子供の数、学年によっても保護者の負担額が変わってくることから、その負担額を全て把握することは非常に困難であります。したがって差額についてはわかりかねますので、ご理解をお願いいたします。

次に、質問の5-2、村内施設に通園、通学している子供たちの年間放射線被ばく量及び園、学校周辺の放射能測定値についてのご質問にお答えいたします。

村の認定こども園、小中学校では、放射線対策として保育士、教職員に積算線量計、これはDシャトルですが、これを持たせております。子供たちには園、学校生活を考慮し、直接本人には持たせておりませんが、先生方の記録により被ばく量把握や放射線防護のための資料としているところであります。

ご質問の子供たちの年間被ばく量ですが、平成30年度、保育士、教職員の1年間の記録を確認した結果、認定こども園、小中いずれも1時間当たりの平均被ばく線量は0.08マイクロシーベルトであり、これを1年分の時間を掛けて推計しますと、推定年間線量では0.7ミリシーベルトであります。ただしこの数値は学校敷地内、そして勤務時間内における数値でありますので、私生活の部分までは計測しておりません。園、学校以外での被ばく量については、今回の数値に反映されておきませんが、少なくとも園、学校生活における子供たちの被ばく量については、これと同程度であるものと捉えております。

次に、学校周辺の放射線量についてであります。本年度も福島地方環境事務所に依頼し、6月4日から18日にかけて線量率を測定いたしました。まず測定方法は、屋外については25メートル間隔で全131測点につき、地上1メートル、地上50センチ、地上1センチの高さで測定しました。また、屋内については全室1点以上、173測点について同じく床上1メートル、床上50センチ、床上1センチの高さで測定しました。測定機器はNaIシンチレーションを使用しております。

その結果について、屋外についてはいいたてクリニックの駐車場、校舎周辺の山側のり面、村道に面した歩道を除き、特に園児、児童生徒が主に活動する校舎周辺、校庭、敷地内駐車場では全測点において平均放射線量はいずれの高さにおいても1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回っているとの結果でありました。

また、屋内においてはいずれの場所、高さにおいても0.05から0.09マイクロシーベルトの計測結果でありました。さらに、学校独自にも校庭1カ所、校内3カ所を毎日計測しており、今年12月の直近の計測値では、校庭が0.09から0.12マイクロシーベルト、校舎内が0.05から0.09マイクロシーベルトでありました。このように学校敷地内ではほとんどの場所において1時間当たり0.23マイクロシーベルトを下回っておりますが、周辺ではほかよりも線量の高い地点が局所的にありますので、そうした場所では教育活動を控え、なるべく近づかないなどの対応をしております。いずれにしましても放射線につきましても、今後も定期的に線量の把握を行い、関係者に公表し、園児、児童生徒及び保護者の不安解消に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

7番（佐藤八郎君） 1項目め、山、川、道路、堀などが家の周りの方々は、国県で補助交付金、共済金などありませんということで、そういうところに住んでいることが何か運が悪いみたいな答弁でありますけれども、災害が起きた人はそういうつもりで住んでいるわけではないし、想定外の被害に遭ったわけですので、村としての助成見舞金も対応すべきだと思うんですけれども。村として鹿沼市に100万円見舞金を出しているという。村民の被害には対象外だから何もしないんだという答弁でありますけれども、この市町村の見舞金とか支援金がないと、県が証明した一被災者10万円の見舞金も出てこないと聞いておりますけれども、その辺いかがですか。

総務課長（高橋正文君） 今議員おっしゃったのは床上浸水の県の10万円の助成金ということだと思いますが、詳しくは調べておりませんでした。床上、多分150センチ以上は国の補助が該当して、該当しないところに県が10万円助成するという内容だったかと思えます。

が、そのことについて村として助成するという事は、今のところ考えてはいないところでございます。

7番（佐藤八郎君） ほかの市には出すけれども、村民には見舞金は出さないということで、1-3についてですけれども、空間放射線量というのを答弁をしておりますけれども、約85%村面積の除染しない地域があるわけでありましてけれども、放射性物質の移動流出はないと考えているのか、あると考えているのか、答弁願いたい。

復興対策課長（村山宏行君） 答弁でも申しましたが、災害への対応、今回の台風の大雨で、確かに移動というものはあったと認識はしております。

7番（佐藤八郎君） 移動はあった。でもあちこち調査、計測したら問題は少ないというのですが、一例ですが、台風の水害により床下の汚染土壌、村に計測していただいたら5,240 Bq/kg ということで、5,240 Bq/kg の汚泥のある上に帰村して住んでいて問題ないんだということで計測も調査もしないんだという答弁ですけれども、土壌の調査もしないということなんですけれども、調査しない理由は、国からでも言われているんですか。

復興対策課長（村山宏行君） 調査についてということなんですけど、答弁の中でもお答えしましたように、有意な空間の放射線の変異は見られなかったということでございます。もちろんそれによって、当然濁水なり、それから土砂が流入したというのは記録しておりますので、それについては営農等であればこの分についてカリ剤での抑制策をするなりということでの対応ということで考えているところでございます。

7番（佐藤八郎君） カリ剤を使用するから幾らベクレルが上がってもいいんだという答弁ですけれども、移動した量が流出されないところであろうが、カリは全部農地に配るということなんです。それとも調査計測をして配るということですか。カリを使用すれば解決するんだとしたら、飯舘村の森林、除染しないところ全部にカリを振れば大丈夫なんじゃないですか。土づくりが農業の基本なんです。その土が放射性物質が多いのが問題なんです。どういうつもりで答弁しているんでしょうか。

復興対策課長（村山宏行君） 除染の手段としてのカリ剤ではありません。こちらで今答弁しておりますのは、農地の吸収抑制対策としてのカリ剤施肥ということでありまして。当然営農再開を行う農地、そちらに限ってということでございます。

7番（佐藤八郎君） 調査はしたくないということなので、しない中で村民は見えない、においもない放射性物質が幾ら土の中にあっても、そのまま被ばくを続けるということになると思います。

続きまして、1-4の、この121人の方々、9月測定した平均値というのがありますけれども、これはどういう職種の方で、村がこの追加除染を求めないというのは31の文科省が発表した放射性物質の核種が飯舘村に落ちたと言っている中で、自然半減期任せということでしょうか。これも国からでも指示を受けて答弁しているのですか。理由を聞きたい。

復興対策課長（村山宏行君） まず、121名の方々の職種ということでございますが、帰村された方で希望される方には全てお配りをしているということでございます。中でも多くは例えば役場の職員であったり、あるいは学校の先生であったり、それから工場ですね、村の企業で働いている方、それから村のほうに帰村された一般の方々というような、そういっ

た方々であります。特段職種についてということでの把握はこちらではしておりません。

次に、ご質問2つ目のほうですが、放射線の部分で除染を求めないのかということですが、基本的には面的除染、宅地、農地については一通りは終了した。その上で線量の高い部分ですね、いわゆるホットスポットと言われている、これについては引き続き除染をいただくようにということで環境省のほうに求めておりますので、特に行わなくていいとかそういったことではございません。

7番（佐藤八郎君） 2-2の行政執行のあり方について。前の日来てどういうものをそろえてどういうものを持ってくれば申請できるんだと。次の日、そろえて来たら応対した職員がかわってそれではだめなんだ、こういうものを持って来いと。何回、何日歩けばいいのかわからないですけども、たまたま福島市とか川俣町の人は、それは日帰り可能だ。栃木県とかそこから来た人がそんな目に遭ったらどうなるんだということですよ。先ほどの答弁ではるる応えるためにいろいろやっているということでもありますけれども、広報やお知らせ版でこういう手続であれば私に答弁したような内容を住民に知らせていないでしょう。だから住民は休みを取ったりして遠くから来て、そのあげく職員が違ったことで違う書類を持ってこいと言われたらあなた困るでしょう。課長だって。そういうことをやっぱりきちんと1回で済むようになるべく。だから電話で最初にきちんと聞いて、聞いてわからない場合はこちらから文書を差し上げると。それでこれとこれとこれとそろえてくださいというふうにきちんとされたほうが、丁寧でわかりやすい行政執行になるんじゃないですか。

副村長（門馬伸市君） 役場職員の対応で役場に来た方にご迷惑をかけたという例を今お聞きをしましたので、とにかくそういうことのないようにしているつもりなんですけど、さらに職員には徹底をしまいたいということと、郵便で請求する項目もかなりありますので、そういうものは事前に前も1回2回は周知したような記憶がありますが、さらに行政サービスの提供に問題のないように対応してまいりたいと思います。

7番（佐藤八郎君） 2-3の緊急体制、緊急出動、この1年での実態と内訳を教えてください。

総務課長（高橋正文君） 緊急出動の回数ということですが、ちょっと今資料を持っていませんので、後ほど調べて提供させていただきます。

7番（佐藤八郎君） 2-4について、冬期暖房への灯油などを助成している福島県内の自治体あるんですけども、飯舘村は震災前からやっていないからというお話ですけども、それは原発事故という放射性物質が放散されない時の話ならわかるんですけども、今は放射性物質があつて自分の野山、材料もできないという状況の中なのでどうなのかということでお聞きしておりますけれども、まき代、ほかから買ってきたい、まきの代金は自分で持てばいいというだけの答弁ですか。東電に請求しようとしても無理なんじゃないか。

復興対策課長（村山宏行君） まき代につきまして、まず放射性物質のその抑制あるいは濃縮をしないようにということでまきの使用をまず控えていただいているというのが1点あります。その部分ですが、いわゆる他の暖房、例えば石油ストーブであるとか、そういっ

たことによって暖をとっていただければということをお願いをしているところでありまして、他のまきの購入費、そういったところまでは村では考えていないというところがあります。大部分の方がいわゆる石油ストーブなり電気なりというところでの暖と考えておりました、いわゆるまきの部分についてそれを特出しをして東電にというような、そのようなことは考えてはございません。

7番（佐藤八郎君） まき、炭で暖をとることは許されない村民となった、石油ストーブ、灯油で暖をとりなさいと村は言っているだけだということですので終わります。

あと情報公開ではないですけれども、公開質問状ですね。現在知り得る情報をもとにして2,000億円と村長が発言した。傍聴した村民は2,000億円ってどんなものがあるんだろうという話なので、2,000億円の根拠を質問しているだけなので、きちんと何をどう合算されて2,000億円なのか答えればいいんじゃないでしょうか。

副村長（門馬伸市君） 東電では自治体、あるいは個人、事業主、いろいろな賠償があります。自治体の賠償を除いた全ての個人にしる事業されている方にしろ、全ての賠償で文書でもらったわけではなくて話し合いの中で、村にどのぐらい賠償が来ているのかなという話の中で、たまたま6月だか7月の段階だったと思いますが、トータルで2,000億円ぐらいかなという話を東京電力から聞いたということでありまして、その内訳、詳細に財物が幾ら、営業損害が幾らという話ではないです。でするのでその賠償の話し合いの中で出たことでありまして、東京電力では公表はしていないはずです。民間、個人もありますし、事業主もありますし。

7番（佐藤八郎君） いや、東京電力は私も何回もいろいろ細かく聞いていますけれども、公表しないのはわかりますけれども、村長は聞いたから言ったんだから、発言をしたんだから、聞いた根拠も聞いていただくわさ話で聞いたから言ったという話にはならないので、きちんと答えるべきだと思いますので、これは終わりますね。

次に、4-1、これ私の質問の内容と答え方が全然違うので改めてあれですけれども、原発事故後に建設された全ての建物に要した費用ですよ。そしてその後今度維持管理費や運営費にどうかかっているんだというのを示していただきたいと。そういうことによって原発事故前の費用対効果の比較がきちんとできるんだということなので、これは議長に申し上げますけれども、質問をきちんと精査して答弁を求めたいと思います。きょうはできないですからいいです。

あとは5-1の問題ですけれども、これも再質問しますけれども、村が建設した園、小、中学校に通園、通学している1人当たりの年間補助額は幾ら出しているんですか。村がこれは出しているのわかると思うんです。

あとは次の質問の子供と大人の放射性物質の影響、被ばくの影響の免疫力も違うし、そういう意味では0.7ミリシーベルトを年間浴びているんだと。職員とか先生は。そうしたら通園、通学の時間のものは入っていないし、子供の体はまだ大人と違うという考え方はあるのかどうか。さも0.7ミリ、1ミリシーベルト以下だからみたいな答弁をしていますけれども、例えば学校周辺で0.86マイクロシーベルト時間あたりあったら、園内とか校内には幾らになっていくのか、別に学校や認定こども園が遮蔽対策は全然していないでしょ

う。鉛板張ったり、水を流したりしているわけじゃないので、遮蔽していなければ何メートルか先からはそれだけの放射線量がいくんじゃないですか。全くいかないんですか。

教育長（遠藤 哲君） 放射線のご心配についてであります。子供たちですが、本来子供たちにも持たせれば正しい値が出ると思うんですけども、導入当初から答弁にもありましたが、学習の活動上、あるいは休み時間も含めて事故等の問題もありますし、妨げにもなるので持たせていないということをやむを得ず教職員に持たせていて、それで判断をしているということです。大人の持っているものあるいは子供の持っているもの、どのぐらい差があるのかということについてはわかりませんが、ほぼないと考えています。それからバスの中の放射線量については、バスの運転手に線量計を持たせてはかっております。これももちろん基準内でありまして、避難先にもよりますが、そちらのほうは当然飯館村よりも低いと考えられますので、現在のところは推定年間線量では0.7ミリシーベルトと捉えています。その遮蔽されていないことについてはちょっと私もここで即答しかねますが、影響はないのではないかなとは思っておりますが、なおまた勉強させていただきたいと思えます。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 松塚の中迫の辺なんかいつも高いんですけども、今も高いんですけども、私は通るたびずっとあちこち計測しながら歩いていますけれども、やっぱりあるものはあるんだし、これ以上放射能被ばくさせないということが大事なんですから、そこはきちんとされたほうがいいんじゃないかと思えます。

6-3の十分な経済性のある計画の内容について、ちょっとわからないので後でまた聞きますけれども、あとはこの6-4のことについて今後も検査は調査しないということなので、非常に問題だというのできちんと自然環境全てを調査されて、安心・安全な村民の居場所というふうにするよう強く求めて発言を終わります。

議長（菅野新一君） これで佐藤八郎君の一般質問を終わります。

続いて、3番 佐藤一郎君の発言を許します。佐藤一郎君。

3番（佐藤一郎君） おはようございます。

12月定例議会に当たり、一般質問をさせていただきます。本日は4点について質問いたします。

まず質問の1点目は、防災計画の見直しについて質問いたします。

今年の台風被害は、千葉県を初め福島県にも甚大な被害をもたらし、多くの方々が亡くなっております。村内でもお一人の方が犠牲に遭ってしまいました。謹んでお悔やみを申し上げます。

村内の被害状況は、先月の全員協議会の中での説明によりますと、床上、床下浸水、道路の陥没、崩落と農作物の被害、簡易水道施設の被害、裏山の土砂等の被害と村内でも15億円以上の被害があったと聞いております。特に私が住んでいる大倉行政区は、10月12日から13日の台風19号の直撃により、600ミリ超の大雨が降り、さらに10月25日の台風21号は、それもまた大雨が降り、とにかく12日の台風19号の600ミリの大雨はまさにバケツをひっくり返したような大雨でした。私の家でも裏山から土石流が発生して納屋を直撃し、

外壁を破り、中まで土砂が入ってきた状態です。また、牛舎のほうも通路は浸水した状態となりました。また、川から流れる石の音ががらがらと一晩中すごい音を立てながら流れていた状況であります。被害の状況は、12日の台風19号の直撃以降、大倉行政区を走る県道、そして村道は全て通行止め、さらに村の簡易水道も断水になりました。

その後復旧も進み、村の水道は11月2日から給水に、道路は11月7日から県道草野大倉鹿島線が開通したところであります。まだ村道佐須大倉線は通行止めが続いている状況であります。断水になって一番大変だったのはやっぱりトイレと風呂ですね。今どこの家庭も水洗トイレでユニットバスで村の水道がつなぎ込んであります。約1カ月近く、集会所に設置してもらった1トンのタンク2つからみんなそれぞれ地区の住民はその水をくみ、各自対応しましたが、まず大変でした。また2日に1回程度でしたけれども、沢の水をくんで牛に飲ませ、そして私は1,000リットルのタンク2つをダンプにつけてその沢から毎日2本ずつくみ上げました。それを小さなポンプでまた風呂に少し入れて温めてお風呂に入ったのを覚えております。そして、飲み水は給水になる前日まで530箱のペットボトルで給水してもらいました。

これまで村建設課の高橋課長初め、担当職員と業者の方には大変お世話になりました。一方、私は全員協議会でも言いましたが、12日の台風19号の直撃以降、1週間も集会所周辺に行政役員と村職員と業者の方々が毎日のように入れかわり対応していただきました。その中で水くみに行ったときに、地区の住民からは、これほど被害に遭った大倉地区なのにどうして村長は現場に1回も顔を出さなかったのかという声が上がっておりました。そしてまた大丈夫なのかと、私でも区長でも役員の皆さんでもいいから一報が欲しかったところであります。そして、大倉行政区長が19日土曜日に役場総務課に電話をしたら、10月21日月曜日には門馬副村長が現地に来ていただいたということです。住民の生命と財産を守るということに当たっては、まず有事の際は自分自身、そして家族を守る必要はありますけれども、命と財産を守るということに関しては、村長にも責任はあるのではないのでしょうか。千葉県とは話は別ですけれども、千葉県知事ではないですけれども、今までにない600ミリ超の大雨が降って、1カ月も県道も村道も通行止めで、村の水道も出ない、断水も続いた行政区に足を運ぶのは村長の務めであり、責任でもあり、常識かと思えます。またそして地区の住民もそう思っています。今さら千葉県知事のような詭弁は聞きたくありません。現場では全くそのとおり、何で村長は来ないんだと。私も後から気づいたことなんですけれども、来てほしかったなということでもあります。改めて公の場での報告とさせていただきます。

それでは、1項目めの防災基本計画の見直しについてご質問いたします。

村にも防災基本計画はありますが、今回の台風災害、異常気象を教訓に多くの有識者が、今回の台風はまず想定外ではなく毎年このクラスの台風が上陸することを前提に防災の備えをしないとだめだと言っております。皆さんから台風の被害状況確認やら各議員から質問がありました。答弁の中では水害においては安全な避難場所、以前とはまた避難場所としては使えないとかというような答弁もありました。村の防災計画は一応あると聞きましたので、細部にわたって多少はその時代のあれでありますけれども、書いてあると思ひ

ます。今回の台風を経験して、特に私は情報の出し方、県と村と行政区の連携、そして村民の避難の仕方、3点について村全体の共通理解が必要だと思いましたので、質問します。

まず、1点目の情報の出し方は、今固定電話ではなく各自携帯電話を持っているので、ルールを決めて細やかに情報を出すことが安全につながると思います。

次に、2点目の県と村と行政区との連携では、台風のさなか、土砂の撤去について、業者は県だ村だと言って数百メートルの土砂もすぐに撤去できない状況でした。まずもって緊急の場合は村の権限をもらうことができないものか伺います。

3点目は、村民の避難についてです。台風19号で命の危険を感じて大倉集会所に2世帯が避難しましたが、日ごろからどこに逃げるか防災計画を見直し、確認しておく必要があると感じたところでもあります。来年はどこに大雨が降るかわかりません。何せ異常気象ですので、線状降水帯やら何やらそういうのが上空を通るわけですから、いかに村民の命と財産を守るのか、村の考えを伺うものであります。

次に、質問の2項目めは、台風被害の箇所早期整備についてご質問します。

県内の台風被害を見ると、いわき市、本宮市、郡山市などを初めとする中通り、浜通りの被害が目立ち、32の方が亡くなり、被害額も公共施設と農林水産関係の被害を合わせると約2,000億円もの被害を受けるなど、甚大な被害でありました。さらに約1万5,000棟の床上、床下浸水の被害を見ると、改めて甚大な被害であったかがわかります。質問は、県内が激甚災害の補助を受けられる状況になった中で、さきの全協で村の被害状況は15億円以上の被害があると説明を受けたところでもあります。この15億円の被害の中で、村内の激甚災害の補助を受けられる割合はどのくらいになっているのかを伺います。特に大倉行政区は10月12日の台風19号の直撃の次の日、13日に役員が集会所に集まって、また集まれる人には来てもらい、中山間の見直しのための地図を使って被害箇所とさらに写真を撮ってつけて50カ所の被害状況をまとめ、13日の夕方5時になりましたが、建設課へ私も含めて区長と役員4人で報告をしたところでもあります。その後、11月9日の行政区役員会に建設課担当者に来ていただき、補助対象箇所の説明を受けましたが50カ所のうち約31カ所が村補助を含め対象になっているところです。大倉行政区を含め今回の被害はどのくらいのスピードで村内の整備が、復旧ができるのかを伺うものであります。

次に、質問の3項目めは、水の確保について伺います。

台風では約1カ月もの間、水の心配をしました。先ほど言いましたように、人間の水も牛の水もこれからの異常気象を考えると、改めて井戸は必要ではないかと行政区の役員会、そして全体会で大倉地区の住民で話し合ってきたところです。以前村長が全協で突然大倉簡易水道をなくし、深井戸を掘る話があって、その後10月に村担当者からは国有林の話も出たのですが、国有林関係、また配管施設撤去、さらに原状回復とかなりのお金がかかるということで、今回今の簡易水道を維持管理することでという説明がありました。その後、井戸掘りを希望する方は来月1月まで仕上げないと補助対象にはならないという、短期間での申し込み、そして短期間での井戸掘りをしなければならないということもあって、希望者は今のところゼロであります。今回のように台風災害や異常気象は、毎年来る可能性は高いと思いますし、このままでは村内の簡易水道施設の維持と災害に再整備の財政負担

は今後ますます大変になると思います。改めて村全体の継続ではなく新事業としてもう一度井戸掘り事業を補助率の高い事業を提案し、あわせて後期申し込みも1年なり2年とか長く申し込めるよう今後に向けて村の考えを伺うものであります。

次に、来年度の予算編成について質問いたします。

私も12月3日の村主催の行政区ヒアリングに出席をし、一緒に行政区の要望をしたところであります。村も来年度予算編成に向けて重点事業を整理しているとお聞きしましたが来年はぜひとも当面の事業だけでなく、長期的な施策の事業化を期待します。例えば村全体の農地の基盤整備と所得向上につながる事業化を進めるべきではないかと考えます。その理由は、前にも一般質問をしています。これから多くの土地を持っている村民が外にいる状況が続きます。そして多くの家庭で世代交代も進みます。さらに今村内の田んぼは除染はしたけれども暗渠が潰れている状況のところが大変多いです。これから基盤整備が始まるところもありますが、また今一部の行政区では、組織を立ち上げ精力的に取り組んでいるところもあります。さらに村全体の事業として除染後荒れ放題になった農地の基盤整備をしっかりとやっていかないと、虫食い状態の農地になります。本村は美しい村連合に加盟しております。その美しい村づくりにはほど遠いものになると思います。いろいろと復興事業を村も進めてまいりましたが、これからはやっぱり一発火火的ではなく、継続的な事業を執行して予算化していただきたいと思います。まだこれ過去を振り返るわけではございませんが、山田村長、そして斉藤村長がやってきたようにこつこつと基盤をつくり、所得の向上につながる継続性のある事業を村挙げてやる必要があると思います。菅野村長の今任期最後の年に向けた予算編成の考え方を伺うものであります。

以上4点について伺います。

村長（菅野典雄君） 3番 佐藤一郎君のご質問にお答えさせていただきます。

私からは来年度の予算編成ということで、お話をいただきましたのでお答えいたします。

さきの12月5日と6日に各課の重点事業ヒアリングをやりまして、詳細については1月になってから各課の予算ヒアリングのスケジュールを入れておるところであります。その後、復興予算、復興事業なども含めて村長査定において2月中旬ごろまでには最終調整をして、ご存じのように3月の定例会に上げさせていただいて、審議をしていただくという日程で予定を組んでいるところであります。編成に当たっては、令和2年度予算は復興・創生期間の最終年度となる節目の年であるために、前にもお話ししましたように職員一人一人コスト意識を持って、精度の高い予算編成をするようにということにしておるところであります。

議員のご質問のとおり農地基盤整備、今いわゆる何年間か使っていなかった農地基盤をどうするかということで、国の事業などを使って今30億円、あるいはそれ以上の事業費で今進めているところでもあります。また、所得向上というのも当然生活を支える全てでございまして、今までは4つの生きがいとかなりわいと、こういう形でやってきたわけですが、生きがいからなりわいに変わっている方もおりますし、なりわい事業もかなり多く進めさせていただいている新しい農業も進めさせていただいて、少しでも所得向上につながるような形で進めさせていただいているところでもあります。

また、ご指摘いただきました美しい村連合にも入っておりますので、その辺もしっかりやっぱり食い違いのないような形にしていけないといけないなど、こんなふうに思っております、いろいろご批判はあるようですが、その都度その都度継続的な事業をやっておりますので、ぜひそういう点を見ていただきながら長期的な視点に立ってこの令和2年の予算も組み立てていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は13時10分とします。

（午前 11時 59分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

（午後 1時 10分）

副村長（門馬伸市君） 私からは、1点目の防災基本計画の見直しについて、情報の出し方、それから県と村と行政区との連携、村民の避難の仕方の3点についてお答えをいたします。

まず、1点目の情報の出し方についてであります。現在の災害時の情報入手方法としては、対象区域内にいれば自動的に携帯電話やタブレットに入る「エリアメール」、パソコン、携帯等で自分で確認していただく「村のホームページの情報」、登録制とはなりますけれども「村の災害情報メール」があります。災害時にはこれらの情報発信のほか、広報車で周知が考えられますが、今回のような豪雨の中、しかも夜間ということになりますと、当然広報活動には二次災害のおそれなども考えられますので、なかなかこういう状況の中では広報活動は難しいのかなと思っております。また村内には火災時のサイレンでの周知はありますが、広域での防災一斉放送設備等は整備しておりませんので、災害時にはメールやホームページ等での情報確認をお願いするものであります。

次に、2点目の県と村と行政区との連携であります。今回の台風19号においても道路、河川、砂防ダムなどの被害状況をどこに連絡すればいいかわからず、とりあえず村に連絡してみるといった情報が多々ありました。国道、県道、二級河川、普通河川、砂防ダムなど、国や県その他の行政機関など、それぞれ管轄が異なりますので、災害時にはなかなか迅速な対処ができないのが現状かなと思っております。村としましてはそういう中ではあります。できるだけ早く災害情報を収集をしながら、速やかに関係機関につなぐなど、二次災害につながらないよう連携を密にしていきたいと思いますところでございます。

次に、3点目の村民の避難の仕方についてであります。今回の災害においては、今までの地域防災計画を基本にした避難指示、あるいは避難誘導を行うことは困難であったために、10月12日の第1回災害対策本部会議を開催した後、避難所の開設等を行い、避難者の受け入れをしてきたところであります。そういった意味では村民に事前に情報を周知することができなかったわけでありまして、災害緊急時には事前にみずからの命を守るための準備や避難の仕方を日ごろから熟知していただくことというのが大切なことですが、村災害本部からの避難準備情報や避難指示情報の収集をしていただくことも大切であ

り、そのためにはしっかりした防災計画がもちろん求められていることでもありますし、認識をしているところでもございます。村の地域防災計画については、新たな計画の見直しが急務でありまして、いわゆる平成13年につくった地域防災計画の見直し、その後していませんので、もちろん全村避難などもあってそういう体制にもなかったわけですが、速やかに防災会議などを開催しながら、来年令和2年度できるだけ早い機会といえますか、上半期ぐらいには新たな地域防災計画を策定してまいりたいと考えております。

また、地域防災計画においては、避難基準となるボーダーラインの設定、あるいはハザードマップなどもきめ細やかに作成をしていく必要があるなと思っておりますので、これから防災会議の中ではできるだけ専門的な見地からも見直ししていかなければならないなと思っておりますので、そういう方も選出をさせていただいて、できるだけ有事に合致した地域防災計画をつくっていきたくて、こんなふうにいるところでもあります。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 私のほうからは2項目と3項目のご質問についてお答えします。

まず、2項目の台風被害の早期整備についてということで、激甚災害の補助を受けられる割合はどのくらいになるのかと、また大倉行政区も含めどれくらいのスピードで復旧できるのかのご質問についてお答えいたします。

被害状況につきましては、今までの説明のとおりであります。激甚災害の適用を受けられる箇所は国庫補助事業による復旧予定の農地及び農業用施設等災害復旧事業13カ所、公共土木施設災害復旧事業12カ所、林道施設等災害復旧事業1カ所の予定となっております。その他国庫補助の対象にならない小規模の災害、通常小災害と呼んでいますが、村道で約130カ所となりまして、激甚災害適用による小災害債、地方債の申請を進めてまいりたいと思っております。激甚債と国庫補助の部分が重なりますので、金額的な部分は激甚債だけでどれだけだというのはなかなか出てきませんが、激甚災害全体事業費を考えますと11億4,000万円ぐらいの部分国庫補助、激甚災害適用の事業として進めていきたいと思っております。

復旧のスピードにつきましては、佐藤健太議員のご質問にもお答えいたしましたが、大倉地区の村道、小滝大倉線は大規模な災害であり、令和3年度にまたがって復旧完了見込みとなっております。また大倉浄水場の復旧につきましては、今月末23日ではありますが、災害査定を受ける予定であります。その後国の決定通知を待って、工事完了の見込みを令和2年8月として早期着手に努めてまいりたいと思っております。

続きまして、3項目の水の確保についてであります。村内の簡易水道施設の維持管理費と災害復旧の財政負担は大きくなると思われる。新事業として各家庭ごとの井戸掘削事業の提案についてのご質問についてお答えいたします。

議員お察しのとおり、簡易水道施設は大雨の対応には大変苦慮している現状であります。その解決策の一つとしまして、本年度から着手しました中央監視システムの構築があります。役場に設置されるパソコンが中央監視の場所になるんですが、取水栓等の遠隔操作が可能となります。大雨など緊急時の対応で経費の節減につながることを見込んでおります。今回大倉の災害につきましても、この装置がついていなかったものですから、現場のほう

にはすぐに水をとめるということができなかったということもございました。昨年8月には飯舘村水道事業、農業集落排水事業運営審議会からの答申が出されました。今後の維持管理費、維持管理や運営経費の確保が危惧され、今年度から徴収しております使用料の見直しを令和2年度、来年度実施すべきとの内容と、施設の統廃合も視野に入れた運営を5年をめどに検討が必要と提言されております。特に大倉浄水場につきましては、源水の不足によりたびたび濁水対応を行ってまいりました。施設を廃止するには施設の解体費、配水管の撤去費、防火水の確保等さまざまな問題が発生いたします。廃止に伴う概算費用としましては、約3億円と推測されます。今年度大倉地区への井戸掘削補助の住民説明の中でもお話ししたところでございますが、ご質問の中で新事業として井戸掘削事業を提案したいということにつきましては、現在のところ今年度で終了となります井戸掘削の補助事業の活用を推進して、審議会の答申にあったように今後使用料の見直しや施設の統廃合も視野に入れた運営について検討してまいりたいと考えております。つきましては、当面現行の簡易水道事業を継続し、飲料水の確保を図ってまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

3番（佐藤一郎君） まず、1項目めについての再質問をしたいと思います。

まず災害時に当たっては、いろいろな災害があって道路、河川、砂防ダム被害などどこに連絡すればいいのかかわからず、とりあえず連絡してみるといったケースが多いと回答の中であったようです。情報収集にはささいな状況も把握しなければならないということも必要ですから、とりあえず村に報告した、そういうのもやっぱり情報として受け入れるべきではないかと思えますし、現状を把握するに当たっては定点カメラもあるわけですよ。そういう中で、あるいは赤外線カメラだったのかどうか忘れましたが、そういうものも使って現状を把握したりしなければならぬと思います。そしてまた答弁の中で村、そして県と行政区との連携ということで、まず行政区には区長がいらっしゃいますので、情報提供をしていただく手段の一つとしてやっぱり連絡も入れる、そういうこともこれからの防災計画には必要ではないかなと。一番生でその状況をつぶさに、そういう災害時ですから外に、遠くまで行ってもらうのは困りますけれども、家の前の状況やらそういうのを把握するというのが、まず大事じゃないかと思えます。そのことについてこれからの防災計画を立てるに当たって、どのような捉え方をするのかについても一度伺います。

副村長（門馬伸市君） 私がお答えした中で、情報を村民から来たときにただ聞いているだけではなくて、それは関係機関にずっと建設課も24時間体制で来ていましたから、その都度県道であれば県、あとは砂防ダムなどももちろん県、それからダムも危険な状況になっていたということですので、それはダム事務所のほうにということ、その都度つないでおりますので、ただ聞きっ放しではありませんので、ご理解いただければと思います。

それから大倉の水道の、12日の夜だったんですが、非常に危険な状況だったんですね、雨もすごくて。夜、村の担当が大倉の水道のほうに出向こうとしたんです。私はそのときかなり危険な水位状況だったので、また二次災害に現場に行って、あそこは余り状況のいい道路でない、そこでまた転落事故とかそういうふうになったら困るので、私は行か

ないようにととめました。職員はやっぱり自分の身を顧みずその現場に行こうとして一生懸命なんです。ですから特に担当されている建設課などはやっぱり水のこと、あるいは道路のこと、さまざまなことを心配しているわけですから、だからそれなりに現場、担当課のほうではしっかりと対応していただいておりますし、つないでもおりますので、その辺のご理解をぜひお願いしたいなど。

ご指摘の区長との連絡、これも大切だと思いますから、今後の防災計画には当然取り入れていきたいと思いますが、このときは区長で村に戻ってきている方というのは、この12日の時点ですが、本当に少なかったです。それで次の翌日は朝早くから来て、そこは議員の皆さんも同じだと思うんですが、早々に来て村内の現場を見ながら調査をされていました。区長との連携はまさしくそのとおりでと思いますので、来年度作成をします地域防災計画の中には、その辺もしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

3番（佐藤一郎君） 今副村長のほうからいろいろ取り入れて、この防災計画、新たな防災計画をつくるということでもありますので、その新たな防災計画の策定を期待してこの1項目の再質問を終わります。

続きまして、2項目めの再質問に入ります。台風の被害箇所の早期整備について。

今大倉行政区、我が行政区では作付計画、基盤整備計画ができましたが、まず今回の台風被害を受けて一部見直しが出てきたので、12月15日建設課の担当者に来てもらい、再度被害箇所の補助対象について説明を受けて、農地の基盤整備計画も見直したところであります。行政区としては災害補助になじまないというか、対象にならない被害を受けたところもあります。これに関しては農業基盤が2年おくれても、一、二年おくれてもということですね。農地基盤整備事業、計画に入りたいと考えております。村全体も村負担、個人負担が少なくなるように進めていく必要があると思っておりますが、再度このことについて村の考えを伺います。

建設課長（高橋祐一君） 村の負担が少ない事業取り組みということのご質問かと思われませんが、議員のお話しのとおり国の災害、その他の補助というところで、それ以外に漏れた部分をどうするのかというところがあります。その部分については、基本的には村負担は10万円から40万円ということで、10万円以下の部分ではありますが、そういうところについては前も説明しましたが、自力復旧という形になりますけれども、今多面的機能支払制度の交付金がありますので、そういうものを活用していただければ地元負担がなくてできるということが考えられるかと思えます。

それと災害の部分、40万円以上であっても災害に適さない部分とか、限度額の問題もありまして、地元負担がふえてしまうという地区もございます。それについては基盤整備事業と、議員おっしゃったとおり抱き合わせでこれからやっていきたいというところもあります。ただその基盤整備のほうも、二枚橋とか松塚のほうはほぼ終わりという時期に来ておりますので、ほかの行政区についてはそういう基盤整備事業も考えながら、そして要は営農再開時期ですね。営農再開時期がその時期に合うのかどうかという検討をしながら、村負担にいくか基盤整備事業でいくかということで、少しでも地元負担がなくなるような形で進めていきたいと考えております。

3番（佐藤一郎君） このことについてはまずそういう負担にならないような施策をもって、アドバイスなり行政区に対してよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、3項目めの再質問になります。

まず水の確保の再質問ですが、この大倉地区の簡易水道施設は、まず話は古くなりますが、真野ダム建設の120項目もある妥結事項の一つでもあります。このダム建設以来、村には毎年約1億円のダムによる固定資産税やらが入ってきています。建設当時のまず約束どおり、地区内の水の確保を担保していただき、今後村の財政負担が少なく済むよう、また地区住民にも負担にならないよう、やっぱり井戸掘り事業をもう一度提案し、再度村の考えを伺ひます。

建設課長（高橋祐一君） 水の確保というのは本当に最優先の事項でありまして、今回もペットボトル等で給水をしたところでもありますけれども、まず大倉の状況をお話ししますと、やはり浄水場の流域が少ないという部分と、水がなかなか集まってこないという部分で今まで渴水対応をしております。そういう中で、前の予算にも計上させていただきましたけれども、井戸掘削ということで、村のほうでも試験的に掘削をして水がどのくらい出るのかということで、今調査をかけているところでもあります。その調査場所につきましては、今の大倉の浄水場付近で今調査をかけております。そこでどのくらいの水が出るのかということを確認した上で、もしその水が使えるのであれば大倉の浄水場にも活用していきたいというところで、少しでも今まで以上の水の確保を進めていきたいと考えております。経費の部分もありますけれども、現在大倉の部分については村のほかの全体4つの浄水場と一緒に管理をしているということもありまして、償還の部分は別としても、年間にしますと実質200万円から300万円という経費で上がっているのが事実であります。

井戸掘削ということに切りかえますと、先ほど3億円というお話をしましたが、やはり今県道関係に配水管が埋設されております。また今浄水場に関しては国有地、国有林になっております。そういうものを廃止する、解体する、撤去する、そういう費用を考えますと、先ほどお話しした3億円という形になってしまいます。そういうところを鑑みますと、やはり今の施設、古くはなっておりますが、手入れをしながらやっていくということで、まだまだ使える施設と思ひますので、どうか先ほど言ったように現在の施設を有効利用しながら、また審議会のほうでその辺の検討をした上で決定していきたいと思ひますので、今すぐその補助事業という形にはちょっとなかなか結びつかないかなと思ひます。

3番（佐藤一郎君） 今建設課長から精いっぱいのお答をいただきました。このことについては私も議員の任期もあと2年はありませんけれども、その中で何度かやっぱり村に要請しながらこれを続けていきたいと思ひます。地元住民の意見もありますので、そこら辺の今後の行政の執行を期待しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（菅野新一君） これで佐藤一郎君の一般質問を終わります。

続いて、5番 高橋和幸君の発言を許します。高橋和幸君。

5番（高橋和幸君） それでは、議席番号5番 高橋和幸、令和元年度12月定例会一般質問を行わせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

まずは一般質問に入る前に、今年新しい年号令和という輝かしい時代の幕あけを迎え、

昭和、平成と数えて3時代を生きる年齢となってしまいました。昨年の私の漢字一文字は学、学びの一年ではありましたが、今年は挑む、挑戦をするの挑でありました。この一年間、私なりの自己判断で議会の採択に挑み、また生きがい農業を活用させていただき、農作業にも従事して、農業の復活への大変さを肌で感じる事ができた非常に有意義かつ貴重な体験を積ませていただきました。個人的には国家資格取得にも挑戦させていただきましたが、結果が出るのは来年の1月下旬とはいえ、感触的には明白なる完敗であります。50までは勉強と考えておりますので、今後も学ぶことを継続していきたいと考えております。今年一年間の総括としましては、新たに迎えた令和元年もあつという間に過ぎようとしています。村内状況にしてもさまざまな変化があった年ではなかったかと感じている次第であります。無償化措置も終了して、帰還宣言後1,400人余りの帰還率ではありますが、そのような中であつても多少なりとも活気や落ちつきを取り戻しつつあるのではないかと感じているところであるとともに、飯舘村の復興再生にはまだまだほど遠く、行政と議会が両輪となってこの難局に立ち向かう、この取り組みの強化こそ飯舘村の再生に向けての最大の課題であると認識している次第であります。また、先般の台風19号を初め、今年は自然の猛威をまざまざと思い知らされた年であつたと思われまふ。村内においても甚大なる被害が出たのご報告であり、今後も行政の迅速なる行動と決断に期待しつつ、役場職員皆様のご尽力に心から敬意と感謝を申し上げます。個人的な一年間は病気や怪我にて議会等を休むことも多くありまして、議長名にて教示をいただいた次第であり、皆様方には大変なるご迷惑をおかけした一年でありましたので、来年度は気を引き締め直して職責に真摯に向き合いたいと決意しているところでございます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

1、村内（住環境）整備について。

以前にも似たようなことをお聞きしておりますが、改めてご認識をお伺いする上においても、再度質問させていただきます。

1点目は、帰還した人、帰還してくる人たちへの現時点における村内環境の充実性の成果と今後の課題点をお伺いします。

2点目は、地方交付税の用途は、地方自治体であります。箱物づくりから村民の求める公共施設等の物づくりへの変換の時期に移行すべきであると考えますが、行政の見解をお伺いします。

3点目は、行政が行いたい飯舘村の再生及び箱物づくりは、これまでで十二分に果たしてきたと思われまふが、村民が欲している村内の環境整備の進行が遅々であると感じられる点について、行政運営の適正化等をお伺いします。

2、災害及び防犯対策について。

1点目は、昨今の自然災害は、まさに予測不可能であります。緊急時の対策及びマニュアル作成の有無等について行政としての見解をお伺いします。

2点目は、村民の安心・安全、生命と財産を守る重要性、行政としての具体的かつ現実的な対策と課題等をお伺いします。

3番、地域文化の継承についてであります。これにつきましても以前の一般質問にお

いて渡邊 計議員のほうから類似した質問がされておりますが、再度行政としての認識の重さを感じているかという意味においても、私から質問させていただきます。

このたびの震災事故にて行政や人と人とのつながりの分断があります。その中において飯舘村の伝統文化の次世代への継承は急務で、地域のつながりの希薄化を改善するためにも必要不可欠であります。行政としてこの問題に対していかなる見解をお持ちかをお伺いします。

最後に4、公務員及び教職員等の不祥事問題について。

近年、公務員等の不祥事問題が数多くあります。飯舘村における教職員等の指導要領、問題に対する対処法、どのような管理体制の徹底化を図っているのかをお伺いします。

以上4点7項目の一般質問といたします。

村長（菅野典雄君） 5番 高橋和幸議員のご質問にお答えさせていただきます。

1項目め、村内の村民の生活環境の整備ということで、私のほうでお答えさせていただきます。

まず1点目の、帰還した方、帰還される方々への村内環境の充実と今後の課題ということでの3点ありますので、まず一つ、村での買い物はご存じのように道の駅内のセブンイレブン、それからまでい館及び臼石にローソンがあると。これのみでありまして、日用品や生鮮食料品などの対策が課題となっているところであります。また、高齢者などに対する足の確保についてはコミュニティバス及び路線バスでの対応となりますが、これも十分とは言えないので、玄関から玄関までのきめ細やかな対応をこれから検討していかなければと思っております。

情報なんです、農協が農業資材その他の販売計画を今立てているようでありますし、買い物のほう、できれば川俣町あたりに足が運べないかと。コミュニティバスで買い物に行けないかという話ですが、今まではいわゆる公共バス、福島交通が通っているのをそれを阻害するような形ではだめなんだという話があったところであります、東北運輸局と協議して対応できるようになりましたので、4月からどんな形になるかはわかりませんが、とりあえず生鮮食料品なり何なりの店が村内にできるまで少しでも村民の買い物ができるようにしていきたいと、このように思っているところであります。

次に医療ですが、現在いいたてクリニックがご存じのように火曜日と木曜日の午前中診療ということでございます。これも実は村民が帰る前に準備しておかなければならないということで、火曜日と木曜日、避難指示解除になる前の9月から開いていただいたところであります。これは以前からやはり契約を結んでいたということがあったことでありまして、この契約を破棄していればこんな形にはならなかったかと、こんなふうになっているところであります。現在患者数が少しずつ多くなってきておりまして、それによって秀公会ともう1日プラスということも考えていただかないかという話も向こうのほうにお伝えをしているところでありますので、もうちょっと待っていただきたいと思っております。それから院内処方にかきかえることを何とかお願いをしました。薬局を県と一緒に探したんですが、残念ながらなかなか出てこなかったということで、秀公会のほうはじゃあ院内処方ということで、大体の話は今進めているところでありますので、随分違ってくるの

ではないかなと、このように思っているところでもあります。なお、12月の補正予算にそのための準備のお金を計上させていただいていますので、ご理解をいただければと思っています。

介護事業であります、訪問介護、いわゆるヘルパー、デイサービス、リハビリ、ショートステイ、いろいろあるわけですが、なかなかこれが介護する方がいないということで、全て川俣町や伊達市、福島市の業者による訪問、あるいは送迎で対応しているということでありまして、なお村としては足の確保ということで補助事業を使って送らせていただいているということがございます。今後、帰村人口がふえてきますので、介護の需要が増加をしていくわけでありまして、介護を受ける日数が制限されるなどの懸念があるところです。いずれいいたてホームでこの介護事業ができるようにしていくことが大切だなど、こんなふうに見直しをしているところでもあります。なお、いいたて福祉会のほうは現在まだまだ四十二、三名ということがございますので、やはり最大の70名に向かって介護職員をふやしていく段取りをしていきたいと、このように思っておりまして、きょうの理事会でもいろいろな検討を皆さん方に提示をして理解をいただいて、少しでも待っていらっしゃる方が入れるようにしていきたいと、このように思っております。

次に、住宅であります、村営住宅は現在99戸あるわけですが、94戸が埋まっているところでもあります。意外と住宅を整備しても来ないのではないかと、こんなふうに見直していたんですが、現在このようにほぼ村のほうの住宅は皆さん方が入っていただいていると、こういうことありまして、空きが5戸でございますので、非常に厳しいなど。こんな状況であります、現在建設中の大師堂団地、つまり草野小学校の前に12戸ほどつくっておりますので、その住宅も今後の希望に十分対応可能ではないかなと、このように思っているところでもあります。

次に、防犯であります、現在は2日に一度、6班体制によるいわゆる震災当時からやっていた見守り隊、村内パトロールということで活動していますが、この見守り隊も今年度末で終了ということになりますので、来年からはウルトラ警察隊と村の防犯指導隊、駐在所などが手を組んで対応していくということかなということで、先日は飯舘村の防犯指導隊と交通安全指導隊が一緒になって村の中の啓蒙活動をしたところではありますが、そういうような形をこれから力を合わせてやっていくという形になるのではないかなと、このように思っています。

次に、学校であります、小中学校が義務教育学校と来年度からなるわけでありまして、現在3つの小学校と中学校の廃校の進めながら、今度は義務教育学校の開校に向けての準備をしていくと、このような状況でございます。

そのほか道路整備工事、昇口舗装などの生活環境整備は今までにない規模で進めてきたわけですが、生活ごみの収集、これ残念ながらまだ南相馬市のほうに行っていないので、特段の配慮で蕨平の減容化施設で処理しておりますが、その解決、それから村内循環のコミュニティバスの運行なども先ほど話したような形で取り組んで、全ての要望を実現というわけにはいきませんが、できることから一つ一つ村民が住んでいただいて生活しやすい環境づくりにこれから取り組んでいきたいと、このように思っているところ

ろであります。

2点目の、公共施設のものづくりから変わっていくべきではないかと、全くそのとおりでございます。帰村に向けて準備してきました学校教育施設、復興公営住宅、交流センター、消防飯館分署、深谷拠点施設の道の駅など、これらの公共施設は道の駅を除き震災前からもう老朽化をしておりますので、建てかえを計画していかなければならないというのを、今回復興予算を、ほかの自治体より先取りをして新しくさせていただいて、今後40年近く、50年ぐらいはそれをそこに予算を使わなくていい段取りをしてきたということでございます。

議員ご質問のものづくりの変換の時期であるということはまだ十二分に承知をしております、いわゆる箱物といわれる施設はほぼ完了したと思っておりますので、ご指摘の地方交付税も非常に人口減によって厳しい時代になってくるわけでありまして、不透明でもありますので、今後はハードからソフトへの転換を図り、効率的な行政運営をやっていかなければならないと、このように思っております、今第6次総合振興計画をつくっておりますが、そのいわゆる内容は多分ハードからソフトへの切りかえをどうしていくか、あるいは小さな村だけではなくて、人口の少ないならば多いところよりできるということは何なのかというのを真剣に考えて6次計画の中なりあるいは話し合いの中から出していくと、こういうことではないかなと思っております。

次に3点目の、村内の環境整備と行政運営の適正化というご質問がありました。

現在、村の課題としては除染後の暗渠排水、用排水路、ため池などの農業基盤整備をどう進めていくか、あるいは農畜産を初め、この農業の営農再開支援、あるいは雇用を確保していくということ、スーパー的な店舗の設置、高齢者の生活支援、コミュニティの形成など多くの課題に直面しているところであります。ということで、今いろいろなところにコンサルも入っておりますが、そのご指導などをいただきながら、あるいは案をいただきながら、一つ一つ生活環境の整備をしていかなければならないと思っております。ただそれをとってそうすぐにできるわけではありませんので、これらの課題解決のために優先順位をつけて早期に実現できるもの、中長期にわたるものというものをしっかりと区分をし、健全財政を一方で保ちながら年次計画で取り組んでまいりたいと、このように考えているところでありますので、何とぞご理解をいただいたり、ご協力をいただければと思っております。

他のご質問はそれぞれ副村長以下各課長がお答えさせていただきますので、よろしくお願いたします。

住民課長（石井秀徳君） 私からは災害及び防犯対策についてお答えをさせていただきます。

2点ご質問をいただいておりますが、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

まず1点目の、自然災害に対する緊急時の対策及びマニュアル作成についてであります。議員おただしのように地球温暖化の影響から、近年は自然災害が起こる頻度が非常に高い傾向がございます。また、災害規模につきましても何十年に一度、あるいは100年に一度と言われるような大規模な災害が続いて起こるなど、予測のできない異常気象が頻繁に続

いております。村としましてはこのような状況下にありますので、現状に合ったしっかりとした地域防災計画の策定が必要であると認識をしておりますし、村民にわかりやすいハザードマップの作成や、とっさのときのすぐに活用できるマニュアルの作成なども必要であると考えております。これらにつきましては、次年度計画策定に向けて今後十分に検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の、村民の安心・安全の対策についてであります。東日本大震災以降、村はいいたて全村見守り隊やホームセキュリティーなど多くの防犯に対する事業を実施してきたところでございます。これらの事業につきましては、全村避難により村に戻れない村民の財産を守るために実施してきた事業でございます。平成29年3月31日に帰還困難区域を除いて避難指示が解除され、3年が経過しようとしておりますが、帰村等によって村内で生活をしている方は12月1日現在699世帯、1,391人と村全体の約25%となっているところであります。村内の防犯対策としましては、村としても重要な課題と認識しており、先月も飯館村駐在所連絡協議会を開催いたしまして、関係機関や企業、それから防犯や交通安全にかかわる方々が一堂に会して現状を把握、共有するとともに防犯について再確認をしてきたところでございます。関係機関が連携を図ることも重要であります。自分の財産は自分で守るという考えも重要であり、外出のときは施錠や地域で声をかけ合うなど、地域ぐるみでの対応も肝要となってくると思われれます。村としましては警察や広域消防、それから防犯指導隊や消防団などの関係機関との情報交換、連携をとりながら防犯や防災への対応に取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上です。

生涯学習課長（藤井一彦君） 私からは地域文化の継承についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

震災前においては、各行政区や保存団体が中心となって地域の伝承文化が継承されていきました。おただしのとおり、これらの取り組みは地域コミュニティの活性化にもつながっていたということでございます。しかし、震災後は各団体とも避難等により離れ離れとなりまして、集まる機会が少なくなったことや担い手の高齢化等で芸能の継承及び維持が思うようにできない、そんな団体が多くなってまいりまして、休止状態のところもあると伺っているところでございます。震災前の平成22年度に県に報告した村内の民俗芸能団体数は、これは毎年活発にやっているところ、大祭のときだけやるとか、そういう団体も含めてでございますけれども、全体で34団体ございました。現在では当課で把握している限りとなりますけれども、7団体が文化祭での披露を初め各イベントでの披露、昨年は大雷神社の大祭で披露するなど活動をされております。また、飯樋町と小宮の田植え踊りについては、震災後、飯館中学校のふるさと学習の中で地域の方々が生徒にご指導いただき、郷土芸能の伝統を伝えております。また、今年度ははなつか太鼓にも取り組んでいるということでございます。このふるさと学習の取り組みは、平成28年度に文部科学大臣賞と博報賞を受賞しております。このほか避難中でありながらも民俗芸能の東北大会に参加をしたり、各種イベントに参加するなどそれぞれの保存団体や地域の努力によりまして、人々のつながりや地域のコミュニティを含めて伝承していただいているものと思っております。

一方、保存・継承するための取り組みといたしましては、村の文化祭やイベントなどへの参加など、多くの団体に声をかけさせていただいて、各団体が発表できる機会をなるべく多く設けることで保存・継承につなげていきたいと考えております。さらにNPO民俗芸能を継承するふくしまの会というのをごさいますて、この団体などと連携をとりまして、記録・保存事業を実施しております。この事業は映像に記録・保存することで一度は休止しても復活させるときの参考になる資料として記録・保存を行っているものでございます。既に小宮の田植え踊りについてはDVDに記録をされております。また、記録・保存事業の令和2年度分として、比曾の三匹獅子舞をこのNPOの事業として該当させるべく関係者との協議を進めているところでございます。今後も郷土芸能の保存・継承の取り組みは発表の機会を提供していくとともに、将来につなげていく記録・保存の取り組みも重要になってくるものと考えておまして、県やNPO団体の力もおかりしながら進めてまいりたいと考えております。なお、ご指摘の地域コミュニティの希薄化対策としても地区に伝わる伝統芸能の継承は大変有効と思われまますので、保存・継承に対する支援を含めて取り組んでまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは、4点目の公務員及び教職員等の不祥事問題についてお答えをさせていただきます。

直近の村職員の不祥事については、昨年任期付職員が村民から根拠のない多額のお金を請求し横領するという、村史上始まって以来の不祥事を起こしてしまいました。このことは村民に多大なるご迷惑と村職員に対する信頼を大きく失墜をさせることになったことは、今まで長く築いてきた村職員と村民との間の信頼関係は大きく損なわれることとなりまして、まことに遺憾であり大変申しわけなく思っているところでございます。現在村民に対する信頼回復、さらには再発防止に向けた取り組みを職場全体で行っているところであります。村としては以前からもやっておりましたが、特に毎月の庁議、あるいは新採用などの初任者研修などで、不祥事防止のための対策についてその都度指示徹底をしておりました。主な事項としては、まずは公金管理についてであります。複数の職員でチェックをし、1人の職員で通帳と印鑑は持たないこと、特に印鑑は管理者である課長が保管をすること、さらに現金は担当者が机の中に入れてたりとそういうことではなくて、必ず会計室の金庫に保管をすること、さらには村の会計もいっぱいあって団体関係の仕事もやっています。その確認は担当課長は日ごろチェックはしているんですが、課長だけではなくて会計管理者も年1回は必ず台帳と預金通帳とチェックをして、問題がないかどうかという確認も現在行っているところであります。

2つ目としては、利害関係のある業者、よく新聞に業者との贈収賄などが報道されていありますが、業者との飲食、ゴルフ等の接待には絶対に応じないこと。

3つ目は、これも新聞沙汰、しょっちゅう出ていますが、飲酒運転ですね。これは即懲戒免職処分ということになりますので、飲酒運転は絶対しないことと、自分だけではなくて周りの人、同僚ですかね。運転はさせないこと、しないこと。

それから、最近いろいろ出てきているのはパワハラ、セクハラの問題ですが、これもそ

れぞれお互いに監視体制を強めながら、これらを事前に防止、あるいはあったときには速やかに報告をするということで、今役場に目安箱をつくっているんです。それでいろいろ入ってきます。無記名ですからね。パワハラ、セクハラだけではないんですが、いろいろな意味で参考になる投書をする職員もおりますし、やってよかったなと思っているんですね。私らには直接言えない、周りにも言えないことをその目安箱に入れて訴えると。個人のプライバシーもありますから、みんなに広められないこともありますし、みんなに広めても何ら問題のないこともありますから、それは問題のないことは庁議などで私のほうで指示はしていると、こういうことであります。

あと最後は、守秘義務ですね。公務員ですから個人情報の塊みたいなもの仕事をしていますから、これは絶対やってはいけないことなので、守秘義務の徹底と。このほかにもいっぱいありますが、こんなことを定例的に話をしているところでもあります。

いずれにしてもマニュアルをつくったから不祥事なくなるかというところではないですね。これはどんな厳しいマニュアルをつくっても依然として毎日のように新聞報道など出ているわけですから、一人一人の職員が公務員としての自覚ですね、これをしっかりと持って行動するというのが極めて重要でありますので、引き続き職場全体として、さらに徹底をしてまいりたいと思っております。加えて行動指針ですね、不祥事防止の行動指針というのをつくっておりましたので、これも速やかに策定をして不祥事をできるだけゼロに近づけるということで、この行動指針を策定してまいりたいと、こんなふうに思っております。

次に、村に勤務する教職員についてですが、現在のところ確認はしておりませんが、連日のように新聞等で県内の教職員の不祥事が相次いでおりますので、校長、教頭の管理職を通じて、今までもやってきておりましたが、さらに綱紀粛正に向けて努めてまいりたいと、こんなふうに思っております。

以上であります。

5番（高橋和幸君） それでは再質問等に行きたいと思っております。

その前に、1についての質問を私がなぜ3点に分けているかおわかりでしょうか。村内環境整備はどうなっておりますかと問えば、1回の質問で終われるわけではありますが、言うだけならば誰でも言えますし、聞くだけならば誰でも聞けます。しかし、議会議員の本分はどれだけ行政の心に響かせられるのかだと考えておりますので、同じような質問内容であっても違う答えを導き出してもらうためにも答えは1つよりも2つ、3つと数多くあった方がいいわけですし、そこにはどんな意図があるのか冷静に明確に思考しつつ人間は考えるという行為を数多く行うわけでありますので、あえてこのような形をとらせていただいております。またもう一つ、質問に関しましては1つずつ丁寧に質問文書をよくよく読解して網羅していただき、明瞭なる答弁書にさせていただけることを強くご注進させていただきますので、ご了承ください。

では、1-1についての再質問であります。帰還者のための住居確保のための住宅整備や農産業への支援も行政としても大変力を入れていることだと思われま。一方で居住関係に関しましては、まだまだ足りないという声も村民からお聞きしますし、団体や観光

客に対しての宿泊施設の対応ができる状況に今現在村内整備が整っているかといえば、残念ながらまだまだであると言わざるを得ません。これに関しまして将来の村の発展のため、村内に出入りする人たちの利便性の向上はどのように図っていくのかを具体的にお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 住宅は99戸あるという話をして、大体埋まっているということなのですが、若干その中でいわゆる任期付で入っていただいて飯館村に居を構え、住宅に入っているという方が多分六、七名ぐらいあるかなという気がしますが、そこがまだまだもうちょっと任期付はお世話にならなければなりませんけれども、空けば皆さん方の住居として空けることはできるのではないかなという気がします。

きこりは約40人近くなんですけど、残念ながらつくったときが個室ではないので、4人部屋を1人が入ればほかの人を入れてお願いしますというわけにはいかないというところがあって、その辺が非常に難しいところだと、このように思っていて、場合によっては少し小さな個室が必要になるのかなという気がします。

それから、やはり大勢来ていただいたときにどうするかということが非常に課題だと。例えば今スポーツ公園なども非常に人が来ていただいていますから、大体は今日帰りのようですけども、例えば学校の合宿とかということになるとどうなるのかと。こういうことも考えておまして、十分になるかどうかはわかりませんが、今回前に副村長からお話しさせていただきました飯樋小学校を防災拠点として整備をすると、こういう中にある程度食事もできて泊まることもできると、こういう施設も入れたいということで、何とかそのぐらいで今のところ、今以上の宿泊なり何なりができるような形ができないかなと。

あと一方で、村民のためにということでは、今移住定住交流室でいろいろなところに声をかけまして、何人かの方が借りて使う、あるいは買わせていただくという形になっております。ただ大体の方はやはり壊してつくられたか、あるいは場合によってはもう壊してしまってそのままになっているかということで、なかなか住宅がなくて困っているということなんですけど、今もこの伊丹沢住宅2つ3つ物色をして、何とかありませんかねという話をさせていただいているところであります。一方では努力はしているところなんですけど、なかなか満点というわけにはいかないところで、何かまたいい話がありましたらお知らせいただきたいし、村も一生懸命やっていきたいと、このように思っています。

5番（高橋和幸君） 同じ質問ですけども、なぜこの住居関係をお聞きしたかといいますと、先日産業厚生と総務文教、両委員会の所管事務調査にてハヤシ製作所と菊池製作所、2つを回ってお話を聞いてまいりましたが、このハヤシさんであれば外国人労働者がいたり、また村外からの通勤者がいたり、仕事はあるけれども住む場所が村内にない。全部企業で一軒家を借りて、買って、持ち出しするのでは大変ということなんですけれども、そういう面に関して行政として企業への支援策、何かお考えがありましたらお聞かせください。

村長（菅野典雄君） まさに今までとは違って村民が働いている方が少ない。でもほかからは来られる。住宅が足りない。そういうことは企業から我々も聞いていますし、実情も知っています。ということで、多分臼石の住宅は1戸、本来は個人なんですけど、そういう事情でということで外国の方に住んでいただくようにハヤシ製作所の名前で貸している。そし

て、まだ足りないのではということ、実は以前老人憩いの家をお貸し願いたいと、こういう話があったんですが、もう使える状況ではないのでお断りをさせていただいて、その近くに個人の住宅がありますよと言ったんですが、なかなかやっぱりそこに手を出す形にはならなかったのではないかなという気がしますので、ぜひ貸させていただきたい、いろいろ工夫していきたいと、このように思っています。

菊池製作所は、実は伊丹沢の住宅、私があっせんして3つ持っています。多分みんな入っていると思います。ということで、またこれも住宅が足りないという話が出てくるんだらうと思います。以前住宅もつくりながら福利厚生ということで食堂をつくりたいと、こういう話があって、今進めているところなんです、住宅まではできるかどうかわかりませんが、一方で福利厚生の中で昼間に温かいご飯を食べさせればかなりほかから来ても違うかなという、そんなような発想で今村ではそちらのほうにいろいろ県との交渉をさせていただきながら、つくる場合にはいわゆる村内企業支援事業の中である程度の援助をしていきたいと、このような形で今進めているところでもあります。いずれにいたしましてもほかから通っていただける方がこれからふえてきますので、やはり住居の確保というのは村として大きな課題だなと、このように思っているところでもあります。

5番（高橋和幸君） 村長からも大変重要な認識というお言葉をいただきましたので、村民はもとより村外者も含めて福祉の充実のためにも今後ますますの行政運営の発展及び努力を強く要望いたします。

続いて、1-2についての質問ですが、日本という国柄、また自治体という立場上、住民にお金をばらまいて行政への信頼や復興再生をなし遂げようなどの考え方は論外であります。しかしながら国や県からいただいているさまざまな交付税を何にでも幾らでもという考え方も危険をはらみます。この交付税、自治体は簡単に自由に使用しておりますが、そのお金は国の借金と国民の血税であることを決して忘れてはなりません。そのしわ寄せは私たちが払う税金にはね返ってまいります。村内の施設づくりは100%とは言えないかもしれませんが、ある程度の達成には至っていると思われまます。村民からは何千万円のベンチや何億円もの建物をつくるなら、ご年配の方々が座れる立派な椅子や集会所等をつくったほうがよい。みんなのお金ではないか、という厳しいお声をお聞きします。

また、そういう予算の使い方こそ地方自治体に求められている真の交付税や予算の使用目的であると考えますが、それらを踏まえた上で行政として今後いかなる交付税の使い方や施設整備をしていかなければならないのか、ご見解をお伺いします。

村長（菅野典雄君） いわゆるこういう小さな自治体はどれだけ一般の住民がある程度の生活ができるように、そのためには自主財源だけではできないでしょうからということで交付税が国から交付されると。当然それにはいろいろなものが算定されて、それで幾ら幾らというのが上がってくると。ただあくまでもそれは先ほどお話がありましたように、今日本は大体1,100兆円の借金を持っていると、こういうことでありますから、当然国から交付税をもっともっとという話は我々もしないわけではありませんけれども、常にやはりそういうものが裏にはあるんだということを考えていかなければならないと。こういうことはおっしゃるとおりでございます。ということで予算編成に当たっても、その都度その都度

職員にできるだけやっぱりそういう自主財源よりはそのところの金を用意するように、その用意したとしてもそれはあくまでもやっぱり税金なんだから自分の金だと思って予算づけをしていただきたいという話はさせていただいているところでもあります。そういう意味からいたしますと、やはり特に今震災によって飯舘村は40億円前後ぐらいで運営してきた村ではありますが、ずっと上がり続けて最高は200億円、そして今年は大体170億円、これから下がりますから160億円ぐらいになりますか、そのぐらいになっていると。いずれその感覚に麻痺してしまうと大変なことになるというので、40億円、あるいは場合によっては40億円を下る中でやっていかなければならないということなのでという話は何度も言っていますし、ただ今のうちにやっぱり先ほど箱物という話がありましたが、やれるものはやっぱりやっていかないと、後で自主財源あるいは過疎債を借りてというのはもうとてできなくなりますので、今この災害に遭ってしまって大変村民には苦勞をかけているわけではありますが、この機会にやっぱり足腰の強い自治体をつくっていく必要がある、健全財政をつくっていく必要があると、こういうことでやらせていただいているところがあります。

ただ一方で、ご存じのように交流人口、関係人口をつくっていかないと、これはなかなか難しいということでもあります。それを何にやはり求めるかということになると、基本的にはやっぱり村民の心だと思えます。心だけではなかなか足りないということで、そのためのいろいろな準備もしていかなければならないのではないかとということが、それが例えば今度道の駅の裏に多目的広場をつくりますが、それとて多分批判的だろうとは思いますが、やっぱりそういうことによってできるだけこの原発事故によって子供がなかなか足が遠のくということになれば、親子連れで1日でも2日でもやっぱり来てもらうようなものをつくることによって、複合的に道の駅の経営も改善をさせるということも必要ではないかと。そんなようなことも考えながらやっておりますので、決して考え方がまるっきり村民から離れているということだけではない、ただやはり先も見ながら皆さん方の対応もしなければならぬということでもあります。ただ、残念ながらいつも満点というわけにはいきませんので、一生懸命職員ともども模索しながら将来のために準備をさせていただいているということでもありますので、ご理解をいただきたい。

5番（高橋和幸君） 確かに地方交付税の用途は自治体に任されております。昨日の答弁にもお金を出すばかりだと、数多く出てまいりましたが、人生を生きるために一番大事なものはと問われれば、金銭面は避けては通れない大事な問題でありますし、それで済む場合や時に場面も多々あることも人間味ある対応を村民にするためにもお忘れのないようにしていただきたいと思えます。確かにこれから財政面に関しましては、厳しくなる一方ではないかと思われませんが、豊かな財源のやりとりができる今のうちに確固たる支援や施策の整備を施して、盤石なる交付税や補助金の獲得の過程を後世の若者にバトンタッチする行政として、村長としても非常に重要なことですから、ぜひ後々まで考えた政策づくりというものに心がけていただきたいと思えます。

続きまして、1－3に関する質問ですが、これが大きな課題、問題点であります。前回の村長の答弁にもありましたが、大きなものづくりはこれが最後かなというご発言でし

た。各行政区、さまざまな地元の環境整備を望んでおります。それとともに20行政区全てを整備するとなると莫大なる予算と月日が必要となりますし、これから話に出てくるであろう行政区統合の問題もありますから、その時期との兼ね合いは慎重を期して進めなければ二重の労力を生じることになりかねません。行政運営の適正な執行を強く推奨させていただきます。また、前々から質問に上がっている村内の買い物事情、先ほども申しましたが、生鮮売り場の確保、処方箋の問題、企業誘致等などなど一向に進歩している気配が見えませんが、いかなる現状かを再度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 一時国から来ている人のご指導などいただいて、生鮮食料品をつくろうかという、そういう店をとということだったんですが、なかなかやっぱり人口のキャパの問題、それから仕入れる先がどれだけ私たちの村に思いをかけてくれるかなど、いろいろな課題がありまして、残念ながら途中で頓挫したという経緯がございます。そう考えますと、これからどういうふうにし鮮食料品の扱いをしたらいいのかということもなかなか難しいなということがあります。いずれ一方ではそういうものを損得なし、あるいは場合によっては村からある程度の支援ができさえすれば損得なしでやってもという、そういう方がいないのかどうかということ、いろいろ今物色の手を差し伸べているところでもあります。果たしているかどうかということもありますが、何せちょっと気持ちが前向きな方をできないのかどうかと、そんなようなこともありますので、ぜひその辺を考えていければと思います。とりあえず今は皆さん方が買い物したいという気持ち、全くそのとおりです。残念ながらその足のない不便な方、そういう方をどうするかということになりますと、買い物にこちらのほうで車を用意すると、こういうことをまずやっついていかないと、今私が前に言ったようなのを希望としてやっているんですだけでは進まないのではないかと。ということで、4月から週何回か川俣町あたりのところに足を延ばせる車を用意する予定でございます。そんなようなことでこれから少しずつやっていきたいと思っております。

5番（高橋和幸君） 文章には書いていないんですけども、きょうの私の質問と私の考え方、そして答えをもらう村長からの考え方が非常にマッチしているようで、私的には非常に満足しております。ただ今の買い物の問題ですけれども、以前の一般質問でもご指摘はしていますけれども、どうしても国が、県が、東電が。何か物事があればほかの企業がないか、誰かいないか。誰かではなくて行政自体でやるお考えはないんですか。

村長（菅野典雄君） 行政でやるという手は今のところ全く考えてはいません。ただやっぱり住民がやるものに応援をするという話は頭の中にはあるんですが、ただその場合に行政頼りにならない人でないとだめということがあるものですから、そういう方が今いないかどうかということで、今コンサルの方とも話していますし、また村でもいろいろな探しの手を差し伸べようと、そういう場面をつくろうと、こんなようなことを考えているということでもあります。

5番（高橋和幸君） 行政の苦しいいろいろな事情もあるでしょうからこれ以上は追及いたしません。これからの行政運営に対して村民を思ったさらなる福祉、福利の向上等に努めることを強く求めたいと思っております。

続いて、2の災害及び防犯対策についての再質問であります。総括してお尋ね申し上げ

げます。このたびの台風19号にて本村においても甚大なる被害を受けた事実をご承知のとおりであります。以前の一般質問においてもお聞きしましたが、学校の防犯マニュアルはあるが、自治体としては規定や強制ではないのでありませんというご回答であったと思われます。災害時、緊急時のマニュアルが村には現在ない。もしそうであれば前代未聞のゆゆしき問題であります。避難期間があったとはいえ、行政が動いていたわけですから、いざというときの備えの手段を擁していなくて行政として本当に村民の安心・安全、生命と財産が守れますか。全ての事案に対して万全かつ確実なる備えを持ってして事に当たる、これは自治体に与えられた当然の義務、責任、役割であります。なければつくればいいんです。行政としてはこの問題の重要性をどのようにご認識かを再度お伺いいたします。

総務課長（高橋正文君） 防災時のマニュアル、多分地域防災計画も同じだと思いますが、これは現在18年ほど前につくった防災計画、あと非常時のマニュアルについては議員おっしゃるとおり今持っていないという状況であります。これは震災で計画の更新ができなかったということもありますし、あともう一点が、人口規模が確定しないとなかなか計画というものをつくるのが難しい、マニュアルをつくるのが難しいということもあり、現在までマニュアルを持たないできたということでもあります。ただ先ほど副村長から申し上げましたとおり、次年度令和2年度については、この防災計画とマニュアル等について速やかに策定を進めるということで庁内で検討しておりますので、次年度には計画及びマニュアル等が策定できるのかなと今考えているところでございます。

副村長（門馬伸市君） 多分防災もだと思っんですが、防犯のことかなと聞いておりましたので、防犯のマニュアルはありませんが、役場、交流センター、あといちばん館かな、有事の際のサスマタかな、そういうのを今それぞれ数を備えて異常者が来た場合の対応は今それはしていますが、確かに緊急時の防犯、もちろん駐在所とかそういうのに連絡するというのはもちろんですが、きちっとした防犯のマニュアルは今ないです。ですので、これもあわせてつくるようにします。

5番（高橋和幸君） 前向きなるご回答、ありがとうございます。

教育委員会にお尋ね申し上げます。

以前の私の一般質問にて学校の災害時等の対応マニュアルを提出していただきました。

これでございます。この冊子が作成されたのは一体いつになるのでしょうか。

教育長（遠藤 哲君） 申しわけありません、確認できませんが、弾道ミサイル等の対応があるものですから、恐らくそんなに古いものではないのではないかなと推測されます。申しわけありません、確認できません。

5番（高橋和幸君） なぜお聞きしたかと言いますと、中身を全て細かく拝見させていただきましたが、小中学校は統合、保育園も同じ敷地内に存在しており、1カ所だけの現状であります。中身はよく記載されているようには見えるんですけども複雑感も否めず、またどこかからコピーしてきたような、そのようなものではないかなという感じを私的はしております、この読んでいても命令系統及び伝達系統の簡略化も必要ではないかと思った次第でありますので、時代のニーズに合わせた新しいマニュアルの抜本的な改定、ぜひ検討の余地はあるのかをお伺いいたします。

教育長（遠藤 哲君） 見ますと草野、白石、飯樋小と書いてありますので、恐らくこちらに
帰村して開校したときのものだと思いますが、確かに中身もう少し細かく精査してみな
いとわかりませんが、不備な点あるかもしれませんので、もう一度こちらで精査して次年
度義務教育学校になりますので、改めて作成について指示をしたいと思えます。

5番（高橋和幸君） 中身を見てもすごい複雑ですので、検討されるようお願い申し上げます。

続きまして、3の地域文化の継承についての再質問であります。地域郷土文化の保存
及び継承は非常に重要であります。人とのつながり、地域コミュニティの形成、日常会話
や世代の垣根を越えた交流が生まれるとても大切な伝統伝達であります。今の飯館村に必
要なことは、常日ごろから村長初め役場職員の皆様が苦心しているこのような人とのつな
がりではないでしょうか。この問題は実を射た答えにつながる事例ではないかと思っ
ている次第であります。そこでお金をかけて催し事を開催することも大事ではありますが、
地域に密着した行政の協力体制こそ村民が本当に望んでいる地域密着型の行政運営では
ないでしょうか。また人とのつながりに欠かせない人との同調や調和も生まれるこの問題
に対していかに村民の声に耳を傾け、効率的な支援体制をされていくのかを再度お伺いし
ます。具体的にお願ひします。

村長（菅野典雄君） 今行政区のヒアリングをやっていると、それぞれの行政区から必ず上
がってくるのは、これから行政区をどうしていくかという課題であります。つまり飯館村
は20行政区それぞれが自分たちで汗をかくことによって、自分たちが住みよいところをつ
くっていくという地区別計画があって、これが国のほうから地方分権のある一つのモデル
だということで表彰され、総務大臣賞をもらっていてもいるわけですが、それがこの全
村避難によってまさに今まで100軒であったのが二、三十軒、50軒の行政区が場合によっ
ては10軒か15軒ぐらいでやっていかなければならない。どうするんだというところで、村
のほうは一応戻ると当たって自分の出身行政区がなくなるということであってははいけな
いのではないかと思います。とりあえず今は合併、行政区が一緒になるということは考
えていませんという話をしているところでありますが、また一部からはいや、それではち
よっと甘過ぎるのではないかと、もうちょっとやっぱりいろいろ考えていかなければなら
ないのではないかと、こういうようなお話もいただいたりもしています。実はそういう中
で第5次の、第4次が地区別計画だったんですが、第5次も地区別なんです、第5次
の中にいわゆるこの幾つかの行政区が力を合わせてやろうとするものにまた支援をします
という事業を組み立てていたんですね。例えば今モデル的なのはずっと前から飯樋4区が
力を合わせていろいろなものを行っているというような、ですからそういうことをどうい
うふうに組み立てていくかということによって、いわゆる今まで自分たちが持っている人
なり協力なりあるいはこのお互いさまという協力の環境をつくっていくかというのが多
分ポイントになるのではないかなという気がします。そのためにどんな仕掛けを村でして
いったらいいのかというのが多分第6次の大きなポイントになるのではないかなと思っ
ているんですが、まだちょっとスタートしたばかりですからその辺の案が出てきていない
と。こんなような状況でありますので、真剣に我々も考えたいし、また住民の皆さん方か

らその辺をどうやってやりながらお互いにこの力を合わせてやっていくという環境をつくっていくかということにポイントを置いて進めていければと思っています。今一生懸命あちこちの例などを探したりして、何かいいところがあればまねをしてもいいんじゃないかなということで、今探しているところですが、幾つかはあるんですがなかなかストレートにそれが使えるかどうかというのはこれからだと思いますし、理解をできるスタイルにしていきたいと思います。

5番(高橋和幸君) 村長がおっしゃったとおり、まさにそのとおりだと私も思っております。私も小学生時代は草野小学校に通い、小宮の田植え踊りを夜の9時、10時までやった記憶がございますし、各行政区の人たちそれぞれに自分の行政区に誇りと自慢を持っていますので、先ほど村長が言った人の心、これを大事にして引き続き行政支援をお願いいたします。

続いて、4の公務員及び教職員等の不祥事についての再質問であります。近ごろは毎日のように多種多様な不祥事問題が新聞やニュース等で報道されております。本村におきましても非常に残念ながら以前に役場職員の不祥事問題がありましたが、行政としての事後処理の仕方、金額が少なければそれでよいのか。返納すれば法律を犯してしまったことの全てが済まされるのか。つまり何の根拠と規定をもってして不祥事を起こした者に対して公的責任の所在、着地点、どのように不祥事問題にふさわしい適正かつ的確なる処分を与えられるのかをお伺いします。

副村長(門馬伸市君) 不祥事が起きた後の事後処理ですが、実は金額とか内容とか重さがありますよね、処分の。今村では懲戒処分の審査会という組織があつて、これは私と教育長と総務課長が審査員になって、まずは弁明の機会ですね、その事実の確認をします。それで本人はもとよりその上司も含めて調査、懲戒審査の対象になります。例えば昨年度の懲戒免職というのはもうまさしく横領ですから、それも根拠のないお金を取ったということで、これは懲戒免職の一番重い処分ですね、懲戒処分。そのほか軽微なものもかなり今までもありまして、その都度審査会を開いてその懲戒免職以外の重い処分というのは停職、これは長ければ1年ぐらいの停職というのがありますが、そういう事例は今まではないです。二、三カ月の停職というのがありました。それからその下になりますと訓告、あとは口頭訓告というのが一番軽いものですかね。処分の内容によってもいろいろありますけれども、飲酒運転は即これは免職です。それから無断欠勤もこれも過去にありました。無断欠勤10日以上すればこれは懲戒処分の対象になりますし、これが1カ月以上続けば当然免職と、そういう事例もあります。処分の内容は審査会で一応村長に提案をして、村長が最終的に処分の発令をするんですが、ある程度のマニュアルは持っていまして、処分の対象の事案によって処分の方法ですね。ですから余りにも処分の内容を厳しく厳しくというと、職員が萎縮して何か自分でやりたいこともできなくなるというのが一方ではありますが、一方では何か不祥事があればこういう処分を与えられるんだなという気持ちを持つということも、これは職員一人一人が何をやっても許されるということではないので、この程度の事案があればこういう処分を受けると。こういうことですので、その辺は処分の内容ごとにみんなにこういうことをしたらこうだよというのも、今度の行動指針をつくったと

きに、あわせて一方では処分の内容というのあからさまにしていく必要があるのかなと思います。村長のほうからは飲酒運転の場合、これ一応どこでも基準を決めているんですね、大体は。免職がほとんどですが、でもそれは自分の公務員としての倫理観ということで、それは処分が出なくても自分からやめるようになるよという話はしているんですが、それについてもやっぱり具体的にそういう基準を、これ今は基準、マニュアルというのが全面にコンプライアンスの問題が出ていますから、そうは言ってもやっぱりこれからはそういうのもきちっとつくっていく必要があるのかなと思っています。

5番（高橋和幸君） 今話されたその処分ばかりを気にして萎縮してしまうというのにもこれはまたちょっとつながるかなと思うんですけども、答弁書にありましたのでお聞きしますけれども、パワハラ、セクハラは絶対にしないこと。これにモラハラってあるのわかりですか。この3つの違いってわかりですか。

副村長（門馬伸市君） セクハラ、パワハラはご存じだと思いますが、モラハラはモラルの問題ですから、そのモラルの問題をきちっと守らなければこれはモラルハラスメントというのがそういうのもありますよね。パワハラ、私なんか職員に対してちょっと強い言葉で諭すこともありまして、そういった意味ではこの理解、私の言う言葉を理解しないとパワハラって言われる場合もあるのかなと、直接は言われないんですが、私も課長にはかなり強い口調で言いますが、その下の職員にはできるだけ課長が部下はするわけですから、そういうときには課長のほうからちゃんとという話はしていますが、ときによっては私もこういう性格なものですから、パワハラという、そういうふうに言われかねないこともありますので、注意はしたいなと、こんなふうに思っています。

5番（高橋和幸君） 私もパワハラ、セクハラばかりだと思っていたんですけども、先日テレビの報道を見ていましたら、モラハラをやっています、あと今関大の織田監督がこのモラハラで訴えていましたけれども、これってすごい解釈が広いんですよね。今副村長がおっしゃった強く叱る、これはモラハラになるんですよ。私なんか例えば同じ議員ですけども、役が付いている議長、副議長、また年上の先輩方に、高橋、こうだって強く言われたら私がモラハラと感じればこれはモラハラになるんですよ。なので言葉遣いという点においても非常にこれは注意しなくてはいけない面だと思いますので、十分気をつけていただきたいと思っておりますし、今後とも時や物事に対して適材適所、そして場合によっては業務体制の改善、専門的な諮問機関を設置するなど、適正厳格なる行政指導をご期待申し上げます。

最後になりますが、今後ともより一層の地域密着型の行政運営と村長がみずから述べている村民に寄り添うといった行政執行を強くご期待申し上げるとともに、飯舘村の再生のために今まで以上に行政と議会で切磋琢磨し、自己研さんに努めて互いによりよい相乗効果をもたらしながら復興に向けて歩んでいけることを切にお願い申し上げます。私の一般質問を終わります。

議長（菅野新一君） これで高橋和幸君の一般質問を終わります。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。再開は15時15分といたします。

(午後 3時 2分)

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き、再開します。

(午後 3時15分)

議長（菅野新一君） 2番 長正利一君の発言を許します。長正利一君。

2番（長正利一君） 2番 長正利一。令和元年の最終の議会の大トリをとらせていただくということで、本当に緊張しておりますけれども、昨日から引き続き一般質問ということで、8名の議員がやっぱり村をこれからどうしようということ、率直な意見を申し上げて、率直な回答を得るということで、日夜村民の声をお届けをするという流れで私含めてやっているといます。そうした流れでいろいろ激動の1年とか、避難からもう9年、震災から9年、解除から3年ぐらいですか、このような時の流れが経過していますけれども、やはり私議員になっていつも思っていることは、早くもとのふるさと飯舘村になってほしいと。そのような思いで議員になっている部分もありますけれども、やはり議員になった以上は責任もあります。行政だけでいろいろ避難している村民の方からこれでいいのかと、何やっているのというような声を間近に聞きますと、議員としての責任もあるんだと。やはり自分の思っていることは大きな声を出して皆さんに説明していかないと、何でも賛成、何でも反対。今まではこれでよかったかもしれませんが、やはりそれではこれから今避難している方、8割近くおりますけれども、いち早く戻っていく、来ていただくためにこの礎を早期につくり上げて、やはりふるすとは飯舘村、遠くからふるさとを見つめるのではなくて、やはりここに住んでこそふるさとという言葉がマッチするのではないかと思っています。

今回本当に今まで起こることがないような考えでまさかと、震災もそうございましたけれどもあの津波。まさかが今はもう日常的に起きてきます。一般質問の中でも今回の台風19号、さらには大雨による洪水と被害、そういうのが冬については大雪の心配がありますけれども、冬が過ぎて暖かい季節がやってくれば、桜を見てあつという間にその夏を迎えたときに、またあのような大倉では600ミリ、私経験したことがございませんけれども、そのような身の危険を感じずような大雨が降ってしまった。幸いにして飯舘村に住所のある方が今回亡くなったわけではございませんけれども、あの川俣町の方が本当にタイミングが悪くて流されてしまった、本当に気の毒なことであります。我々はこれから災害復旧も含めて昨日からの答弁、これに集中もしています。一時的な災害復旧でなくて、やはり長期にわたって河川の手入れもしていません。もう中州もできています。しかし人がいないからそんなこと気にすることはないんでしょうが、やはりこれからは先祖がこの飯舘村のこの美しい村、そしてここまでの農地関係等々築いてきたわけですから、一概にふるさとを捨てるわけにはいかないと。そういう観点からやはり行政のほうもしっかりとした災害防止に向けて対策をお願いしたいとともに、あとはその防災マニュアル等々があります。これを機に完全に整備をしていただくと。起きてはいけないことが起きてしまったと。後から整備をするのではなくて、起きる前に予防するというようなひとつこれからの意識づけは必要でないかと思っていますので、そういう観点から今回4点ほど質問

させていただきますけれども、長時間にわたって皆さん大変でしょうが、私の場合はそんなに時間要りませんから簡単にご回答いただければ結構でございますけれども、その中でも夢と希望のある回答をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

まず1点は、この道の駅までい館の直売所についてでございます。

オープン当時、試行錯誤しながらオープンしたと。そういう中ではネーミングも道の駅では長い名前をつけて全国に飯館村、このような道の駅ができたということでマスコミ、新聞、テレビ、ラジオ等で報道されましたけれども、なかなか計画どおりの数字が上がらないと。つくって後から例えばそのトイレがああ面積で観光バスが入ってきたときに、トイレ休憩、本当に若い人はあつという間に用を済むかもしれませんが、私ぐらいになれば3分4分はかかってしまう。そういう状況の中では非常に使い勝手の悪い部分も出てきています。そういうのはつくって初めてとか、体験、経験することでございますから、そうした中の一つ、直売所についても当初は会員数、並べる地元産品もありませんでしたが、やはりふるさとに戻って生きがい農業、さらにはなりわい農業も含めてつくり上げたもの、あの直売所で買ってもらうこと、そして生活の足しにしようと。生きがいを感じながらそのような方が現在は50名近く会員を連ねているそうでございます。あそこ皆さんもご存じのとおり、やはり売り上げを伸ばそうとしてあのようなつくりでやったかもしれませんが、この直売所が非常に野菜を持っていても利用しにくいという、その出入りの問題。さらに一生懸命放射能検査してこれは大丈夫だと、やはり飯館村の昼夜のこの気温差を利用して、飯館村の野菜はおいしいだとか、飯館村の花は美しいだとか、飯館村特有のものを自信持ってつくっても、今は時間がおくれれば、並べる、陳列するところが少なくなってしまうと。それではお客さんが入ってきたときにどの道の駅も基本的には顔が見えて、この人がつくった、この人がつくった野菜だから安心して買って、味も間違いないだろうというのは、顔が見えるこの直売所、これが普通だと思います。

そういう観点からも、この1点目として、今道の駅、赤字赤字で本当に聞きづらい部分がありますけれども、昨日の答弁にもありました、道の駅であれだけ流行っている国見の道の駅すらなかなか利益が上がらないと、こういう悩みもあります。我々は赤字だからあの場所は改築できない、改装できない、何もできないではあそこにトイレ休憩、セブンイレブンでアイス1本ぐらい買って、それで終わりになってしまう。避難して復興再生に向けて飯館村としてあそこに復興拠点をつくって皆さんを歓迎する、その場としてあのような建物を建てているわけですから、今前の高橋議員の回答にもありましたけれども、この生鮮品のゆくゆくは、生鮮品の購入先もないと。それを来年の4月から何とか川俣町という村長のお言葉ありましたけれども、いずれにしてもゆくゆくは1,300人が帰ってきてちょっとしてそのおかず等の買い物であの道の駅を利用する、あの道の駅に行けば多少の生鮮品は買えるんだと。野菜は買えるんだという感じも含めながら、今回その売り場の改装を含めて将来に向けてそのミニスーパー的な店舗化のような改装はできないものか。そして、あとその出入り口、南側のところにせめて自動ドアとはいかなくても、あそここの出入り口もお願ひできないものかという声がありましたので、この点についてまず1点お願ひしたいと思います。

あと2点目、大分大倉の浄水場もやられましたけれども、この花塚浄水場に行くところの出入り口、今回の大雨等で大分立木とか土砂とかごみとか、それが流れてきて、まず詰まりがあって、そこからの氾濫、せつかくその近辺で一生懸命農業やっている方がおりますけれども、そこにそういう石、ごみ、そういう流入があれば大変だと。今までは自分で雨が降ったときにはそういうますの手入れもしながらやっていたそうですが、基本的にもう年も年だと。でもあのような雨が来るたびに、危険を感じながらもやるあれはできないと。ただここ問題なのは、あそこに浄水場があると。浄水場に入入りしているのが村だと。2回ぐらい出入りしているそうでございますけれども、そういう観点も含めてこの浄水場については、そういう災害防止も含めて若干の道路の整備は必要でないかという観点から質問いたします。

あと3点目、堆肥の購入先ということで、除染が終わった農地についていろいろな助成金を活用して生きがい、さらにはなりわい農業で頑張ろうとする村民に対して堆肥の無償提供していると。除染によっての地力を少しでも回復してもらうようにそういう事業をしておりますけれども、この堆肥の購入元として、今福島市のほうから搬送で1時間半往復で3時間ぐらいかかるかと思えます。今そのような搬送、輸送の関係に大体1日フルで何回行くんですかと尋ねたときに3回が限度だそうでございます。距離的にもありますし、堆肥でありますからどうしてもいい堆肥では困ります。やはり基準に基づいた良質の堆肥も必要、さらには完熟であること、いろいろ条件はあろうかと思えますけれども、飯舘村で避難解除後に頑張っている畜産農家も結構ふえてきています。多頭化、今までにない多頭化飼育が多いわけですから、基本的には自分のそういう農地、圃場に還元をして使用しているというのがこれは基本でございますけれども、それ以上に過剰に堆肥が出てしまうので、そうしたときに村内からの供給も、仕入れも畜産農家のほうで希望すれば可能なのかどうかお伺いしたいと。

あと4点目は、これ我々飯舘村20行政区の中で長泥行政区を除いて帰村したわけでございます。長泥の方ともやはりお話しする機会がありまして、長泥についてあの計画をみんな期待しているわけでございます。ゾーンを3つに分けて、まず居住促進ゾーン、農の再生ゾーンとあと文化・交流ゾーンということで、この再生が計画に基づいてつくり上げようとしていると。一番問題なのは、解体も進んでいる、除染も順調に進んでいる。そこにその農の再生ゾーンの中で、あそこに戻ってくる方、戻ってきたいという長泥の住民の方が49世帯から80世帯ちょっとあります。その世帯の中で180名の方が戻ってふるさとで頑張りたいという流れで報道もされたわけでございます。この計画に沿ってあそこで戻ってきてただ住めればいいものでございませぬから、そこで生計を立てられるような農業で花をつくったり、米をつくったりとなるわけでしょうが、このやはり安心してつくれるような実験、今段階でありましようが、予定どおりのスケジュールになっているのか。一部の方に聞きますと、なかなかと。そのなかなかという話の中に、もう長泥行政区については若い方というのはほとんど戻ってあそこで云々とはないそうでございます。自分らがあそこでふるさとを捨てないで頑張ろうとしているそうですから、計画どおりに進めるように、そして準備ができた順から帰すという前に私質問していますけれども、その期待に

応えられるような事業の進め方になっているのか、この4点について今回お伺いしたいと思います。

明確な回答をお願いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 2番 長正利一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点、までい館の直売所、狭いという話であります。ただいまお話の中にありましたように、8月20日にいわゆるまでい館の出荷者ということで、生産者会というのが立ち上がりまして、この前その生産者会からいわゆる売り場面積を広げてくださいと、また入り口を自動ドアにしてもらえませんか、荷物を持ったまますっと入れるようにと、そんなような話があったこととございます。村としては、今ご質問がありましたように、オープン当初に比べて生産物の量とか品目も大幅にふえて商品の棚が不足をするという状況もわかっておりますので、生産者の意見を聞きながら道の駅までい館の野菜陳列場の拡張と出入り口の自動ドア化に向けて、新年度に予算を計上し、売り場の改善を図ってまいりたいと考えているところでございます。なお、コンビニのほうも売り場面積を工夫して広げておりますので、品ぞろえがふえる可能性がありますし、今ふやしているのかどうかわかりませんが、ぜひ回ってみていただければと思います。

なお、ご指摘の生鮮食料品を扱うことができるミニスーパー的なスペースの確保については、村民からも要望がありますので、どのくらいできるのか、相手のこともございますので努力をして、少しでもそれらしいものを出していければと、このように思っているところであります。

次に、最後の長泥の件についてお答えさせていただきます。

ご質問にありましたように、居住促進ゾーンと農の再生ゾーンと文化・交流拠点ゾーンと、こういうふうに分けてやっているとあります。特にこの農の再生ゾーンというのが環境省の環境再生事業を使わせていただいて、今実証をやっているということとでございます。また昨年度からこの居住促進、文化・交流のほうは、環境省直轄で建物の解体、除染というものをやっております。建物のほうについては今年度でほぼ終了するようです。除染はまだちょっと全部ではないので令和2年までに完了するというようになっているようであります。

長泥地区においては、各ゾーンごとにさまざまな事業が進められているわけですが、随時行政区との綿密な協議を実施しているところでございます。なお、特にこの環境再生事業については、長泥の行政区の役員も4名ほど入っていただきながら、いわゆる長泥地区環境再生事業運営協議会を、関係機関ほとんど入っていただいて、多分30名ぐらいからなる会議を、これまでに6回運営協議会を開催をしているということとでございます。運営協議会での協議内容というものは、環境省のインターネット上で公表しているほか、今年5月24日には環境省が実証事業について現地における初のプレス発表を行うなど、進みぐあいの透明性に留意して進めているということとあります。

なお、村も広報いたて11月号への折り込みによって、全世帯に配布した飯館村長泥地区の今というもので、これまでいわゆる除去土壌の再生化を進めてきたということ、放射能汚染のない遮蔽土を用いて飼料作物などのハウス内での試験栽培とかをやっていると

いうことを紹介をさせていただいたところであります。再生試材化した土壌を用いた実験室内でのポット試験栽培も継続しておりまして、さらに今年度は再生試材土壌の盛土造成をした上で汚染されていない遮蔽土覆土50センチを行った露地圃場において飼料作物とか緑肥作物の試験栽培を実験していきまして、現在データの取りまとめをやっていると、こういうこととございます。

環境省では、2020年度以降の早期に今年度までの実証事業の結果を踏まえて、農用地造成事業を進めることとしており、あわせて村では造成後の土地改良事業、いわゆるばらばらの細かい土地だったものを土地改良区でしっかりとした形にしていくと、そういうのを今関係機関と協議を進めているところであります。なお、このいわゆる再生事業というのは非常に重要なことだということで、国も環境省もいろいろ中央でいわゆる会議を持ったりあるいはPRに努めているようでございます。なお、特定復興再生拠点区域に入っていない地域というものがありまして、前に申しましたように6町村で協議会をもちまして要望しているところですが、国との協議を進めながら、今後とも環境省、農林水産省、復興庁、福島県などの関係機関と連携して長泥地区全体とそれからいわゆる拠点以外のところとそれから拠点と全体としてしっかりとやっていくように進めていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。担当課長からお答えさせていただきます。

建設課長（高橋祐一君） 私からは2点目の花塚浄水場の道路整備について、村の重要施設花塚浄水場へのアクセス道路の整備についてのご質問についてお答えいたします。

台風19号並びに10月25日の台風21号などの被害では、刈草や土砂、転石等の流出が多く見られました。ご質問のとおり暗渠や集水ますが閉塞しまして、隣接する農地や施設への流出等が多数見受けられました。土砂の撤去につきましては、村単独事業や多面的機能支払交付金事業により対応をしているところでございます。

ご質問の村道花塚線は、議員お察しのとおり大雨による路面洗掘や敷砂利の流出が頻繁に発生しております。接続の村道大火比曾線とか隣接の農地のほうに流出しております。本路線は花塚浄水場の管理道路と農道としての機能を有する路線でもありますので、交付金事業を活用した舗装の整備を今後行い、安全・安心の住環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

私からは以上です。

復興対策課長（村山宏行君） 私からはご質問の3の堆肥の購入先についてお答えいたします。

村では、総合支援事業であります福島県営農再開支援事業のうち、除染後の農地の地力回復のメニューを活用して、作付再開を見込む農用地10アール当たり原則として1トンを上限に堆肥を供給しているところでございます。また、堆肥の供給に当たりましては、完熟堆肥であること、成分表示があること、放射性物質濃度が1キログラム当たり400ベクレル未満であることなどの条件を満たす堆肥として、今年度は福島市内のフェリスラテから運搬したものを活用しているところでございます。なお、議員おただしのとおり、現在村内では和牛の繁殖農家9件、繁殖肥育一貫経営農家1件のほか、乳牛の育成の繁殖に取り組む経営体1件の合計11件が約450頭の牛を飼養するまでに至っております。これら各

畜産農家が自給飼料を生産するために必要とする堆肥や、あるいは飼料等と交換に他の農家に供給する堆肥を除いてさらに余剰があるようであれば、来年度は村内で生産された堆肥の供給を優先するという事も可能と考えております。その際には先に述べました堆肥の熟成度、あるいは成分ですね、それから放射性物質濃度の確認ということで、それらを確認した上で利用を図ってまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

2番（長正利一君） 再質問をさせていただきます。

本当にわかりやすい回答いただきまして、ありがとうございます。やはり何でもそうですが、やっぱり検討する検討するでなくて、検討もいろいろありますけれども、我が飯舘村についてはそんなに時間的な余裕は当然ございませんので、やはりできるものはできる、できないものはできないということで提案していかないと、やっぱり避難先で困っている住民がやはり帰る力がなくなると衰退すると困りますので、ひとつそんなことで今後ともお願いしたいなど。

までい館の直売所、このような回答をいただきましたけれども、ちなみに今年の最盛期の売り上げ等は大体どれくらいになっていますか。

復興対策課長（村山宏行君） 大変申しわけありません、今現在資料を持っておりませんので、後ほど調べて報告させていただきます。

2番（長正利一君） いずれにしても50名程度の村民の方が頑張ってお金を稼いでいると。

そしてこの飯舘村の道の駅に行けばこういうものが買えるよと。そして帰還した村民もあそこをよりどころにして、あと間もなくでき上がりますあの多目的広場ですね、ああいうところもお互いに活用しながら、生き残りをかけていければなと思っていますので、さきの今村が進めている6次の計画書。中間的な部分でアンケートのまとめを見る機会がありましたけれども、やはりそういう部分で買い物する場所がない、医者が云々、不便であるどうのこうの。やはりそういう思いを早期に解決をしてくれれば、あのアンケート、回収率で25%ぐらいだったかな。その25%の回収の中で帰村はしないよと答えた方が70%を超えると。あとは迷っている方、戻っている方で残りの数字だということで、やはりあれは大卒で考えれば、今のおかえりなさい補助金も使えなくなる、今の帰還状況を見ればですね。大体それくらいの25%ぐらいでアンケートを出さない方については、どうせ例えば戻らないから、どうせ書いても私には関係ない、あそこで書いた部分については、やはり戻ってくる意思表示のある答えがあのようなやっぱり生鮮品の買える店、あとは医療関係、あとはこの高齢者の足の問題も含めてそういう答えが出ていますので、少しでも近づけていただければなと思いますので、ひとつとりあえずはこの直売所、だめだだめだでなくていい方向に将来に向けてぜひお願いしたいと思っています。

あとは道路整備、花塚、これについては別にございませんけれども、やはり水の確保の貴重な場所でございますので、そのようなことでお願いしたいと思っています。

あと堆肥の購入、参考程度に聞きますけれども、今この福島から1トン当たり幾らぐらいで購入しているかお聞かせください。

復興対策課長（村山宏行君） 済みません、こちらちょっとデータがございませんので、後

ほど報告させていただきます。

先ほど直売所ですね、道の駅までい館の売り上げということなんですが、ご質問では最盛期幾らだったかということなんですが、一応こちらで持っております4月から10月までの実績ですと、物販収入、こちらで1,750万円ほどとなっております。ただしこれはまでい館全体の、いわゆるお酒でありますとか、までい館で売っていますいわゆるお土産品とか、そういったものも入っておりますので、直売所のみということではございませんが、1,750万円ほどの売り上げになっているところでございます。

2番（長正利一君） ありがとうございます。全部含めて1,750万円ぐらいあったと。せっかく陳列して物販、いろいろな商品あろうかと思えますけれども、やはり生鮮品については売れなければ持ってくるという部分がありますので、できるだけ見ばえのいいような工夫も必要なかなと思えますので、ちょっと前後しまして申しわけありません。

堆肥については福島市から燃料かけて来るんですから、2万円何がし、3万円まではいかなくてもそれくらいのアレになっていると思います。村民の声に、要望に応じてそういう供給をしているかと思えますけれども、議会で承認されて福島市から運んでおりましたけれども、この堆肥というのはストックはしている状況なのか、それとも持ってきたものは全部圃場に還元してあるのかちょっとお願いします。

復興対策課長（村山宏行君） 基本的には福島市から直というふう聞いております。ただしフェリスラテでは、育成の牧場、今振興公社のほうの牛舎を借りてそこで育成のほうが始まっておりますので、そちらの堆肥舎を利用しながらストックをしているという状況でございます。

2番（長正利一君） もしストックをするのであれば、せっかくこのように品質管理、完熟であったり成分いろいろあるわけですから、決して雨ざらしのないような保管をしていかなないと、山積みにしてあって緑濃い雨に、時に流れ出すようなことであればやっぱり品質の面でいかな部分もあろうかと思えますので、そういう場合が発生した場合は雨風しのぐような対策も必要なかなということで聞きましたけれども、振興公社のほうで保管であればこれは問題ないでしょうからわかりました。

じゃああと最後になりますけれども、この長泥の件について。本当に時間がない状況で、5年以内ではやるよという流れになっていますけれども、やはりあそこに拠点づくりも含めてやって、先ほどの幾ら国の事業といえども国民を介せば税金でございますので、つくる以上は、やった以上は利用していただかないと困りますので、そういう観点から計画どおりに進めていただくと。あとこの環境省がこのような折り込みを入れたということで、このような事業で取り組んでいるというのはわかりますけれども、これがどんな頻度で長泥住民も含めて村民に知らせるのかお願いしたいと思います。

村長（菅野典雄君） 再生事業、近隣ではなかなかやっぱり思うようにいかなかったということでありまして、国のほうも飯舘村のこの長泥の環境再生事業、非常に力を入れていただいているところであります。先ほども話しましたように、中央でもいろいろなそれぞれの立場の人の話などを聞いて、これからどういうふうにしていくのが大切かということもやっているようでありまして、また今まではどちらかというと静かにやってきたわけですが、

やっぱり理解をしてもらおうということが一番大切だろうということで、実は4回ほど新聞、民報民友に載る予定であります。あすが第1回目ということで、ちょっと私の紹介なのでイラストが入るのでまた皆さん方から言われるかもしれませんが、2回目は長泥の区長さんだそうでございますから、そういう順序で再生事業がやはりこの福島の復興にとって大切であり、また国のこの再生を利用することによって、これからの復興が進むと、こういうことのようにございます。いろいろな形でやっていますし、またあとそれには長泥の皆さん方も入っていただいてやっておりますので、そしてあと国も各機関、県も参加してもらってやっているということでもありますので、かなり地元からもいろいろな要望は上がっているようでもありますし、その都度できるものはやり、できないところはでは別な方法で何かできないかと、このようなこともやっているようでもあります。今公民館を壊して新しく建てるという、公民館というんですかね、コミュニティセンターですか、やっているんですが、そうしますと長泥の方が行って泊まる、休めるところがないと。こういうことで、また別なところからちょっとした建物なども建てていただいて、集まれるような場所もつくっているということでありまして、何せ総がかりでこの環境再生事業をやっぱりいい形に持っていこうと、こういう形になっているということでございます。

2番（長正利一君） 目に見えるやっぱり長泥の皆さんには飯舘村の本当に犠牲をあの行政区がかぶっておるわけですよ。この3つのゾーン、進めていく中にもいろいろほかではだめだよと、幾ら放射能が低くてもだめだよということで、風評されてきたというのも事実でございますけれども、長泥の方についてはここで5,000ベクレルの数字を境にこのような行政区の復興拠点の図面と照らし合わせながら進めてきている部分があるかと思えますけれども、3万体のとりあえずはトンパックを持って行って仕分けをして、そして使えるものについてそうすると。あとは遮蔽土、全然汚染されないものを覆土するんだよと。そういう中で本当に長泥の方については、ご苦勞をかけますけれども、繰り言になりますけれども、計画を早めるのは結構でございますので、できませんとか理由づけは長泥には通用しませんので、ひとつそんなことで来年度も新事業についても万全の村からの指導もいただいて前に進めていただくことをお願いし、私の質問を終わらせていただきますが、村山課長、何かコメント。

復興対策課長（村山宏行君） 先ほどは失礼しました。堆肥の運搬経費ということでございましたが、2トンダンプで今運んでいただいておりまして、トン当たり4,000円ということでもあります。運搬費がキロ当たり200円ほどかかってということがありますので、どうしても運搬費のほうが高くなるという状況にあるようです。ですので長正議員おただしのよう、村内から運搬することができれば経費の低減につながるということで、ぜひ来年度は村内からのものを利用したいと考えております。

2番（長正利一君） 終わります。

議長（菅野新一君） これで、本定例会の一般質問を終わります。

◎日程第3、令和元年陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情

議長（菅野新一君） 日程第3、令和元年陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情についての件を議題とします。

審査の結果について、委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました令和元年陳情第6号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情について、審査結果を報告いたします。

本陳情の趣旨は、医療、介護の深刻な人員不足を解消し、安全安心の医療、介護体制を築くため、看護師と介護従事者の地域間格差のない最低賃金、特定最賃の新設を求めるものであります。12月13日、産業厚生常任委員会において、慎重に審査をいたしました。

当該最低賃金の新設、改善は、事業者の負担、介護保険料とも密接に関連するものでありますが、村の介護現場においても震災以来の長期的な人員不足が続いており、直面する高齢化社会を安心なものとするため、本陳情の趣旨には賛成であり、「採択すべきもの」と決定をいたしました。

以上報告いたします。

議長（菅野新一君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席にお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件を採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

議長（菅野新一君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

（午後 4時 7分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月18日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 長 正 利 一

同 会議録署名議員 佐 藤 一 郎

同 会議録署名議員 高 橋 孝 雄

令和元年12月20日

令和元年第10回飯舘村議会定例会会議録（第4号）

令和元年第10回飯館村議会定例会会議録（第4号）						
招集年月日	令和元年12月20日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開議	令和元年12月20日 午前10時15分				
	閉会	令和元年12月20日 午前10時58分				
心（不心） 招議員及び並 出席議員並 びに欠席議 員 出席9名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	○	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	5番 高橋和幸		6番 渡邊計		7番 佐藤八郎	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 松本義之	
地方自治法の 第121条のた めの出席者 の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶真	○
	教育長	遠藤哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会会長	菅野啓一	○
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員会 委員長	伊東利	○
選挙管理委員会 書記	高橋正文	○				
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年12月20日（金）午前10時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 発委第 5号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書（案）
- 日程第 3 議案第112号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 4 議案第113号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第114号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）
- 日程第 6 議案第115号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 7 議案第116号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第117号 飯舘村森林環境譲与税基金条例
- 日程第 9 議案第118号 飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第10 議案第119号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第11 議案第120号 飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 閉会中の継続調査の件
- 日程第13 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（菅野新一君） 本日の出席議員9名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時15分）

◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

発議第5号が産業厚生常任委員長より提出されております。

次に、産業厚生常任委員会から所管事務調査について、お手元に配付のとおり報告されております。

次に、議会運営委員会が12月18日、本日の議事日程等議会運営協議のため開催されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、5番 高橋和幸君、6番 渡邊計君、7番 佐藤八郎君を指名します。

◎日程第2、発委第5号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書（案）

議長（菅野新一君） 日程第2、発委第5号看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書（案）を議題とします。

委員長の趣旨説明を求めます。

産業厚生常任委員長（高橋孝雄君） ただいま議題となりました令和元年発委第5号看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める意見書（案）について、趣旨説明をいたします。

国が定める医療費が全国一律であるに対して、医療介護労働者は働く地域や職場の違いによって賃金に格差が生じていることから、どこでも誰でも安心して医療・介護が受けられる体制をつくるために賃金労働条件の改善を求めるものであり、地方自治法第99条に基づく意見書を令和元年12月20日付厚生労働大臣宛て議長名で提出するものであります。

議長（菅野新一君） これから提出者に対する質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

委員長は自席にお戻りください。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり可決されました。

◎日程第3、議案第112号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)

議長(菅野新一君) 日程第3、議案第112号令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) まず最初に、ラオスに関する事業委託料でマイナス836万円ということでありましてけれども、何か事業そのものなり何か別なものになったのか、これほどの残というのはどういうことなのか伺うところであります。

あとは、いいたてクリニック指定管理業務院内処方ということでありましてけれども、これによって村民の不便さ解消がされるのかどうか。

あと、河川などの土砂撤去業務4河川挙がっていますけれども、河川の数、村全体と残る河川というのは、この避難解除になるまで村が管理し得ない河川が村中あるわけですが、そういう部分ではどのように今後考えておられるのか伺うところであります。

最初のページは23ページで、次のページは25ページで、次のページは29ページです。

総務課長(高橋正文君) まず、初めの事前合宿受け入れ業務のマイナスの836万9,000円は何で減ったかということですが、これまず1つは、当初見積もっていた滞在期間が25日程度から10日ほどに短縮されたということが1つであります。あともう一つは、人数ですね。人数が20人程度で見積もっていたのが、15人程度になったということですが、あと、細かいところを申し上げますと、食事の内容等も精査しましてできるだけ経費を圧縮したということで、今回830万円の減になったということですが、滞在期間は、当初25日程度で見積もっておいたものが10日ほどになったということになります。

健康福祉課長(細川 亨君) いわゆる院内処方になることによって不便さは解消になるのかという質問であったと思います。今現在ですが、病院にかかりまして処方箋が出てからファクスで送信しまして、自分の手元に薬が届くまで3時間から4時間かかってしまいます。これは、一度処方箋をファクスで送った後、まとめて飯舘村のほうに配達するというふうな仕組みになっておりまして、手元に届くまで早くて3時間、遅いと4時間というふうな状況でありますから、今度院内処方に変わりますと、その場で薬が処方されるということですのですぐに薬を服薬できるという面からしますと、大分不便さの解消はなるというふうなことでございます。

建設課長(高橋祐一君) 私のほうからは、29ページの河川土砂撤去業務ということで、今回679万6,000円の増額ということで要求した件であります。まず、村の普通河川と呼ば

れる村管理の河川の数につきましては、17河川ございます。この土砂撤去業務に関しましては、復興庁の生活環境整備事業ということで平成29年度から実施しております。今まで、約10河川やってきましたが、やはり堆積の多いところということで実際完了しているのは二、三河川という今状況になっております。それらを今年度、また来年度以降順次やっていきたいというふうに思っておりますが、災害のほうでの報告もしましたが、生活環境整備というのは復興庁の交付金で1回きりというふうな事業になっております。その例を言いますと、飯樋の前田川関係については去年で終わったわけだったんですが、今回の災害でまた土砂がたまってしまったということで、その辺については単独でこれから撤去していかなくちゃいけないかなというふうに思っています。

そのほかの質問としましては、これからの河川の管理のほうをどうやっていくのかというところではありますが、草刈りににつきましては、やはりその地元と協議をしながら多面的機能等を活用しながら進めていくという震災前の形で進めていかざるを得ないのかなというふうに思っております。村では単独の費用しかありませんので、この河川は2キロから3キロありますので、その辺は農政の事業と連携しながら管理していきたいなというふうに思っています。

以上です。

7番（佐藤八郎君） クリニックの患者さんといいますか、どういった方が通える診療になっていて、村民の方々ね、目、歯、内科とかって1人が2つ、3つの診療科目に通院している方が多いので、そういう意味ではどの部分がこの中で可能となっているのか。そのほかの方々に対しては、村外の病院の送迎とかそういう部分ではどういう便利さに、不便解消になっていくのか、見通しも含めて伺うものです。

健康福祉課長（細川 亨君） いいたてクリニック、毎週ですが約30人の利用者があります。利用者のほとんどは高齢者であります。若い方も風邪を引いた方々がやってくるというふうな状況であります。今の薬がすぐ処方されてもなかなか手元に来ないということでありまして、高齢者の場合は「つながっぺ」にいる時間帯に何とか薬を運んできていただいて渡しているという状況であります。そのほかの方々も自宅まで配達をしているという状況でございますから、3時間、4時間後に薬が届いて、ようやく薬が飲めるという状況でありまして、余り患者にとってはよろしくない時間を過ごさざるを得ないという状況になっております。今後、院内処方になりますとすぐ皆さんの手元に、すぐ渡せるものですから、すぐ病状によっては回復する時間が早くなるというふうなことでありますから、かなり不便さの解消、そして病気にもよりますが、高熱をいつまでも発しているというふうな状態は解消できるのかなど、そのように思っております。

診療科目は、特定疾患でありますから、高血圧の方々が一番多いということでございます。一番は内科の診療でございます。クリニック以外の部分については、歯医者さんがやはりまだ多いという部分が見受けられます。

以上であります。

建設課長（高橋祐一君） 先ほどの答弁の中で、17河川で2キロから3キロと言いましたが、17河川で約24キロというふうになっておりますので、訂正します。

総務課長（高橋正文君） いったてクリニックのいろいろな診療科目ございますが、総合診療科としてクリニックは対応しておりますので、歯科には対応していませんが、いろいろな疾病の方が診療に訪れるということは確かでございます。クリニックで対応できるものについては、クリニック内で対応をしておりますが、その対応できないものについては村外の総合病院等に紹介するとか、つなぐとかということで現在対応しているところでございます。

7番（佐藤八郎君） 紹介とかはいいですけども、足の確保ということでは、だんだん高齢者になって免許返還とかね、いろんなこと起きて、私どもも村に来ると高齢者の運転する車がマークでわかれば、すぐ注意しないとね、スピードが出してみたり、ゆっくりになったり、曲がるのに指示器上げなかったりね。そういう車いっぱい見かけるのでね。なんか危険な状況があるのかなと思いますけれども、そういう意味ではだんだん免許返すようになると足がなくなるわけですよ。そういうものについての見通しは、何か考えていらっしゃるんですか、対応を。

総務課長（高橋正文君） 先日、新年度の重点事業のヒアリングを実施いたしました。今議員おっしゃるとおり、高齢者の免許返納の対策が必要になるということで、その検討を現在担当課のほうで事業の組み立てを進めているところでございます。来年の1月には各課のヒアリングを行いますので、そのあたりまではその事業の詳細が煮詰まってくる。2月の頭には村長査定でございますので、そのあたりにはその免許返納に関する事業の概要が出るという内容で進めております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番（長正利一君） 資料ナンバー2の14ページ。15ページですか。もとい、13ページで、この歳入の部分。ちょっとお聞きしたいのは、この森林環境譲与税については、飯舘村については広大な山を抱えていますけれども、500万円という数字が意外だったのかなと。億単位ぐらいでこういう歳入があるのかななんていう感じで期待してはいたけれども、この根拠はどのような流れで500万円ぐらいになっているのかお伺いしたいと思います。

復興対策課長（村山宏行君） 森林環境譲与税でございますが、算定方法につきましては国のほうで定められておまして、基本的に、将来的には森林環境税1人年間1,000円という税を財源として、今年配分されます部分については、いわゆるまだ課税をしていない部分、それを先に前倒しで自治体のほうに交付されているというものでございます。率でありますけれども、基本的に8割が市町村、そして2割が都道府県という形になるということでもあります。村に入ってくる分の率であります。こちらについては同じく国のほうで算定式ございまして、そちらで計算されての配分ということになってございます。森林面積に対して少ないのではということではございますが、国での査定率、それを決定しておりますのでご理解いただきたいと思います。

6番（渡邊 計君） 23ページ、聖火リレー関連イベント。これ予算出たときは、村内どのくらい走るかわからなかったんですが、つい二、三日前にわずか1.2キロということで発表されたわけですが、これで何名ほど走るようになるのか。あと、どのようなイベントを開催するのか。

それと、29ページ。除雪作業業務であります。この除雪作業業務は村道でしょうけれども、何センチ以上で除雪を始めるのか。あるいは、あとはこの除雪の範囲のキロ数どのくらいあって、あともう一つは委託業者何社ぐらいになっているのかお知らせください。

総務課長（高橋正文君） 聖火リレーの内容ということでございますが、新聞等で発表になりましたが、交流センターから道の駅までの1.2キロのコースとなります。人数といたしましては、現在のところ5名ほどと聞いております。村からの聖火ランナーについては1名だと聞いております。あとは、スポンサー枠等で4名程度で合計5名程度でその1.2キロを走っていただくというふうに聞いております。そのスポンサー枠の走者については、詳細は現在のところまだわかっておりません。

あと、イベントの内容ということですが、これは補助事業に該当する金額を今回160万円計上させていただきました。内容については、これから詰めていくということになると思いますが、他の市町村ではいわゆる伝統芸能であったり、踊りとか太鼓などをやるところもあるようでございますので、飯舘村では飯舘村の特色のあるイベントになるようにこれから詰めてまいりたいと考えております。

建設課長（高橋祐一君） 除雪のほうですが、除雪計画を先月業者のほうと打ち合わせしております。除雪の基準としては、基本的には15センチ以上という形になっております。あと、業者に関しては村内の5業者プラス南相馬市の業者3社の中で考えております。そのほかにも2社ほど常に待機してもらっているというふうな状況になっております。

あと、路線数につきましては、ちょっと今手元に数字がありませんので、その辺は後で資料提出でよろしいでしょうか。

6番（渡邊 計君） 除雪15センチ以上ということですがけれども、前の予算委員会かなんかでも私お話ししたと思うんですが、この役場から白石を通過して走るラインというのが、これ役場職員の主な通勤経路になるということで除雪以外にも融雪剤とか、実際走ってみますとかなり日影が多くて、冬になりますとそんな雪の厚さはなくても凍るということが多いので、その辺、役場職員が主に通る、結構交通量の多いところですので、そういうところに関してはやっぱり15センチを待たず凍ったりした場合に、その氷を剥がす、あるいは融雪剤をまくような作業はこの中には入れられないんでしょうか。

建設課長（高橋祐一君） 融雪剤の件につきましても以前から要望がありますが、基本的には融雪剤までの除雪作業はしないというのが基本であります。最近、県道等、国・県道ですか、そういうところについては融雪剤をまいておりますが、やはりそれは村の延長200キロを考えますとそこまでの対応はちょっとできないというのが現状であります。あとやはり関沢白石線の路線についてはやっぱり日影が多いんではありますけれども、やはりその辺はスクールバス等以前にもありましたけれども、県道を通って草野からの広い、ある程度凍らない場所の通行を勧めたりとかという形で対応していきたいというふうに思っています。ただ、ところどころには砂を設置しております、村内の中で急傾斜の部分とか、そういうところについては砂を設置して緊急時の対応はその形でやっております。

6番（渡邊 計君） 主要村内全て融雪剤とかまくのは不可能ですけども、やっぱり主に交通量の多いところ、特に先ほど出ました関沢から白石までのこの村道ですね。役場来るのにも村民が使う道路でありますし、役場職員も毎朝通うところでもありますので、そういうところを少しでも事故の危険を防ぐということでの対応は村長いかがなんでしょう。そういう対応を今後一切しないのか、やっぱりそういうところを考えてやっていくのか。村長の考え、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

村長（菅野典雄君） 基本的には建設課のほうでやっているわけですが、多分どこかがやれば、何でも私のところはやってくれないんだということで全部やるわけにもいかないし、例えば今、白石からこちらに来るところをやれば、何だ役場の職員だけ通うところをやるのかという話になるということはどういうふうに整理をするかというのは、なかなか整理ができないということでもあります。ただ、確かにつるつると滑るところはありますから、そこのところにはそれぞれ行政区と相談して融雪剤を置くなり、あるいは砂を置くなりなんなりして、少しでも配慮できる範囲ではやっていきたいと、このように思っております。

1番（佐藤健太君） 29ページ、商工費の中の委託料、道の駅のホームページ作成業務ですけども、こちらはもう発注にはなっているんですか。

復興対策課長（村山宏行君） こちらまだ発注にはなっておりません。予算をこれから取って、それから行うということでもあります。当初、もう少し簡単にできるのかなというふうに思っていたんですが、中身ですね、村の特産品なりなんなり、そういったものをホームページのほうで出しながら売っていきたいという、そういったシステムを入れたいという。それから、道の駅のそのコンテンツ、コンセプトを売っていくためのその仕組み、従業員がなるべく簡易に、簡便に更新できるような形ということで、ちょっとシステムのほうに予算を要するということがわかりましたので、申しわけありませんが、これから着手させていただくということですのでよろしくお願ひします。

5番（高橋和幸君） 私のほうから、25ページのいいたてクリニック指定管理業務の院内処方の導入ということで400万円の予算ということですけども、今お話を聞いたら内科専門ということで、薬局と違いまして何千種類もお薬はないと思いますけれども、つくる上での薬の包む機材だったりそういうものが含まれていると思うんですけども、この400万円という金額自体の根拠をお聞きしたいことと、あと15ページのほうの医療施設再開支援事業費で事業所なしでマイナス600万円ということをお聞きしましたけれども、これ院内処方ということは通院した方だけがもらえることであって、そういう人たちにとってはメリットありますけれども、ほとんど村外者の方は整形だったりなんだったり何十人、何百人と村外に通っているわけですし、薬局に回って帰ってくるという。これほかの人にとってはデメリットなだけなので、委託業者がいなかったから取りやめて院内処方にしましたということですけども、今後も業者を探したりとか、もう院内処方だけで終わるという認識でよろしいのでしょうか。

健康福祉課長（細川 亨君） 今回、院内処方準備に係る経費ということで、分包機が大体であります。分包機31日分の分包をするというふうな機械であります。金額的には367万

2,000円の分包機になります。その他医療会計システムなど需用費、消耗品等がかかってくるということで、この400万円に含まれているということでもあります。

あとは、歳入のほうですね。薬局再開支援補助金のほうであります、マイナス600万円です。こちらのほうはいろいろ探してきましたが、なかなかプロポーザルでも業者が手を挙げなくて、最終的には薬局の指定管理は希望なしということで歳入のほうもゼロ、歳出のほうも今回マイナス600万円ということで上げておりますので、歳入歳出プラス・マイナス・ゼロで、予算から落としたということでもあります。

5番（高橋和幸君） 薬局の件ですけれども、今後も将来的にわたって飯舘村には薬局なしという状態になるんですか。

健康福祉課長（細川 亨君） 院内処方今回変わるということで、薬局についてはもうつくらないというふうなことであります。院内処方で対応するということでもあります。

総務課長（高橋正文君） 調剤薬局、村内にないということで、クリニックに通わない方は不便だということのお話でありますから、調剤薬局が村に進出してもらうことは一番いいことでもありますから、今後も建物もございませし進出する業者がいれば村では誘致に努めていくという方向には変わりはありません。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第4、議案第113号 令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議長（菅野新一君） 日程第4、議案第113号令和元年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第114号 令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第114号令和元年度飯舘村簡易水道事業特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第115号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）

議長（菅野新一君） 日程第6、議案第115号令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第116号 令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第5号）

議長（菅野新一君） 日程第7、議案第116号令和元年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第5号）を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第117号 飯舘村森林環境譲与税基金条例

議長（菅野新一君） 日程第8、議案第117号飯舘村森林環境譲与税基金条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第118号 飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第118号飯舘村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第119号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第119号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 提案説明資料で今回の対照表の行政区長、副区長、スクールソーシャルワーカーとあとは任用職員の給与の2の部分の削除ということでありましてけれども、これ削除される前には入っていたわけですがけれども、単純に報酬から報償に変わるからというだけなのか。何か意味があるのか、理由を伺いたい。

総務課長（高橋正文君） 今、議員おっしゃったとおり区長、副区長等の報酬から報償に変わるということがまず1つであります。あとはこのことによって身分が変わります。今まで行政区長、副区長は非常勤特別職という公務員の取り扱いでやっておったものから報酬でお支払いしていたという。新年度からは、行政区長、副区長は非常勤特別職から、ここから削除するというので外れるということで公務員ではなくなるということでございます。だから一番大きなことは、今までの身分と違うことになるということでございます。

7番（佐藤八郎君） 選挙のたびに区長の名前が出たか出ないか、かかわったかどうかということであったんですけども、そうすると公職選挙法での区長、副区長が公務員から外れて普通の方々と一緒になるという確認でいいのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） そのとおりでございます。公職選挙法に関連するものについても特に制限はなくなるということでございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第120号 飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第120号飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、閉会中の継続調査の件

議長(菅野新一君) 日程第12、閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員会長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第13、議員派遣の件

議長(菅野新一君) 日程第13、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(菅野新一君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第10回飯館村議会定例会を閉会します。

(午前10時58分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年12月20日

飯 舘 村 議 会 議 長 菅 野 新 一

同 会議録署名議員 高 橋 和 幸

同 会議録署名議員 渡 邊 計

同 会議録署名議員 佐 藤 八 郎